

県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する
調査特別委員会会議録（その19）

招集年月日時刻及び場所

平成17年12月2日（金） 午前9時30分

第1特別会議室

出席した委員の氏名

委員長	小林	実
副委員長	宮澤	敏文
委員	平野	成基
委員	小池	清
委員	服部	宏昭
委員	木下	茂人
委員	石坂	千穂
委員	毛利	栄子
委員	下村	恭
委員	林	奉文
委員	鈴木	清
委員	竹内	久幸
委員	宮澤	宗弘
委員	清水	洋
委員	高見澤	敏光
委員	柳田	清二
委員	倉田	竜彦

欠席した委員の氏名

なし

地方自治法第100条1項の規定により出頭及び証言を求めた者の氏名

元県経営戦略局参事	松林	憲治氏
元県総務部長	宮尾	弘行氏
しなやかな信州をはぐくむ会会長	穂苅	甲子男氏
株式会社長野舞台取締役	今井	竜吾氏
元県教育次長	杉本	幸治氏

元県教育委員会文化財・生涯学習課職員	山 岸 直 樹氏
元県経営戦略局職員	北 原 俊 樹氏
元県教育委員会文化財・生涯学習課長	上 原 五 夫氏
元県教育長	瀬 良 和 征氏
元県住宅部長	中 村 芳 久氏
元県住宅部施設課専門幹兼技術専門員	永 井 昇 氏

証人補助者として出席した者の氏名

穂苅甲子男証人補助者	吉 江 健太郎氏
------------	----------

付託事件

- 1 県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛けに関する事項
- 2 「下水道関係の働き掛けに関する文書」に係る公文書公開請求に関する事項
- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

会議に付した事項

- 3 県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項
- 4 住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項

開会時刻 午前9時35分

小林委員長 ただいまから、県下水道事業に対する知事後援会幹部の働き掛け等に関する調査特別委員会を開会いたします。本日の日程は、百条調査権に基づく証人尋問であります。

この際、報告いたします。11月28日（月）の本委員会に出席した田山重晴証人から、本日開催された組合交渉への出席要請があったのはいつかとの尋問に対する証言を、お手元に配付いたしましたとおり、訂正したいとの申し出がありましたので、御了承願います。

これより、本委員会に付託されました調査事件について調査を行います。最初に、県の事務等に対する知事後援会の関与及び費用負担に関する事項並びに住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する事項について、証人から証言を求めます。

鈴木委員 尋問に入る前に動議を申し上げたいと思います。去る28日、当委員会において、証人として出頭要請を求めました松林憲治証人につきましては、11月18日、委員会書記を通じ、再三28日という日を特定し出頭要請をしたにもかかわらず、当委員会への出席を得られませんでした。そしてその理由をいろいろな角度から精査してみますと、出席できない理由として、11月28日は、当日、8時から12時まで栄村長との懇談会が現地であると。次、午後、13時から長野県職員労働組合との組織再編にかかわる組合交渉のためというのが、出席でき

ないという理由とされております。

しかしながら、栄村長との懇談会というのは、後追いでつけた理由等により、あえてこの委員会の出席を拒否するための理由と思われるかもしれませんが、それから職員組合との交渉というのは、3時には交渉が打ち切りという前段階からのそういう時間的な制約の中で、3時には組合との交渉が終わっております。私どもとしては、4時、5時という時間を費やしてお待ちしていたにもかかわらず出席できなかったと、出席いただけなかったと。したがってこれは公務性、あるいは正当な理由等しんしゃくしてみるに、明らかに私は当委員会に対する出頭拒否と断定せざるを得ません。

したがいまして動議ということで申し上げますが、ぜひ委員長をして事実整理の上、皆さんにお取り計らいをいただいて、一つの結論を出していただきたいということをこの場で動議として申し上げたいと思います。

小林委員長 ただいま鈴木委員から、松林憲治氏に対する出頭拒否に対する動議が提出をされました。この動議の成立のいかんについてお諮りをいたします。ただいま鈴木委員の出された動議を、動議として賛成できる方の挙手を願います。

(挙手多数)

いいですか、それでは動議の成立をここで認めることにいたします。

宮澤副委員長 今、鈴木委員から発せられまして、お一人を除くすべての方が御賛同いただきました動議でございますけれども、この当委員会に出頭拒否をしたという内容のものでございます。この内容のこの動議を受けて、採決に入る前に、もう少し正副委員長で調査をした上で、それから協議会等々でその内容等、また本委員会で確認すべきことは確認した上で採決をとりたいとこんなふうに申し入れさせていただくところでございますけれども、よろしくお願い申し上げます。

小林委員長 ただいまの御意見も踏まえて、今の動議は、成立をいたしました。つきましては、この動議に対しての審議及び採決につきましては、後日に持ち越したいと思いますが、いかがでございますか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

それでは、本日、出頭を求めました証人は、元県経営戦略局参事松林憲治さん、元県総務部長宮尾弘行さん、しなやかな信州をはぐくむ会会長穂苅甲子男さん、株式会社長野舞台取締役今井竜吾さん、元県教育次長杉本幸治さん、元県教育委員会文化財・生涯学習課職員山岸直樹さん、元経営戦略局職員北原俊樹さん、元県教育委員会文化財・生涯学習課長上原五夫さん、元県教育長瀬良和征さん、元県住宅部長中村芳久さん、元県住宅部施設課専門幹兼

技術専門員永井昇さん、以上11名であります。

これより、各証人から順次証言を求めます。最初に、松林憲治さん、宮尾弘行さんから証言を求めます。お諮りいたします。証人松林憲治さん、宮尾弘行さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会に御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げるとともに、調査のために御協力をいただきますようお願いを申し上げます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなく証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下

の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思います。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず松林憲治証人、宣誓書の朗読を願います。

[松林証人、宣誓書を朗読]

次に宮尾弘行証人、宣誓書の朗読を願います。

[宮尾証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席願います。

お諮りします。本日、証人として松林憲治さん、宮尾弘行さんの出頭を求めています。お二人を同席の上で証言を求めることとしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。
(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

また、委員各位に申し上げます。本日は、住民基本台帳ネットワークシステムへの侵入実験に関する重要な問題等について証人より証言を求めるものでありますから、不規則発言等、議事の進行を妨げる言動のないように御協力をお願いいたします。また、委員の発言につきましては、証人の人権に十分配慮されるよう要望しておきます。

これより松林憲治証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き鈴木委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにいたします。

まず松林憲治証人に私からお尋ねをいたします。あなたは松林憲治さんですか。

松林証人 松林憲治でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

松林証人 経営戦略局長を務めております。

小林委員長 次に宮尾弘行証人にお尋ねをいたします。あなたは宮尾弘行さんですか。

宮尾証人 宮尾弘行でございます。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

宮尾証人 職業は、長野県老人福祉施設事業連盟事務局長でございます。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、鈴木委員から尋問させていただきます。

鈴木委員 おはようございます。宮尾証人には、今、委員長から御指名ありましたように松林証人の尋問のあとお尋ねする予定でありますので、しばらくお待ちいただきたいと思えます。まず冒頭、松林証人に順次お尋ねいたします。時間の制約がありますから、簡潔に要点を踏まえて証言をお願いしたいと思います。

まず、完全シークレットで住基にかかわる実験を行った事実経過についてお尋ねいたします。あなたがかかわってきたという証言をいただいておりますが、長野県として住基ネットへの侵入実験の実施をいつ、だれが、どなたが決定されたのでしょうか。

松林証人 これについては、侵入実験、当時は脆弱性調査と、ネットワークの脆弱性調査というふうに申しておりました。これについては、確か平成15年8月の本人確認情報保護審議会の中で、吉田柳太郎委員を中心とした住基ネットの、先ほど言いました脆弱性調査について行ったらどうかという話がございまして、それでそれをもとにこの実験が具体的にスタートしたと。2年前の記憶でございますのでちょっと私も定かではないんですが、そんなような経過で始まったというふうに記憶しております。

鈴木委員 審議会の提言は提言として、具体的な決定をし指示をされたのはどなたですか、知事ではありませんか。

松林証人 これについては、8月15日のときに知事会見で、でき得れば国と共同で住基ネットの侵入実験、いわゆる脆弱性調査をしたらどうかという発言は知事の方からあったと思えます。ですから、最終的な県政の政策決定は、これは、最終決定権者は知事でございますので、最終の判断は知事だということだと思えます。

鈴木委員 過日の証言の中で岡部証人は、侵入実験について、8月15日に基本方針を発表して若干経た時点で、知事の方からの指示だということで、松林さん、つまりあなたの方から侵入事件をやるという連絡があり、住基ネットとインターネットが接続している町村へ至急協力依頼をしてくれと。宮尾部長、私、都合がつけば松林の3人で行きたいとの指示があったという証言をされています。したがってあなたが、知事からの侵入実験の実施の指示、要するに決定を岡部氏へ伝えられたのかどうなのか。

松林証人 当時、確か住基ネットのいわゆるチームリーダー、プロジェクトチームを組んでおりまして、そのチームリーダーは岡部英則氏でございました。この脆弱性調査というものは、当然のことながら技術的な面と、それからあと法的な面、手続的な面、そういったものがございまして。実験の面における指揮者と言いますか、指導については、これは当時、私は情報政策課長でございましたので私の方で担当して、あと制度的なもの、それから手続的なもの、こういった法的な面については、これは岡部英則氏が担当していたとこのように

記憶をしております。

鈴木委員 侵入実験は、阿智村、下諏訪町、波田町で行われておりますが、実験の受け入れを町村と調整されたのはどなたですか。

松林証人 今、鈴木委員が言われました各3町村については、これは私の方で下打ち合わせと言いますか、そういうことをさせていただきました。ただ、これについては、当然住基ネットの対応チームということで対応しておりましたので、これについては、岡部氏も確かその3町村のうちの、どこの町村かちょっと私は記憶がございませんけれども、出かけて一緒に行った記憶がございます。

鈴木委員 岡部証人は、波田町以外は折衝はしていないという証言をしております。岡部氏が第一次侵入事件の対応チームのリーダーということですが、今、制度的な面と総務部との役割についての今認識を披瀝されましたが。実際の実験のいわゆる仕切りはどなたが行っていたんですか。

松林証人 実験については、先ほど申し上げましたとおり、当時技術的な面で情報政策課がそのネットワークについては所管しておりましたので、私の方で、情報政策課長という立場で、これは私の方で所管をさせていただいたということでございます。

鈴木委員 情報政策課、松林証人が実質的な責任者として行ったということですが。ではなぜ完全なシークレットで侵入実験を行ったのか。県民の税金を使う以上、必要な情報公開はすべきではなかったかと思われませんが、その辺についていかがですか。

松林証人 この実験については、これは国も、総務省も確か同じ年の長野県が行ったあと、確か10月ぐらいだったと思います。品川区だというふうに私は記憶していますが、そこで侵入実験を行っております。国としての侵入実験を行っております。その際、国においても、当然これは事前に侵入実験をやるというようなことは、事前には一切公表しておりませんでした。事後においてその結果を発表していくということでございます。そもそも侵入実験、脆弱性調査については、いつ幾日ここでやりますという話を公にしますと、当然全国、もしくは全世界から、これはハッカーたちが腕を競い合ってそこを集中的に攻撃する可能性がございます。したがって、そういった危険性を除く意味でも、これは国も長野県と同じようなやり方をやったということでございます。

鈴木委員 国はともかく、先ほどの証言によりますと、県の情報審議会の提言を受けてというふうにおっしゃってました。その提言を受けてということですが、不破会長はやはり公開できちんとした目的等を説明した上でやるべきだという発言を、後日も報道しておりますし、過日の証言においてもそのように証言をしております。

次にお聞きしますが、この完全シークレットの侵入実験を、では行うように指示をしたの

も松林証人ということによろしいですか。

松林証人 これについては、当然やり方については、先ほど言いました全世界からの攻撃をきちんと防御すると。そういった安全性を配慮した上で当然実験をやっていくというのは、これ住基ネット対応チーム全体としての、そういう考え方でございます。

鈴木委員 業務委託契約に必要な予算を、補正計上せずに市町村課の予算を流用して対応したのは、これもやはり完全シークレットの一環でありますか。

松林証人 この流用については、予算面についてはまさにこれは、先ほど申し上げました制度的な面、それから法的な面、手続的な面、これについては、岡部英則氏が対応チームリーダーとしてきちんとその所管をしておりましたので。私はこの予算の流用については、百条委員会の方にも提出させていただいた書類からおわかりだと思えますけれども、決裁については一切しておりません。

鈴木委員 侵入実験にかかわる一連の業務の進行、進捗状況を、総務部長、あるいは市町村課長へは報告しておりましたでしょうか。

松林証人 その進捗状況と言いますと、具体的にもう少し、どの時点というようなことをもうちょっとおっしゃっていただければ。

鈴木委員 契約行為から具体的な契約先の当事者、それから侵入実験の日時、それから侵入実験に至るまでの一連の事務的な流れすべてです。

松林証人 これについては、日時とか、それからいつどこでやるというような話は、これは当然のことながらチームリーダーである岡部氏には伝えてございます。

鈴木委員 総務部長には、市町村課の予算を流用していたら総務部長には報告はしてありませんでしたか。

松林証人 情報政策課の直接の上司は企画局長でございました。したがって、岡部氏を通じて、当然市町村課の予算の流用等については、岡部氏の方から総務部長の方に確か報告をさせていただいたというふうに記憶しております。私の方からは、その流用について云々とか、そういった権限は、市町村課の領域でございますので、情報政策課長としてはそこまで踏み入らなかったということでございます。

鈴木委員 では関連して宮尾証人、当時の進捗状況等については、具体的に市町村課の方から報告を受けておりましたでしょうか。

宮尾証人 この実験の進捗状況等につきましては、当時のチームリーダーであります岡部氏から折に触れて報告がございました。今の実験実施にかかわる手続、具体的に今お話がありました手続については、これは事務担当課である市町村課の方から、私は報告あるいは話があったということでございます。

鈴木委員 対応チームは、市町村課に設置しております。当然総務部長としても報告を受ける立場で、報告がなければおかしいはずであります。予算は市町村課の予算で侵入実験をしておりますし、第二次、それから第三者評価についても、これは松林証人が押印して最終的な決裁権者は総務部長となっている、これは御承知のとおりだと思います。では逐一、松林証人は、具体的にすべての実験の過程、状況等については、直接の報告をする相手はどなただったですか。

松林証人 これについては、先ほど今、鈴木委員からもありましたとおり、第一次のときに私は一切その予算の事務面等、こういったものについてはタッチしておりませんでしたので、これについては、当然のことながらこの実験の進捗状況というのは、知事が最高責任者でございますので、知事にはそこら辺の状況は報告しておりました。

鈴木委員 では確認ですが、直接知事とダイレクトに報告あるいは連絡、相談をしながら進めたという確認でよろしいですね。

松林証人 その実験の内容については、一次の段階については、これは知事の方に私の方から報告させていただいたとこのことでございます。

鈴木委員 第二次侵入実験について、市町村課へ業務委託契約にかかる情報、実験内容、契約の相手先、金額、実施日を伝えたのは、いつごろですか。

松林証人 二次のときには、私のほかに経営戦略局、二次のときには私は経営戦略局の参事という立場でおりましたので、その私の下にありました宮津雅則現政策評価課長が、当時この実験の実働部隊ということで市町村ときちんと連絡調整をとってやっていたというふうには記憶しております。具体的なその契約の業務については、これは委託契約等をどのようにするのか、これについては、私と宮津、それと市町村課の方と、確か三者でそこら辺は情報共有をしていったというふうには記憶しております。

鈴木委員 松林証人、それからかつて証言した宮津証人、あと市町村課の方でということですが、市町村課のどなたでしょうか。

松林証人 当時、担当の係長は、佐藤という者だったというふうには記憶しております。確か行政係長だったと思います。

鈴木委員 そういたしますと、具体的な、もう一度確認しますが、実験内容、契約の相手先、金額、実施日を伝えたのは、ただいま市町村課の佐藤という職員の名前を聞きましたが、市町村課の佐藤職員が窓口とするならば、いつごろかかる内容を市町村課へ伝えたんですか。

松林証人 これについては、当然実験の始まる確か前に、宮津か、ちょっと私か、どちらから直接伝えたかは定かではございませんけれども、いずれにしましてもその内容については、実験の始まる前には伝えていたと思います。

鈴木委員 実験の前というのは、日数をおいて、ある程度常識的に考えてみて2日、3日、あるいは1週間も前であり、時間的な本当に5分、10分前でも前は前なんです、その前というのはどの程度のご概念の前、直近であるんですか。

松林証人 当然これについては、市町村課の方でもこれは事務作業があると思いますので、それ1日前か2日前か1週間前か、ちょっとそこら辺は私も記録を全部とっているわけではございませんので、それについては定かではございませんけれども、いずれにしましても、その点については、事前に私が宮津かどちらかからその報告をさせていただいたということだと思います。

鈴木委員 いわゆる手続が、市町村課では11月21日、1日で4つの伺いをすべて一括処理するような、まさにイレギュラーな事務処理を行っているんです。過日の藤澤証人からも、極めて不適切だったという証言をいただいております。これ情報は市町村課にきちんと提供されていなかったのではないかとと思われるんですが。そもそも住基ネットへの侵入実験は、審議会が提言をして実証することになったという理解でよろしいですか。

松林証人 この実験のやり方については、これは先ほど言いました8月の本人確認情報保護審議会において、実験をやると、そういうふう決められたわけでございまして、我々としてはその方針に従って、吉田柳太郎氏をキャップに実験を行っていったとこういうことでございます。

鈴木委員 そうしますと、第一次、それからあなたが加わっている第二次侵入実験についても、審議会とは相談し、その必要性を認めていたということによろしいですか。

松林証人 一次も二次も本人確認情報保護審議会の委員であります吉田柳太郎氏がキャップで、この実験の指揮をとっておりましたので、これについては、当然のことながら審議会の了解を得てやっている一連の実験であるというふうに認識をしております。

鈴木委員 過日の不破証人の証言によりますと、実際には市町村とのインターネットの接続はほとんど切られていたので、侵入実験の要する意味合いはなくなったと、二次実験についてですよ。侵入実験の意味合いはなくなったと。新しくやった内部からの侵入実験について、審議会の中でどういうふうにするべきは議論していないというふうに、不破証人は証言しております。なお加えて、宮津証人の証言も、第二次侵入実験について、12月の審議会で、侵入実験の方法については事前に承知していなかったという不満を述べられた委員が何人かいたと、こういう証言をしているんですよ。ですから一次実験と二次実験では、おのずから内容、性格も違うはずなんです。それについて、今、証人は、一次も二次も審議会の提言を受けて、相談してということをおっしゃっていますが、この矛盾についてどのように認識しますか。

松林証人 二次の実験は、一次の中で行いました3つの町村のうちの1つである阿智村で二次実験は行っております。この阿智村で行った実験というのは、一次の段階ではわずか確か3日間だったと思いますが、3日間ではちょっとわかりづらい点があったということで、これについてより詳細なデータを入手するという、そういう必要性を感じて、それでその一次実験を行った中の阿智村において、再度実験を行ったというふうに私は記憶しております。

鈴木委員 ですからそれは、どなたが判断をしたんですか。

松林証人 私は、一次、二次というものは、一連の実験の流れというふうに認識しております。一次と二次とが全く切り離されているということではないと。したがって、一次があって二次があるということですので、これは一連の実験の流れと。その中で特に二次の場合には、一次の中で精査をよりしていく必要があるということで、阿智村において二次実験を行ったというふうに認識をしております。

鈴木委員 あなたは先ほど、第一次に関しては住基ネット対応チームの岡部氏がリーダーで進められたと。それで二次実験に関しては、あなたの主体的な意思判断で進めたということによろしいですか。

松林証人 これは当然一次も、岡部英則氏も当然知事とそれはきちんと連絡をとってやっていたはずでございます。当然二次についても、私の単独の判断というものではございません。これは当然一次も二次も、先ほど申し上げましたとおり、最終的にはこれは知事ときちんと打ち合わせた上で行っているということでございます。

鈴木委員 知事からの指示で行ったということですね、わかりました。

次に、では業務委託先との連絡調整について、お尋ねいたします。第一次侵入実験、第二次侵入実験、第三者評価、それぞれの契約について、相手方と受託業務について連絡調整したのはどなたでしょうか。

松林証人 具体的なその二次実験の場合には、現地で立ち会った者が先ほど申し上げました宮津雅則でございます。そこら辺のそれぞれ具体的な契約のやりとり等についての連絡先は、宮津雅則氏が行っていたというふうに記憶しております。

鈴木委員 では確認でございますが、業務委託先との連絡調整等の窓口は、宮津氏ということによろしいですか。

松林証人 一時的な連絡先は宮津氏によろしいと思います。

小林委員長 一時的なという意味、ちょっと加えてください。

松林証人 私も当然のことながらチームリーダーでございますので、その点は宮津氏の報告を受けて、当然これは私も決裁をしているということでございます。

鈴木委員 次に確認ですが、松林証人は、笠原氏及び伊藤氏との業務委託契約について、連

絡調整は宮津氏に任せたということでしょうか。あなたも承知した上で、宮津氏が実務的な担当者ということで窓口になったというふうに解釈してよろしいでしょうか。

松林証人 これについては、一次のときから笠原氏はずっと引き続き二次も担当をしていたというふうに記憶しておりますので、これは二次だけ笠原氏にお願いしたということではないということでございます。

小林委員長 今回の尋問はちょっと違いますね、内容。直接、だから松林氏が交渉に当たられたのか、あるいは松林さんの命を受けて宮津氏が連絡調整をしたのかとこういう意味でございますので、証言願います。

松林証人 これについては、当然、直接の接触は宮津氏が行ってございましたけれども、私もそれは逐一報告を受けております。

鈴木委員 宮津氏が交渉の当事者であるという確認でよろしいですか。

松林証人 その実験の現場で打ち合わせたり、そういった細かいものについては宮津氏が行い、私がそれを報告を受けて、それで私が委託契約についても当然のことながらこれは決裁を、承知の上で決裁をしているということでございます。

鈴木委員 では具体的にお聞きします。どの実験、それからさらに第三者評価について、当然私も承知しているということなんですが、どなたといつごろ、宮津氏を通じ、あるいはあなた自身が指示をし間接的に宮津氏を通じ調整されたのか。その時期について、証言をお願いいたします。

松林証人 これ具体的な時期というのは、ちょっと私も、2年前の話でちょっと定かではございませんけれども。当然その二次実験が行われる前、二次実験を当然行うとこういうものを決定した後に、具体的なそういった契約の話に入っているというふうに記憶しております。それについては、第三者評価についても、これについても第二次の実験報告書が出たあと、それについて評価をお願いしたとこういうことだと思います。

鈴木委員 市町村課では、業務委託契約について、松林証人及び宮津氏から情報提供を受けて準備を進めていたということですが、これは事実でありますか。

松林証人 二次について、それから第三者評価についても、これは起案するのは確か市町村課で起案をしておりましたので、これは市町村課の方に情報提供はしていたというふうに記憶しております。

鈴木委員 ではもう一度確認いたしますが、二次実験、第三者評価の手續の情報、二次実験は、宮津氏から情報を得ておったと。第三者評価は松林氏が伊藤氏と接触していたため松林氏から情報を得たと。補助者との連絡調整は宮津氏、あるいは松林氏を中心に行っていたと。第二次実験の手續については、担当に確認していない見積金額についても、この額でという

話がある中で4つの起案を1日で処理したと言っております。市町村課に業務委託契約にかかわる、どのような情報をあなたは提供していたのですか。

松林証人 今、手続的な点についてはちょっと私も定かではございませんが、流れとしては、二次実験について、実験の現場、それからあと補助者、こういった形については、これは先ほど来申し上げておりますとおり、宮津氏が接触していたと。私の方では、その情報を受けて、その情報に基づいて市町村課の方に話をしたと。それからまた宮津氏の方からも市町村課の方にそういった情報が入っていた部分もあるかと思えます。それから第三者評価については、これは伊藤穰一氏・・・

小林委員長 ちょっと発言中ですが、お待ちください。

柳田委員 本日、大変タイトな日程でやっている中において、聞いたことを、その周辺まで説明をしてタイムリーな答えになっていないという中で、議事の整理の中でお願いします。

小林委員長 証人に申し上げますが、大変時間的な制約のもとにやっておりますので、ただいまの質問も、あなたがどういう情報を市町村課に流したかということでございますので、簡潔に真実だけお述べください。

松林証人 二次実験についての、今言った宮津氏から上がってきた情報を市町村課にお伝えしたことは事実でございます。それから第三者評価についてもお尋ねがありましたので、これについても市町村課の方に情報を提供していたということでございます。

鈴木委員 今、柳田委員からも動議がありましたように、具体的に簡潔に要点を絞って証言いただきたいと思えます。私が今もう一度確認したいのは、業務委託先の契約を結ぶに当たっての日時とか、要するに必要な経費等について、あなたが具体的に市町村課に情報を提供したということによろしいか。

松林証人 具体的な情報について、起案について必要な情報は私の方から提供させていただいたということでございます。

鈴木委員 そういたしますと、次にこれでようやく進むことができます。必要経費はどなたが積算をされたのですか。業務委託契約先との調整をしてお決めになったんでしょうか。

松林証人 この積算については、根拠というのは確か第一次と全く同じ積算、要するに人件費、それから必要な機器ということで、根拠については一次と同じだというふうに確か理解しております。

小林委員長 どなたがという質問であります。お答えください、どなたが。

松林証人 これについては、当然これは市町村課の方で起案しておりますので、その積算根拠等については、これはしかるべき単価というものが決まっておりますので、これは市町村課の方と連携をとって決めていたということでございます。これは一次も全く同じことだと

いうふうに記憶しております。

鈴木委員 今、私、一次についてお聞きしていませんよ、二次実験と第三者評価に関してお聞きしているんですが。では一次と同じであるならば、委員長すみません、正式な委員会として記録請求した仕様書がございます。この仕様書をちょっと松林証人に見ていただいて、それでこの仕様書で本当に積算ができるのかどうか、それをあなたにお伺いしたい。

小林委員長 ではお見せください。

(証人 記録閲覧)

松林証人 これについては、この仕様書というのは相手方にお渡し、お渡しというか相手方に示す実験における仕様書でございます。積算の根拠というものは、これは例えばそういったセキュリティーの安全をきちんとチェックする、そういった方の1日当たりの単価、こういったものを一次のとき決めた単価、その単価について、同額の単価で見積もってあった。これは見積書でございますので、市町村課の起案した中にきちんと1時間いくらかで何日間この方は勤務するから、それについては総額いくらかですよと、こういう形できちんと起案に残っているというふうに理解しています。

鈴木委員 ではもう一度確認します。あなたは、委託契約の金額について、具体的な数字を市町村課へは、では指示していませんか、あなたからは。

松林証人 これについて、私は直接の起案の担当者ではございませんでしたので、それについては、その積算の根拠というものは、これは市町村課で起案しておりますので、市町村課の方でそれを積算したというふうに記憶しております。

鈴木委員 過日の証言の中で、私もそう思うんですが、この仕様書をもって積算しろといっても無理なんです。不破証人は、この仕様書だけではいろいろ聞かないと実際の見積もりもなかなか出しづらいだろうと。もう一つ、当該の市町村課長だった藤澤証人は、市町村課は業務委託先とはコンタクトしてないというふうに証言しています。ですからこの数字というものを、明確に今市町村課とおっしゃっていますが、あなたが直接、具体的な数字を市町村課へ指示したのではないんですか。それをもう一度確認します。

松林証人 当然のことながらこの積算の根拠というのは、先ほど言いました、要するにセキュリティーネットワークの単価というのは決まっております。これは一次と同じ単価でございます。これに必要な日数、これを掛けて積算をしておりますので、これについては・・・

小林委員長 証人に申し上げます。だれが、松林証人が指示をしたのかと、それだけで結構です、お答えください。あなたが指示したか。

松林証人 ですからこの積算について指示というのか、これは両方で打ち合わせをして、それで積算をしていると私は思います。当然日数とか、そういったものについては、市町村課

ではこれはわかりません。こういった日数については、我々の方で何日間と。それからあと単価については、これは第一次のときと同じ、むしろこれは違うとおかしな話になりますので同じ単価を使うということで、これは打ち合わせた上で決めて起案をしていただいたということだと思います。

鈴木委員 今、証人にお聞きしているのは、時計の目盛りを戻すような話ではなくて、具体的にこの予算で、こういう工数計算、こういう補助者も含めてと、あるいは旅費も含めてと。詳細はともかく、この予算でという具体的なサジェスション、数字をあなたが市町村課にお示ししたのではないですかということをお聞きしているんです。それについて私ではありません、あるいは市町村課のだれと相談して具体的な積算根拠を決めた、あるいは第一次実験のときからの想定された数字をバックデータとして試算した、その3つしかないんです。ですからあなたが市町村課に具体的な数字をお示ししたのではないんですかということをお聞きしているんです。

松林証人 これは当然起案する段階では、これは予定価格というのは発注者側、いわゆる県側で決めるわけございまして。その根拠というものは、きちんと県の中で打ち合わせて決めたというふうに記憶しております。

鈴木委員 ちょっと時間も制約がありますから、具体的に証言してもらいたいんですが。県の中でとか、それではなくて、では県のその住基ネット対応チームのだれとだれなのか、あるいはあなたが引き継いで情報政策課が、制度的なものではなくて侵入実験について進める中で、市町村課のだれと、あるいはあなたが知事等の指示を受けていると言っているんですが、具体的な数字等はだれと決めたのかということをお聞きしているんですよ。

松林証人 ですからこれは市町村課の担当、それからあと先ほど言いました係長と、宮津それから私という中で、これは当然一次と全く同じ考え方で起案をしたということございまして。

小林委員長 それはいいんです。その4人ということによろしゅうございますね。

鈴木委員 では次に進みますが、あなたは吉田氏、伊藤氏とは、住基ネットの、いわゆるこの問題が起きる前から、確か面識はありましたか。

松林証人 吉田氏とは、吉田氏は本人確認情報保護審議会の委員でございましたので、この審議会が発足したのは住基ネットが始まる確か平成14年度の末だったというふうに、発足がですね、記憶しておりますので、そのとき当然のことながら委員さん、全部で6人だったと思いますが、そのうちの一人でございましたので、住基ネットの脆弱性の実験の前から、私は面識はそういった関係でございました。

それから伊藤穰一氏については、これは情報政策課でいろいろ、当時、高速情報通信ネッ

トワークシステムの構築という大きなテーマがございまして、その関係で伊藤穰一氏と面識を持っておりました。

鈴木委員 情報政策課長のときに、不破氏と一緒に、いわゆる伊藤氏の会社ネオトニーへ打ち合わせに行っておりますね。その事実はいかがですか。

松林証人 これは先ほど申しました高速情報通信ネットワークシステムの構築ということで、先ほど鈴木委員から言われました不破教授とともに打ち合わせに行った事実はございます。

鈴木委員 吉田氏と伊藤氏は、どのような関係であったと当時認識しておりましたか。

松林証人 当時と言いますと、どの時点でございますか。

鈴木委員 今、確認しましたように、あなたが吉田氏と面識を得たころ、あるいは不破会長と伊藤氏のところへ訪問したころ、要するに吉田氏と伊藤氏の関係は、単なる知り合いなのか、コマーシャルベースの商業上の取引があったのか、あるいは会社の雇用関係があったのか、という部分を含めてどのような認識だったんですかということをお聞きしているんです。

松林証人 それについては、私は伊藤氏と、それから吉田柳太郎氏とは、会った時期も異なりまして、そういう関係については、私は存じ上げておりませんでした。

鈴木委員 侵入実験の第三者評価をネオトニーの伊藤氏へ業務委託契約をするように指示をされたのは、どなたですか。

松林証人 これについては、伊藤穰一氏は総務省の住基ネットの審議会委員でもございましたので、そういった観点から、これは住基ネット対応チームの方で候補者を推薦させていただいて、それで最終的には、これは先ほど来何回も申し上げておりますとおり、これは知事と相談の上決めさせていただいたということでございます。

鈴木委員 だから知事と相談の上あなたが決めたと、その証言でいいんですね。

松林証人 これは最終的には知事と相談の上決めさせていただいたということでございます。

鈴木委員 そういたしますと、伊藤氏との連絡調整をされつつ、そしてまたネオトニーの本社にたびたび行かれているようですが、具体的にはどういう目的で行っておられたのでしょうか。

松林証人 伊藤氏とは、住基ネットの関係ではこの第三者評価の結果について、第三者評価をお願いするわけですから、それについての打ち合わせに行ったということでございます。

鈴木委員 次に、では住基ネット対応チームの役割についてお伺いしていきますが、あなたはいつごろから住基ネットの問題にかかわり、どのような役割を果たしてきたと認識しておりますか。

松林証人 これは先ほど来申し上げております、本人確認情報保護審議会、これは、事務局は当時市町村課の中にありました。この本人確認情報保護審議会の中で、住基ネットについ

ての問題もテーマとして取り上げられておりました。それで市町村課が事務局で、これは技術面において情報政策課も関与する関係がございましたので、その時点で、私も当時情報政策課長という立場で、この本人確認情報保護審議会に第1回目から参加をしているということでございます。

鈴木委員 では具体的に、あなたはいつ対応チームのリーダーに任命をされたでしょうか。また、知事からの辞令交付はあったのかどうか、その2点について。

松林証人 これについては、辞令交付というものは特になかったというふうに記憶をしております。ただ、その時期については、平成15年の確か10月か11月か、ちょっとそこら辺、定かではございませんけれども、そこら辺のあたりだったと、10月か11月ぐらいだったというふうに記憶をしております。

鈴木委員 岡部氏は知事からの辞令交付があったという証言をしております。私、こうした重要な任務が正式な辞令交付でなくて、口頭で行われたということについて、違和感を感じておりますが。あなたが対応チームのリーダーに任命をされ、対応チームの目的、担当業務をどのように当時理解をされておりましたでしょうか。

松林証人 ですから住基ネット対応チームというのは、まだ当時、実験の途上でございましたので、最終結果も出ておりませんでしたので、そういった実験についての最終的な決着と言いますか、最終の結論を出すとかいう方向に導いていくというのか、そういう形でのまとめをしていくというのが私の責務であると、こういうふう感じていたところでございます。

鈴木委員 一部、では表現を変えて、また尋問させていただきますけれども。確かあなたは対応チームのリーダーとして、住基ネットのいわゆる侵入実験にかかわる業務をかなりの時間を使い、出張もしていたと思いますが、その事実については間違いありませんか。

松林証人 これは別に対応チームリーダーになる以前から、当然先ほど言いました総務省との合同実験それから公開討論会において、そういった調整、こういったものも頻繁に行っておりましたので、その点については、むしろ住基ネットのチームリーダーになる以前の方が、むしろ先ほど言いましたとおり現地に、私も実験に立ち会ったりしておりましたので、チームリーダーになる以前の方が外へ出る機会は多かったというふうに記憶しております。

鈴木委員 あなたは現在、組織や事務処理規則について所管する経営戦略局長の責任者であります。行政手続が口頭でなくては文書で決裁をとっていかなければならないということは、重々承知であると思われれます。

次にお聞きしますが、住基ネット対応チームは、6月に市町村課において、その目的を審議会の第一次提言の説明会の実施に限定をして設置されたはずですが。侵入実験の実施が対

応チームの目的として、いつ加えられたんでしょうか。その場合、行政上適切な内部的な手続を踏んで追加されたというふうに理解してよろしいのかどうか、その2点について。

松林証人 確かその住基ネットの対応チームというのは、今言われました6月ぐらいに岡部氏がリーダーとして、当時の市町村課、それからあと情報政策課、それから経営戦略局と、この三者で構成されていたというふうに記憶をしております。当然その住基ネット全般にわたっての仕事という理解でおりまして、当面は本人確認情報保護審議会で出された報告書の説明を全県下10広域に分かれて確か回ったと。それが第一の目的であって、当然岡部氏は、私がチームリーダーになる前、要するに第一次の実験を行ったときもチームリーダーを引き続きやっていたわけございまして。当然、その第一次報告書の普及、県民への普及だけが対応チームの目的であると限定はされていなかったというふうに記憶しております。

鈴木委員 実験に伴って業務委託契約の伺いで、侵入実験の実施を、要するに対応チームの業務として伺いを立てているということでもいいのかどうか、その辺についての認識はどうですか。

松林証人 これは第一次実験のときの決裁をごらんいただければわかると思いますが。これは市町村課と、それからあと、当時チームリーダーであった岡部英則氏は経営戦略局の参事として、このチームリーダーとして当たっておりましたので、これはまさに対応チームとしての対応であったというふうに記憶しております。

鈴木委員 第二次実験の業務委託契約の伺いは、あなた自身が押印して、11月21日に起案され、21日に決裁がされていますね。実際にはこの侵入実験のかかる準備は相当以前から決まっていたはずなんです。これは権限がない行為を、私は対応チームが行ったというふうに理解しますが、この辺はいかがでしょうか。

松林証人 権限は、これはそれぞれプロジェクトチームでございますので、プロジェクトチームというものは、いろいろな部局が集まってできているわけございまして。そのうちの予算の所管をるところが、これはその対応チームの中にも入っているわけございまして、それが市町村課であり、市町村課の方で起案をして、それで私はそのプロジェクトチームリーダーということで決裁をしたということございまして。これについては、当然権限的には、当時の経営戦略局長、それから総務部長も当然決裁を得ているというふうに考えております。

鈴木委員 対応チームが多額の予算を使って、極めて重要な業務を行うために、正式なこれ決裁をとる中で設置されたチームなんですね。そのリーダーが、組織や事務処理権限を所管する責任者のあなたが確認をして、すべての侵入実験に入ったということによろしいですか。

松林証人 質問の趣旨が、すみません、もう一度おっしゃっていただければと思います。

鈴木委員 今、プロジェクトチームというものは各部局に分かれていると。しかしこの対応

チームというのは、正式な手続を踏んでスタートしたものですよね、いかにプロジェクトチームといえども。ですからあなたが市町村課あるいは情報政策課というすべての垣根を越えて、一元的に松林証人のもとで、すべての伺いから決裁、つまり契約に至った業務の委託先も含めて、あなたのすべての決裁をとられて進められたという認識でよろしいのでしょうか。松林証人 これについては、プロジェクトチームというのは実際の実験を行う、そういったいわゆる実行部隊的なところが非常強うございます。それぞれ予算というものは、それぞれ縦割りで従来の組織で予算を持っておりますので、住基ネットの対応チームという形で予算を持っているわけではございません。したがって、これの実験の実施にかかる決裁については、先ほど来申し上げておりますとおり市町村課で起案をして、経営戦略局、それから当時の経営戦略局長、それから総務部長の決裁をとって、実験を実施しているということでございます。

鈴木委員 簡潔に申し上げますが、では住基ネット対応チームの業務についての内部の検討、では意思決定はどのように行われていたのでしょうか。

松林証人 これについては、先ほど来申し上げておりますとおり、実験の段取りであるとか、それから実験をしていただく方との接触、そういったものについて、それぞれ対応チームの中で具体的な接触を行って、それを市町村課の方に情報提供して、それで市町村課の方で起案をして、市町村課の予算で最終的には総務部長の決裁を得て実施をしていると、こういうことでございます。

鈴木委員 予算的な措置は市町村課、意思決定は対応チーム。私はもう一度確認しますが、いわゆる特別の組織を設置して業務を行った以上、情報の共有が、いいですか、チームの間でされ、意思決定等は伺い等できちんと記録に残してあったのかどうなのか、まずその辺について確認をとりたいと思います。具体的に証言してください、いいですか。

松林証人 実験の調査に当たっては、当然これは、先ほど来申し上げておりますとおり住基ネットチーム、それからあと予算を所管している市町村課、これも住基ネット対応チームの中の一員でございますけれども、そういったところと、それからあと最終的には経営戦略局とそれから総務部、こういったところで最終的にそれぞれ決裁をしているとこういうことでございます。

小林委員長 記録に残したかという内容でございますが、お答えください。

松林証人 これについては、特に記録というものは、それはその都度どういうことをやったかというようなものは、これは一連の流れとして実験をやっていたわけでございまして、そういうものは残っていないというふうに私は思っております。

鈴木委員 いわゆる記録をとるというのは、要するに意思決定等は伺い等できちんと、いい

ですか、記録に残してあるのかどうなのか。その部分についてお聞きしているんです。

松林証人 意思決定というのは、その実験を実施したり、それから契約をしたり、そういった意思決定はきちんとこれは文書で、決裁で残してございます。

鈴木委員 過日、岡部証人の証言によりますと、これはシークレットということで、知事からは財務規則等の手続はとらないと、完全シークレットで行う、それを知っているのは、私と松林氏と、要するにあなたと知事の3人だけであるということ的前提に進んでいたという証言があります。それについて、あなたはどのように受けとめておりますか。

松林証人 それについては、一次も二次も、それから第三者評価も、きちんとこれは意思決定を財務規則の処理にのっかってやっているわけでございますので、これについては、そういうことはない。きちんと財務規則にのっかって処理をしたと、意思決定をしたというふうに理解しております。

鈴木委員 大変県民が当時深い関心を寄せていた実験結果等を、対応チームの名前で正式に発表していますが。これも文書による決裁手続を経ているのでしょうか。その辺については事実いかがですか。

松林証人 最終の報告書は、確か平成15年度の末に出していると思いますが、これは対応チームで本人確認情報保護審議会に提出しているわけございまして、これはその住基ネットの対応チームとして、最終的な意思決定を見て、それで審議会にかけさせていただいているとこのように記憶しております。

鈴木委員 時間がありませんから、反復尋問は避けます。第一次侵入実験の業務委託契約についてですが。阿智村における第一次侵入実験は、どなたが立ち会ったんでしょうか。県ではどなた、村では記憶にある方はどなたですか。

松林証人 契約に当たってということですか、それとも実験に当たってということですか。

小林委員長 実験に当たって。

鈴木委員 実験です。

松林証人 実験については、阿智村については、確か3日間やっていたと思います。そのうち1日半は情報政策課の担当者、それから残りの1日半については、私が阿智村へ赴いて実験に立ち会っております。

鈴木委員 だから情報政策課の職員、それから阿智村の立ち会った職員、どなたでしょうか。

松林証人 どなたというのは具体的なお名前ですか。情報政策課の職員は、当時、私、情報政策課におりましたので、確か中谷氏だというふうに記憶しております。阿智村については、これは具体的にどの職員かというのはちょっと私すぐ名前は出て、記憶にすぐ、申しわけございませんけれども、出てまいりませんが。

鈴木委員 この実験は、何時ごろから始まったのでしょうか。

松林証人 これ3日間やりましたので、これについては、ちょっと最初の日は私は立ち会っておりませんので、何時からというのは、具体的な時間までは記憶してございません。

鈴木委員 実験については、すべてあなたに一任されていたはずなんです。ですから午前なのか、午後なのか、最初の実験。

松林証人 その点は、いろいろ準備等もございましたと思いますので、こちらから、当時長野から行っていたと思いますので、そこら辺ちょっと記憶がございませんけれども、そういった準備等があって、それから実験をされたというふうに、ちょっと具体的な何時からというのは、私はこの場ではちょっと、記憶にはちょっと、申しわけございませんけれども、ございません。

宮澤副委員長 副委員長の立場で恐縮でございますけれども、松林証人をお願いを申し上げます。と申しますのは、本来、住基ネットの調査は11月28日に終了する予定でございました。ところが本日は、後援会の関係の方、それから11人という大勢の証人がおいでになられました。特に後援会の方は、当委員会に対して、高血圧症のため体調があまりよくないので時間をとということで、大変やりくりをして、きょうのこの証人尋問が行われているわけでございます。

ですので、先ほど宣誓にございましたように、多くをつけ加えないで、どうか聞かれていることのみ的確にお話いただけませんと、もう予定されていらっしゃる次の、今、来ていらっしゃるままで待っていただいているわけでございますけれども、11時からその方はせいぜい30分ぐらいということで、みんな委員さんも、それは何とかそういう体調の中で出かけてくださるんだからということで、みんなが総意で協力をしていて、今、鈴木委員の尋問も、答えが返ってこないものに対して二度すると時間がかかってしまうからということで、うんと遠慮していただいて協力していただいているわけでございます。

ですので、松林証人の先ほどの答弁を聞いておりますと、多くの委員さんからも、わざわざこうはぐらかしていくような、答えないというようなニュアンスが、受けとめられるという向きを正副委員長で感じますので、どうか委員長が先ほど来申し上げますように、的確に聞かれたのみをお答えいただきまして、多くをつけ加えないことをぜひともお願いするところでございますので、委員長、よろしく願いいたします。

小林委員長 そのとおりで、鈴木委員。

鈴木委員 もう一度確認いたします。侵入実験の、よろしいですか、午前か午後かとお聞きしたんです、私は、いろいろな準備があるから長野から行ったんでしょう云々ではなくて、おそらくあなたは責任者として、午前に始まったのか、午後に始まったのか、そのどちらで

すかという問いに対して、きちんとチームワークの一つを任されたという証言ですから、当然あなたは承知しておられるはずなんです。午前ですか、午後ですか。

松林証人 先ほど申し上げましたとおり、私の現在記憶には、どちらか、その日のうちに始めたという記憶はございますけれども、午前か午後かまではっきりしたところは申し上げられません。

鈴木委員 吉田氏とその補助者は、当日あるいはその前でもいいんですが、いつごろどのような交通手段で阿智村へ行かれたんですか。

松林証人 確か東京から来られたと思いますので、列車だったと思います、それは。

鈴木委員 阿智村へ列車で行かれたんですか。きちんと教えてください、あなた。

松林証人 行程、ちょっとそこまで旅程について、私も把握しておりませんが。列車で来て、そこから車で当然行ったというふうに記憶しております。

鈴木委員 ですから列車で来て、では最寄りの駅から行かれたのか、いったん長野まで来て、打ち合わせ等を行って行った上で行かれたのか、その辺について、あなたは当然承知しているはずなんです。証言してください。

松林証人 これについては、長野まで来たのか、ちょっとそこら辺、私は定かではございません。

小林委員長 実はちょっと時間が迫っております・・・

鈴木委員 では委員長、私の方から、委員長をして皆さんに諮っていただいた上で、きょうの日程もありますから、お諮りいただきたいと思っているのですが。私とすれば、きょう、宮尾証人も、本当に民間人の立場でおいでいただいておりますし、この一連の住基ネットにかかわる事案をきちんときょう区切りをつけたかったと。そのために先ほど来から、具体的な事項だけを私はお尋ねしているにもかかわらず、その前後のつけ加えるものが多くて、明確な証言をいただいているいないんですよ。ですから私は皆さんの、これは委員長に諮ってもらいたいんですが、後日、適当なしかるべき時期に、これ集中的にこの問題に絞って尋問させていただくような機会をいただかないと、きょうはこれ以上、あとの日程控えておりますので、私は尋問を控えたいと思っています。

小林委員長 わかりました。今の御提案でございますが、いかがですか。

石坂委員 委員会として主尋問を鈴木委員にお願いしたわけですので、主尋問者が必要とあれば、私は提案には同意するものですが。ただ百条の尋問、調査のあり方としまして、先ほどからちょっと感じていることなんですけれども、個々の証人の証言の食い違い、あるいは記憶になかったというような御証言、それはその百条での御証言として受けとめて、矛盾や食い違いはあとで委員会が精査すればいいわけですから、それをあくまでこう整合性をとる

まで追及していくというところまで尋問でしなくてもいいと思いますので。尋問者の側もそこはちょっと踏まえて、整理して、合理的な尋問をお願いしたいと思います。

小林委員長 今、鈴木委員の話の中で、後日改めてというお話がございましたが、その辺よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

宮澤副委員長 まことに申しわけございませんけれども、次の後援会証人のことで提案させていただくわけでございますが、今、石坂委員さん、鈴木委員さんそれぞれございましたけれども、どうも主尋問の段階で終わってきております。お諮りさせていただくわけでございますけれども、もし先ほど鈴木委員さんが言われたように、まだ主尋問のほかにも皆さん尋問を用意されていらっしゃる方もおいでになられるということでございます。松林証人と宮尾証人の御許可をいただければ、きょうはこの住基ネットの問題は、本来28日に終わるということでございましたんですけれども、こちら辺で両証人の御了解いただきまして、次の、全く申しわけございません、本来なら住基ネットをきょう入れる予定ではなかったわけでございますので、そういう状況もございますので、こちら辺でちょっと次回以降に回していただきまして、次の証人は、体調が悪いということと、もう1時までには松本にどうしても帰らなければならないという民間の方でございますので、松林さん、宮尾さん、それぞれ県の職員ないしはそれに準じるようなお仕事のお立場に立っておいでになられるわけでございますので、どうかそのようなことで御了解いただいて、次回のときに持って行っていただくような御配慮を委員の皆さんにさせていただければ、正副委員長、大変感謝を申し上げたいというところなんでございますが、両証人におかれまして、そんなことを提案させていただくわけでございますが、いかがでございましょうか。

石坂委員 対策と言えばそういうふうになるかもしれませんが、宮尾さんも民間の方ですよね。宮尾さんの御了解が前提だと思います。

小林委員長 宮尾証人、今の説明でございまいかがでしょうか。もしあれなら、率直にお話しして。

宮尾証人 了解ということは、何に対して了解ということでございますか。

宮澤副委員長 私がさっき提案したことに対して。

宮尾証人 日程さえ都合がつけば、またここへ参上したいと思います。

小林委員長 ありがとうございます。松林さんいかがでしょうか。松林証人、お願いいたします。

松林証人 日程が合えばということでございます。

小林委員長 それでは、大変証人各位にも御苦勞いただきながら、またこういう場面で打ち

切らざるを得ないということを中心からおわびを申し上げながら、それでは後日、御都合をつけていただきまして、何分の御協力をいただきますようお願いする次第でございます。委員各位よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは本日の松林憲治証人、宮尾証人に対する尋問は以上で終了させていただきます。両証人におかれましては、まことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。本当にありがとうございました。申しわけありません。

[各証人 退席]

ここで、暫時休憩をいたします。

休憩時刻 午前11時2分

再開時刻 午前11時4分

小林委員長 休憩前に引き続き委員会を再開いたします。次に、穂苅甲子男さんから証言を求めます。

次に、証人穂苅甲子男さんからお手元に配付いたしましたとおり、証言を行うに当たり、補助者を同席したいとの申し出がありました。お諮りいたします。お手元に配付しました10項目の条件を付して、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより、証人穂苅甲子男さんの入室を求めます。

[穂苅証人 入室・着席]

穂苅甲子男証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただきまして、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、また調査に御協力をいただくようお願いいたします。私どもも穂苅証人の健康に留意したり、細心の注意を払ってまいりたいと考えておりますが、穂苅証人におかれましては、どうぞささいなことでも気分的に体調不調等ありましたら、御遠慮なしに申し出をいただくように、あえてお願いする次第でございます。よろしくお願いいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず穂苅甲子男証人、宣誓書の朗読を願います。

[穂苅証人、宣誓書を朗読]

御着席ください。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、証人の体調を考慮し、この後は、こちらからの尋問をしているときも、お答えの際も、そのままの着席の状態でご結構であります。しかしマイクはお使いください。そんなことに御留意をいただきたいと思っております。

これより穂苅甲子男証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き竹内委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにいたします。

まず穂苅甲子男証人に私からお尋ねをいたします。あなたは穂苅甲子男さんですか。

穂苅証人 はい。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

穂苅証人 会社役員です。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。マイクを手に持つことが大変御苦労かと思うんですが、つい立てを用意いたしましょうか。

穂苅証人 いいえ、いいです。

小林委員長 結構ですか。ではお願いいたします。次に、竹内委員から尋問をさせていただきます。

竹内委員 大変お忙しい中、御苦労様でございます。竹内でございますけれども、私から代表して尋問をさせていただきます。

まず確認をさせていただきますが、証人の知事後援会である「しなやかな信州をはぐくむ会」、以下「しなやか会」と呼ばせていただきますけれども、の会長をされておりました期間、それと現在の会長としての役職について確認をさせていただきますが、よろしく願いいたします。

穂苅証人 現在の役職について・・・

竹内委員 いつから会長をなされて、現在も会長でしょうかということでございます。

穂苅証人 しなやか会の会長を現在いたしております。平成14年4月30日から今日まで会長を担当しております。

竹内委員 わかりました。次に、これまで当百条委員会で問題になっておりますのは、知事と県職員や各種審議会委員が、知事後援会であるしなやか会の経費負担による会合や、ホテルでの人事を行っていたことございまして。この事例が平成15年度に集中しております。一部16年度にも及んでおります。まずこのことを中心に尋問をいたしますけれども、知事と県職員幹部、各種審議会委員との懇親会で、しなやか会が支出した懇親会費用について、これらの事実を会長である穂苅証人は御存知であったのでしょうか。

穂苅証人 あとで報告を受けました。

竹内委員 それは、いつごろの時期でございましょうか。

穂苅証人 いつごろと聞かれても、ちょっとはっきりした記憶がございません。

竹内委員 それからホテルで、平成15年9月21日ホテル国際21での人事の打ち合わせ、そして22日・23日・24日のホテルナガノアベニューでの費用をしなやか会が負担していた、この両方ですね、負担していたことについては、人事に関する費用負担については、穂苅会長は知っておられたのでしょうか。

穂苅証人 このこともあとで報告を受けました。

竹内委員 あとで、いつごろなたから報告を受けられたでしょうか。

穂苅証人 当時の小林誠一事務局長から聞いたことと記憶しております。

竹内委員 それは一連のことが県議会の総務委員会等で明らかになって以降のことでしょうか、それとも以前でしょうか。

穂苅証人 以後のことと思いますけれども、その当時のことははっきりした記憶がございませんが、おそらくその以後のことと思います。

竹内委員 それで、それをお知りになって、先ほどの各種、県職員等や審議会の委員の皆さんとの懇親会の経費を負担した問題、それからホテルでの人事をやっていた問題、その辺について、穂苅会長はどう思われたでしょうか。

穂苅証人 この県政についての、それからホテルでの会合についての、そういうことに対して私は一切タッチしておりませんが、田中康夫知事が県政を改革する、その趣旨のもとにこのしなやか会から費用を出したことについては、当然のこととっておりました。

竹内委員 あとで時間があれば、その辺またお聞きしたいと思います。

次に、11月18日のしなやか会小林誠一元事務局長さんの会計処理システムに関する証言をいただきました。「会計そのものは、最初、柳沢京子さんがやっておられるときは、長野に通帳と判こがあったのですけれども、松本の穂苅さんが会長を受けられてからは、穂苅さんの手元に通帳と判こが行っておりましたものですから、実質的な平成15年度当時の、その支払いの実務、通帳からお金を拠出する作業そのものは、松本の事務所に当時事務員もおりまして、事務的にはそちらでやっていたというのは実務です。」として、「私としては取りまとめる段階で、取りまとめて松本へ送って処理をしていたわけなんですけれども、取りまとめた段階で、記載事項に必要な項目は、例えば支払い先とか、日付とか、当然金額も含めて、明確に確認したのですけれども、具体的にだれと会ったというような内容については全く聞いておりません。」ということで証言をいただいております。

そして、「最終的には、通帳と判こは松本にあって、実質的には会長さんが穂苅さんになったときに、穂苅さんが責任を持って管理するというような形でいってましたので、当然、松本の事務所、事務手続をする上では、穂苅さんもチェックと言いますか、目も通されているはずですよ。」と小林誠一証人は証言をしております。このことについては事実でしょうか。

穂苅証人 全くございません。私は一切この会計については、小林事務局長、それから塩沢壮吉責任者、この方にお任せして全くこの、私は関与しておりませんし、そういうことも全く事前にも事後にもタッチしておりません。

竹内委員 そうしますと、小林証人が言われたことは、事実ではないとこういっていいのでしょうか。

穂苅証人 小林誠一さんは事務局長として、そしてその責任のもとに、松本の事務局の方へ連絡をして処理したと思っておりますが、私は一切会計にはタッチしておりません。

竹内委員 そうしますと、小林証人が言われているのは、田中知事からこの領収書や請求書をいただいて、それをまとめて松本の事務所にお送りをしたと。その送ったものについては、事務の方がいらっしゃって、会長さんは目を通さずに、そしてそれを知事の方に支払われていたと、こういう会計のシステムだったということによろしゅうございますか。

穂苅証人 会計については、小林事務局長が責任を持って、そして会計の責任者としては、塩沢壮吉さんが責任者としてやっておりました。以上です。

竹内委員 事実経過はわかりました。それと、先ほどの話にちょっと戻りますけれども、これらの、今までのこの当委員会について、いろいろ論議になっているのは、飲食を伴う県職員の皆さん方との会合等については、職務規律や地方公務員法第33条に規定している県職員の信用失墜行為の禁止に抵触するのではないかというようなことが指摘をされているわけですが、その点については、この事実をお知りになってどのように判断されておられるでしょうか。

穂苅証人 それにつきましては、私は詳しいことはわかりませんが、この地方公務員法とかそういうことも、無知のために、何とも私はそのことにあまり気がつかないというか、そういう立場におりまして。そのことについては、あとで、何か新聞報道でいろいろ論議が交わされたことは知りましたが、私については、そのことについては見解を問われても何とも申し上げようがございませんですが。

竹内委員 それでは、政治団体の会長であられる立場として、お伺いをさせていただきますけれども。公職選挙法第199条の5第1項では、「後援団体は、当該選挙区内にある者に対して、いかなる名義をもってするを問わず、寄附をしてはならない。ただし、当該後援団体がその団体の設立目的により行う行事または事業に関し寄附をする場合は、この限りではない。」と規定しておりますけれども、これらの支出はこの規定に抵触すると判断いたしますか、いたしませんか。

穂苅証人 私は抵触するとは思っていませんでしたが、これについてはどうでしょうか、ちょっとわからないけれども。公職選挙法に抵触するとか、そういうことは全然わからない。公職選挙法に抵触するとかそういうことは、全く無知でわかりませんが、ちょっとアドバイスをお願いしたいと思って。

小林委員長 穂苅証人はどう思うかで結構でございますので、いかがでしょうか。

穂苅証人 そういうことは全く考えておりませんでした。

小林委員長 知らなかったというような解釈でしょうか。

穂苅証人 いや、公職選挙法に抵触するとかということは、全くそれは、私は関心がありませんでした。

竹内委員 それと、先ほどの公職選挙法には後援団体の設立目的に合致するとか、書かれております。そういうものはよろしいということですが。ただ、しなやか会の規約の2項には、「この会は田中康夫の社会的、政治的活動を支援し、会員相互の連帯、親睦をはかること」とありますけれども、これらのことについては、この目的に合致されているというふうに解釈しておりますでしょうか。

穂苅証人 合致していると思っております。

竹内委員 次に、ホテルでの人事に関してですけれども。これまでの総務委員会等の審議なども通じまして出されている意見は、後援会の意思が県職員の人事に影響を与える可能性、そう解釈されてもいたし方ないというような意見が指摘されております。つまり、しなやか会がホテルでの人事の費用を負担したことによって、一つの政治団体が出したということでもって、そういうことも懸念されるということが指摘されているんですけれども。その件については、どのように穂苅会長は判断されるでしょうか。

穂苅証人 私は全くそういう懸念はないと思っております。

竹内委員 それはどんな理由からでしょうか。

穂苅証人 私はもう、この長野県政をよい方向に変えていくという会議に、しなやか会がその政治的活動を支援するのは当たり前のことであるし、それが問題になるとは思っておりませんですけれども。

竹内委員 次に平成15年度の収支報告書には、東京での高級ホテルの使用料が多く記載されておまして、その額は25件で約400万円を超えております。こうした状況、実態については、そこに、ホテル等にしなやか会の経費が支出されていたということについては、どう思われますか。

穂苅証人 これはあとで聞いたことでございますけれども。私はやはり田中康夫県知事が、真に改革を目指してそして活躍する。特に費用においては、いろいろな人たちとの交渉とかそういう立場もあるだろうから、当然その費用はしなやか会が支出すべしとそのように思っておりますし、多額であるかどうかということも、これは当然、この地方と違って東京でいろいろな会合やら、いろいろな人たちとの交流、そういう中での費用は、やっぱり田舎における我々の立場と違うなとそういう感覚であります。

竹内委員 ホテルに支出されているという、ホテル代等に先ほど申し上げたような金額が支出されているというようなことを、穂苅会長はいつ御存知になったのでしょうか。

穂苅証人 いつというはっきりした記憶はございませんけれども。

竹内委員 このことが、ですから公になった前かあとかという意味です。

穂苅証人 公になったあとでございます。

竹内委員 それで、今まで田中知事は、私どもの質問に答えたりあるいは記者会見等で、このことの支出に関しては、後援会の了解を得ている旨を言っております。そうした相談は穂苅会長にはあったのでしょうか。

穂苅証人 もう会計のことは、小林事務局長と塩沢壮吉さんが責任者で、その方で処理していたことですから、私には相談ございません。

竹内委員 次にこの問題で、先般、山根証人にも現在の会計責任者であるお話を、証言をいただいたわけでございますけれども、かなり怒りをあらわにしていた現況がございます。

それで、平成15年度の収支報告書によりますと、会員が2,600名、そしてお一人3,000円会費ということで、全部がその会費の収入かどうかわかりませんが、その会費の収入の欄というのは、784万7,230円という記載がされております。ですから2,600人の方々が3,000円ずつ会費をお支払いして会を構成して、財政をなしているという会になっているわけですが、そのことを、山根証人は強調されておられた現況がございます。そういう仕組みであるということですね。このことがホテル代等に使われていたということに関しては、今、穂苅会長はどのように受けとめておられるのでしょうか。

穂苅証人 会計につきましては、先ほど申しましたとおり、小林誠一事務局長、そして塩沢壮吉会計責任者、この方が管理しておられたわけでありまして、このしなやか会の会費というのは、ただいま竹内委員さんがおっしゃられたとおりでございますけれども、その当時は相当なしなやか会の貯金もあったし蓄えもあったし、またそのほかにいろいろな特殊寄附というのも、寄附というか特殊的な会費納入の方で、何十万円とか、そういう方もおられたわけですから、その当時の会計としては、3,000円の会費だけでなく、余裕資金もあったと思います。それについて詳しいことは、私は一切会計にタッチしておりませんので、発言しかねますけれども。

竹内委員 ですから今の事実について、明らかになった事実について、会長として、しなやか会の会長としてどのように思われておられるかということで結構です。

穂苅証人 やはり経費はできるだけ節減して、そして最大の効果を上げるようにしていくように願いたい次第でございます。

竹内委員 わかりました。次に、委員長、お諮りいたしますが、文書を見ていただきたいと思っておりますが、よろしいですか。

小林委員長 お示ください。

(証人 記録閲覧)

竹内委員 今、お示しました文書は、平成16年11月1日に、岡部英則氏あてに、しなやかな信州をはぐくむ会穂苅会長名で出された文書でございます。これにつきましては、「当会が田中知事の政治活動として適正に支出したものであり、16,251円につきまして改めて食事会の会費として返却していただける性格のものではないと考えます。まことに勝手ながら、16,251円につきましては、全額当会への寄附金として処理させていただきたいと存じます。」という、およその旨のことが書かれております。この文書は穂苅会長名で出ていますけれども、どなたがつくれ、穂苅会長さんはこの文書の存在を確認されておりますでしょうか。穂苅証人 これについては、私は確認しておりません。

竹内委員 穂苅会長名で出ているものですから、ということは、どなたかが会長の名前を使って、勝手に出されたということでしょうか。

穂苅証人 こういふ会計については、一切、この事務局長、そして会計責任者にお任せしてあるものですから、その事務局の意向でこれを出したものと思います。

竹内委員 そうしますと、前回、私ども山根証人からこのことについて御指摘がございまして、失礼なちょっと言い方ですけども、そのまま読ませていただきますけれども、「穂苅さんは無知でございますからそういうことをやったと思います。私が実はこれについてパツと見たらわかったんです。何をやっている、すぐに直せ」ということが言われているわけです。ですからそういう意味で、これ大変申しわけなかったんですけども確認をさせていただいたということで、内情として御理解いただきたいと思います。

次にもう一つよろしゅうございますか。

小林委員長 お見せください。

(証人 記録閲覧)

竹内委員 ただいまの文書は、当百条委員会が請求した記録提出に関する、しなやかな信州をはぐくむ会穂苅会長名で出されております回答文書でございます。これはどなたが作成され、穂苅会長はこの存在を御存知でしょうか。

穂苅証人 これは事務局で作成して出したものと思います。

竹内委員 わかりました。ですから知らなかったということですね、そういうことでよろしゅうございますか。

穂苅証人 事務局で作成して、私もこれは目を通して出したものと思います。

竹内委員 わかりました。次に支出、要するにこの間、返却されているものがございます。懇親会の会費類について、こうした事実については、尋問してもおわかりになるでしょうか。会費を返したのものについては、細かいというか、その経緯とかということをお聞きしても、会長さんはおわかりになるでしょうか。

穂苅証人 この会計については、一切今、事務局、今現在は事務長の吉江健太郎氏、それと会計の責任者は山根敏郎氏、これに任せてありますので、会計については一切その方へ聞いていただきたいと思います。

竹内委員 そろそろまとめに入りたいと思いますけれども、これまでの当委員会に出席されました山根証人は、これまでのしなやか会の県民に疑惑を抱くような支出のあり方について、やり方について一部まずい点があったとして、処理をきちんとやり直したいということを証言しております。会長としては、この間のそうした対応について、どのように処理をされていくのか、会長の立場でお考えをお聞かせいただきたいと思います。

穂苅証人 山根会計責任者がそのようにおっしゃったことは、やはりこれから大きなことだと思いますし、まずい点は改革してそしてやり直すと、これは大いに賛成でございます。

竹内委員 それと、平成15年度の中にも、この間、山根氏からいただいたメモによっても、例えば阿部前副知事が返却したお金がございます。その返却したお金を、多めに渡したんですけれども、しなやか会の方から8万円は受け取るということでほかは返していただきましたということがあります。しかしこれまでのいろいろな記録、そしてこの百条委員会で明らかになったことの中には、実は懇親会に出席した中に、阿部氏の名前がないわけです。したがってこれは新たに出てきた事実ということになります。しかもしなやか会が8万円を受け取ったということは、当然この会合とこの会合でいくら払ったということがわからなければ、8万円は返せないということになるわけですね。その内訳についても、ぜひしなやか会として、特に平成15年度まだ結構わからない、カサイライフとか、東京の料理店とかでやっているものが、記載は報告されているわけです。また5万円以下のものもきつとあるでしょう、報告は5万円以上ですから。そうしたことについては、今後、会長として、情報公開を掲げる知事の基本的なスタンスを支援するしなやか会の会長として、明らかにしていくお考えはあるかどうか、お願いいたします。

穂苅証人 今後は、やっぱりすべて明瞭にしていかなければいけないと思いますし、それから阿部前副知事のごことは、あとで報告を受けておりますけれども、阿部副知事の方から8万円という金額をおっしゃって、そしてあとはお返ししたということで、その内訳については、阿部前副知事に聞いていただきたいと思っております。

竹内委員 きょうは補助として、お忙しい中、現在の事務局さんも来ていただいておりますので、あえてまた相談いただきたいわけでございますが。私申し上げているのは、阿部氏から提出されていますこの委員会への記録では、記載が、同会がどの会合についてどれだけの経費を負担したかについては不明であることから、やや多めの金額を送付し、判断については同会にゆだねたところ、後日8万円を引き去った残額が返金されてまいりましたということ

であるわけです。

したがいまして、しなやか会の中で、判断されて8万円というのがどの会合の対象になってということで8万円をいただきますということで、ほかは返されているということですから、これはしなやか会がわからなければ8万円いただけないということになるわけですよ。そういうことを、疑問がありますので明らかにするお考えはございませんかということでございます。

穂苅証人 それにつきましては、阿部前副知事の方から8万円というお話があったということを知っておりますが。これについては、吉江さんの方から・・・

小林委員長 それはできません。聞いてくださって結構でございますが、直接はお聞きいたしません。

穂苅証人 阿部前副知事の方から8万円とおっしゃった。その明細については、阿部前副知事に聞いていただきたいと思っております。

竹内委員 阿部前副知事の文書の中で、阿部前副知事がわからないからということなものですからお聞きしているのです。ということは、しなやか会さんもわからないで8万円をお受け取りになったと、こういう解釈でよろしゅうございますか。

穂苅証人 わからないじゃなくて、阿部前副知事の方から8万円だとおっしゃったから。

竹内委員 いずれにしても、今後、せっかく事務局長さんがお越しになっておりますので、事務局長さんですか、すみません。お越しになっておいででございますので、不明な過去の分も含めて明らかにしていただける考えがあるかどうか、そこだけちょっと御相談いただいて、証言をいただきたいと思っております。

小林委員長 補助者に御相談ください。

穂苅証人 やはり会計は明瞭に処理しなければならないというのが常識でございますし、しなやか会も今後ともそういうことを厳正に処理するように、会計責任者、そして事務長に申し伝えます。以上です。

竹内委員 これ最後になりますけれども、この間、私どもの議会の中の審議経過の中で問題になっているのは、要するに県費、公費ですね、県のお金、公費。そして私費、私の個人のお金、そして後援会の経費に関して、その区分というものが、区別ですね、あり方というもの、やはり今回の問題になっているのではないかというふうに思っておるわけですが、この辺の区別のあり方について、しなやか会さんとして、過去における対応と今後について、どのように会計のあり方を含めて処理をされていくお考えか、お聞かせをいただきたいというふうに思います。

穂苅証人 これは当然のことで、この県の公のお金と私的なお金、そしてしなやか会の後援

会の、これは明瞭にしていかなければいけないことは当然のことでありまして、今後とも厳正に注意してやっていきたいと思っております。

竹内委員 ありがとうございます。ちょうど30分になりましたので、私はこれで終わらせていただきます。どうもありがとうございました。

小林委員長 委員各位から補充的な質問がございましたらお願いいたします。簡潔にお願いいたします。よろしゅうございますか。

それでは予定した時刻になりましたので、以上で穂苅甲子男証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、大変お忙しい中お越しをいただきまして、調査に御協力をいただいたことに対しまして、心からお礼を申し上げる次第でございます。どうもありがとうございました。御退席されて結構でございます。御苦勞様でした。ありがとうございました。

[穂苅証人 退席]

ここで昼食のため午後1時まで休憩いたします。

休憩時刻 午前11時40分

再開時刻 午後1時00分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、今井竜吾さんから証言を求めます。お諮りいたします。証人今井竜吾さんから、証言を行うに当たりメモ等を持参したいとの申し出がございましたが、これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、証人今井竜吾さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音について、「報道については、正確に伝えてほしいと思います。顔等を放映する場合は、必ず氏名、企業名を正確に出してください。隠す必要はありません。」というような申し出が添えられたわけですが、報道の皆様には、従来どおりの証人の撮影に当たっていただきたいと思っておりますので、背中後方からのみとしていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

これより、証人今井竜吾さんの入室を求めます。

[今井証人 入室・着席]

今井竜吾証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表いたしまして厚くお礼を申し上げ

げますとともに、調査のために御協力をいただくようお願いする次第でございます。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくして証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

今井竜吾証人、宣誓書の朗読を願います。

[今井証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席を願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てからなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構でございますが、お答えの際は起立の上発言を願います。

これより今井竜吾証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続きまして小池委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにしてまいりたいと思っております。

私からまず今井竜吾証人にお尋ねをいたします。あなたは今井竜吾さんですか。

今井証人 はい。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

今井証人 株式会社長野舞台取締役です。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。どうぞお座りください。次に、小池委員から尋問をさせていただきます。

小池委員 きょうは今井証人にはお忙しいところを御出席いただきまして大変ありがとうございました。それでは私の方から尋問させていただきますので、よろしく願いを申し上げます。私から尋問をさせていただくのは、「おはなしぱけっと号」の調達の経過について、伺いたいと思います。

昨年です。県教育委員会が平成16年度に運行を始めました移動図書館「おはなしぱけっと号」の車体のデザインについて、長野市内の業者長野舞台が車両の装備一式を受託したにもかかわらず、田中康夫知事が親交のあるイラストレーター安斎肇氏に依頼するよう県教育委員会に指示し、県教育委員会と田中康夫知事の東京での政治団体「田中康夫ネット」の代表平山誠氏、現在は新党「日本」の事務総長であります。この間で安斎肇氏にデザインを依頼したことや、そのデザイン料を決めた経緯、さらに、これらの事件を隠ぺいした件について、尋問をいたします。

なお、この件に関しましては、平成16年12月定例議会文教委員会におきまして、当時の瀬良教育長及び教育委員会の職員がその事実関係を認め、謝罪をした件でございます。

まず、今回のこの「おはなしぱけっと号」移動図書館は、平成15年1月9日に知事レクから話が始まります。その後、長野モデル創造枠事業として、急遽立ち上げることとなりました。その後、プロポーザルによりまして、この事業が業者選定をされるわけでございます。平成15年9月22日、プロポーザル審査委員会によりまして、架装委託候補者を長野舞台に決定しました。プロポーザル審査委員会時に「おはなしぱけっと号」の側面が殺風景なので絵を入れるべきだ等の注文があり、その旨が長野舞台さんに伝えられました。同日、請負人選定調書にかかわる次長レク、これは杉本次長ですが、杉本次長にレクが行われました。次長からは、デザイン修正後、知事に見せた方がよいとの指示が、担当でありました山岸担当職員にあったわけでございますが、こういったデザインの変更の話が9月22日に長野舞台にありましたか。

今井証人 すみません、もう一度質問の意味をお願いしたいんですが、簡単にすみませんけどお願いします。

小池委員 長野舞台さんに架装業者として決まったあと、「おはなしぱけっと号」の側面が殺風景なので絵を入れるようにというようなことが、指示がありましたか。

今井証人 はい、ございました。

小池委員 ありがとうございます。その後、9月24日、長野舞台さんが県庁へ訪れまして、デザイン修正についての質問及び修正範囲についての質問がありました。その際、側面にB - BOOK、これはハチの絵ですが、をかくことは可能だが、B - BOOKを別のキャラクターに変えることは、B - BOOKが「おはなしぱけっと号」のコンセプトデザインであることから不可能であると県の方へ長野舞台さんが伝えております。これは事実ですか。

今井証人 事実です。

小池委員 その後、9月29日、長野舞台さんからデザイン案が提示されました。以降、経過をたどってまいります。10月7日、教育長・教育次長のレクがございます。レクのあと、山岸職員がしているわけではありますが、「おはなしぱけっと号」の修正案の教育長レクを実施し、山岸氏から杉本次長にデザインについて、知事の意見を聞いてもらうよう依頼をしております。

続きまして10月14日、杉本次長より連絡があり、デザインを知事に見せたが全くだめだった。知事からは安齋肇氏に依頼したらどうかとの話があった。同日、山岸氏から長野舞台へ連絡し、知事がB - BOOK（ハチのデザイン）が気に入らないと言っているが、別の絵に差しかえは可能かと長野舞台さんに問い合わせを行います。長野舞台からはB - BOOKのデザインの差しかえは「おはなしぱけっと号」全体のデザインの変更につながるためにできない。また、仮に強引に現在の車体に新たなキャラクターを施した場合でも、デザインが上がるまでには車体塗色の決定ができないため、製作が完全に滞るということが県に伝えられました。そこで、教育次長から長野舞台へ話をしてもらうことになったということですが、10月14日、こういった話が県から長野舞台さんになされたか。

今井証人 ありました。

小池委員 ここで重要なのは、長野舞台さんがデザインの変更で難色を示すわけですが、知事が変えるということですね。それから安齋さんに依頼しろということですが。この時点で、知事がデザインを変えろというような話があるということは、長野舞台さんもこの時点でお聞きになりましたか、県から。

今井証人 私どものデザインがお気に召さないものですから、新たにデザインを入れると。我々の、そのときの話の中では、社長が気に入らないのでというような話で、社長イコール

知事だと思いますが、知事が僕らのを気に入らないので変えると。それに対して、別の絵ということに対しては、その時点ではまだ、変えると言ったときに安齋さんに発注するという話は、私はそこでは聞いておりません。別の絵に変えることは可能かということ、先ほどお話ししたとおりなんですけれども、変えるということ。それから、安齋さんの話はこの時点では出ておりません。知事が気に入らないので変えてほしい、我々の出したものもお気に召さないということで、新たに変えるという話がありましたと記憶しております。

小池委員 ありがとうございます。知事の指示によってデザイン変更が始まるわけですが。続きまして10月15日、杉本次長と長野舞台さんがここで打ち合わせをするわけがあります。続きまして10月16日、課長から杉本次長にその後の状況の問い合わせを行います。10月15日に長野舞台と連絡をとったが、その結果を受けて知事に話してみるつもりなのでもう少し待つてほしいと課長に伝えられております。

10月20日、杉本次長から山岸氏に連絡がありまして、知事は長野舞台と安齋氏とが話し合う機会を設けると言っている。経営戦略局が調整を行うことになったと伝えられております。

続きまして10月22日、県立図書館にて書架等仕様の細部について、山岸氏と長野舞台とで打ち合わせを行っております。その際、長野舞台から、安齋氏がB - BOOKのデザインの差しかえを要求してきたら、この話は降りるかもしれない。ただし、安齋氏が長野舞台の話を書く姿勢であれば話してみるつもりはあるということで、山岸氏と打ち合わせを長野舞台さんはしております。10月22日にこういった打ち合わせをされていますか。

今井証人 多分この時点で安齋さんのお名前を聞きまして、安齋さんのお話を聞いたのは、多分杉本さんの方からお聞きしたことになると思います。次長室の方へお招きいただきまして、僕は安齋さんのお顔も知りませんでしたのでどんな方でしょうということで、そのあとインターネットで調べまして、安齋さんという名前を知りまして、そのあとB - BOOKのデザインを差しかえということと言われた記憶でございます。そのあとは、B - BOOKの部分を差しかえということ、そこでできるかどうかというお話を再度させていただいたような気がします。以上です。

小池委員 ありがとうございます。続きまして10月28日、課長から杉本教育次長にその後の経過を問い合わせしております。安齋氏に依頼するのに費用がかかるとのことで、まだ話には行っていません。次長から費用は出せるかとの問い合わせがされております。支出する名目がないということを課長から話をしておるわけでありまして。あわせて現状では、納期に製作することは難しいというようなことが伝えられております。杉本次長からもう少し待つようにという指示が出されております。

続きまして10月29日、長野舞台今井さんから山岸氏の方へ連絡がありまして、「おはなし

ぱけっと号」の製作のためには、これ以上契約を伸ばすことはできない。至急安齋氏との話し合いの機会を設けてほしいということで、2月27日の納車は絶望的であるということによっております。県の方では、既に発注してあるものですから、予算の工面がつかないということで、ここで手間取っているわけではありますが。こういったことで長野舞台さんから早くしてほしいと、変えるのなら早くしてほしいということで話した経緯はありますか。

今井証人 補足してつけ加えますけれども、デザインを変えるということは、すべての部分を変えていかなければならないというのがまずありまして。差しかえをするときには、ボディに、車なんですけどボディに絵をかくということは、それ相応の塗料が必要なんですけれども。車をつくる場合、その塗料の重量というのがかなり、最終的な積載にかかわってくるものなものですから、このデザインが決まらない限りほとんど先に進めないということで。この時点で、こういう車をつくるのは約6カ月かかる、多く見て6カ月は必要なものですから、もう発注された時点が10月だったもんですから、それでとても間に合わないということ。それからデザインが決まらなるとほかのデザインにも、車だけではなくテントとかいろいろな付属品もありましたので、そちらの方にも影響があるということなものですから、この時点で早くしてほしいというお話をさせていただいたと思います。以上です。

小池委員 この10月29日に、山岸氏から杉本次長にこういった長野舞台さんからの話を伝えております。その際、安齋氏から「おはなしぱけっと号」のデザイン案が届いたということでFAXを山岸氏が杉本次長から受け取ります。これは経営戦略局の北原主任経由で受け取っておりますが、この案で経営戦略局が知事に聞いてみるということになりました。このFAXにはメモがついておりまして、コンセプトのもとに、もとのコンセプトですね、その上にデザインをのせることができないという安齋さんのメモがついております。提案は「おはなしぱけっと号」側面のリファイン案で、経営戦略局ではなく、安齋氏からテレスポットの、テレスポットというのは先ほどの平山氏ですが、平山氏へ渡されたFAXの写しであったということでもあります。

続いて10月30日、杉本次長から電話連絡が山岸さんのところへありました。経営戦略局で安齋氏のFAXを知事に見せたが全くだめ、デザインは安齋氏に全面的に任せるようにとの話であったということでもあります。次長にレクがありまして、現時点で想定される、デザインを安齋氏に任せただけの場合の問題点をまとめてレクを行いました。長野舞台から安齋氏にデザインを外注に出せば、問題点はほぼクリアされるのではないかとということ、教育次長の杉本氏がこの時点で判断を行っております。

続きまして10月31日、長野舞台さんとの話し合いが行われました。今井さんが県庁へ訪れまして、県からは杉本次長、関谷調整幹、徳竹補佐、山岸氏と、今後の方向を検討を行って

おります。長野舞台は、車体塗色及びキャラクターの変更には応じるが、車体機構部変更は、車体全体の設計変更につながるため了承できないこと、またデザイン変更については12月10日、車体形状変更については11月20日が限度とのこと。なお、今井氏はこの件に関して、テレスポットの平山氏の関与を極端に嫌い、このまま平山氏が関与した場合は損得抜きで降りるかもしれないということまで県の方へ伝えております。10月31日のこの件での会合については、間違いありません。

今井証人 間違いありません。

小池委員 ありがとうございます。続きまして11月4日、杉本次長から連絡が入ります。11月6日にテレスポット平山氏と杉本次長で話し合う機会を持ったとのこと。同日、長野舞台今井氏が来庁しております。デザイン上、安齋氏へ伝えるべき留意点等について、調整を行っております。その際、今井氏から、デザイン変更期限は、架装発注予定の東京特殊車体とスケジュールについて詰めたところ、やはり11月20日が限度であるというような結論に至っております。

続きまして11月5日、教育次長のレクを行っております。続いて11月6日、杉本次長、テレスポット平山氏と面会。このときに経営戦略局の北原主任、それと山岸氏が同行しております。車体の形状・機構は変えない。それから長野舞台と安齋氏の連絡については、平山氏を通さないこと。安齋氏への正式なデザイン依頼は長野舞台から行うこと等、事務局からの依頼は、平山氏、すべて了承。「おはなしぱけっと号」の三面図、仕様書等を平山氏を經由で安齋氏に渡すこととなる。なお、デザイン期限の11月20日は厳しいと話されます。なおこのときに、平山氏から、安齋氏への依頼の際は、100万円程度のデザイン料がかかること、著作権許諾については、県と安齋氏の間で正式な協定を結ぶようにということで要求があり、了解がされております。

続きまして11月7日、テレスポット平山氏の要求があった協定書案を作成しまして、杉本次長にレクを行っております。続いて11月14日、経営戦略局北原主任から連絡がありまして、テレスポット平山氏から、安齋氏了承し、デザインは11月末までに作成するという事で来ております。続いて11月17日、長野舞台今井氏に連絡をいたしまして、11月19日に契約の方向で動き始めました。11月20日に架装委託契約の締結がなされております。長野舞台に対し、安齋氏のデザインは11月30日までに来るとの予定のこと。デザインが来た段階で経費の積算を行い、改めて変更契約を行うことが11月20日に、この時点で決められています。デザイン等の変更等の話がなされて、この日に変更契約の話が長野舞台さんにされておりますが、11月20日にこういった話を、変更契約の話をされておりますでしょうか。

今井証人 変更契約というものは、基本的には、変更契約というよりも本契約が既に終わっ

ている中で、このそうですね、変更契約となるのでしょうか。ここにちょっと漏れているのが一つ、漏れているというか、私の記憶では、この事項の中で一つ、安齋さんの発注については、すべてうちの方からするようにということが漏れております。基本的には県の方から、私は県の方から、要はデザインを変えるのであればすべてそちらでやってくださいと。県の方で変えてきたことですから、我々としてはデザインを変えるという意味はなかったわけです。それに対して県の方から変えてくれというお話だったものですから、初めにでは、この100万円の数字も出ていますが、私は基本的にはすごく安いなと思った金額です。安齋さんに頼めばもう少し高いものだとは僕は思っていましたけれども、余談ですが。基本的には、安齋さんの件についてはもう県がやるものだとは僕は思っていましたので。それで安齋さんから出てきたものをそのまま私の方でやるということだと思っていたんですが。基本的には安齋さんの件については、多分いろいろな話の中で私どもから発注しないと多分できないのではないかというお話は、多分私の方からしたと思います。それは、当然その変えることによってすべてが変わってきてしまうので、基本的には私の方からこの件については、私の方から発注した方がいいのではないですかという助言はしたような気がします。以上です。

小池委員 ありがとうございます。いずれにしましても、東京で県と平山氏の間でこういった関係が決定されて、長野舞台さんにその後の実際の取引の依頼があったということだと思います。

続きまして12月8日、経営戦略局北原氏にその後の動向を徳竹補佐が伺っております。現在、安齋氏からデザインが来ていないと。12月10日までにボディの色を決めてほしいというようなことが話されております。12月10日、経営戦略局北原主任から連絡がありまして、これは山岸さんのところへあったんですが、安齋氏からボディベースの色はオフホワイト、ボディ下部に、子供がマジックで色を塗る空白をつくるつもりである。デザインは12月15日までに作成するとの連絡があったとあります。北原主任と連絡をとりまして、山岸氏が今井さんの方へ同旨の連絡を行っております。12月10日、こういったことが話されたのでしょうか。今井証人 間違いなと思います。

小池委員 続きまして12月15日、経営戦略局北原主任が連絡し、安齋氏からデザインの提出の有無を聞くが、いまだ出てきていないとのこと。安齋氏からは、17日朝までにはとの連絡があったとのこと。同日、長野舞台今井氏からデザインの進捗状況に関する問い合わせがあったため、完成が17日にずれ込んだと説明する。今井氏からは、製造工場と今井氏と山岸氏での話し合いの機会を12月19日に持ちたいとの申し出があり、今後のスケジュールについて話し合いたいとのこと。事態は非常に厳しいとの話があり、また安齋氏との調整を行いたいため19日に会うことはできないかとの照会があったということになっております。12月15日

にこのような話はなされておるでしょうか。

今井証人 間違いのないと思います。

小池委員 続きまして12月17日、経営戦略局北原主任にデザインの進捗状況を問い合わせる。安齋氏からデザインの提出はあったが、知事が気に入らないとのこと。知事が直接安齋氏に連絡をとろうとしたが電話が通じないため、17日では結論が出ない。あす以降連絡するというような連絡が山岸氏のところに入っております。

12月18日、経営戦略局北原主任から連絡があり、デザインについては、知事が直接安齋氏に修正の依頼を行ったとのこと。12月19日に北原氏が安齋氏と会って修正案を受け取ることになっている。修正案について知事が了承すれば19日にデザインが決定するが、再修正に入った場合は、決定は来週以降にずれ込むという。また、安齋氏と長野舞台との調整の機会については、19日は難しいということは、19日の安齋氏と北原氏の打ち合わせには、テレスポット平山氏が同席するということになっております。同日、長野舞台今井氏に、上記の旨の連絡を県がしております。デザインが決まらなければ、車体工場との話し合いも無意味になるので、話し合いは12月26日に延期をするという旨の話であります。今井氏からは、これで今年度中の完成は絶望的になったと県の方へ伝えております。12月18日のこういった県との話はあったでしょうか。

今井証人 間違いありません。

小池委員 続いて12月19日、経営戦略局北原主任から、議会関係の急用が入り、安齋氏事務所への訪問が難しくなったため、かわりに山岸氏に行ってもらえないかとの依頼がありました。これによりまして、山岸氏が、東京事務所の中沢主任とともに、テレスポットの平山氏を訪ねております。「おはなしぱけっと号」デザインの変更はできておらず、安齋氏、12月22日までに作成することを約束。22日は田中知事が東京に行くので、その際にデザインを直接見てもらうということで話をしております。

続きまして12月24日、経営戦略局北原主任から、外装デザインが決まった旨の連絡があり、26日の日程は後日ということになりました。北原主任に対し、デザインは業者に渡してよいとの連絡をとった上で、デザイン入りのCD-Rを受け取り、長野舞台今井さんに渡しております。ということで、北原主任から、来ましたCD-Rがこの日、今井さんの方に渡されておりますが、この日に受け取っているでしょうか。

今井証人 すみません、日付についてはちょっと、あまり記憶にないものですから。CD-Rをいただいたと思いますけれども、CD-Rをいただいたのは、多分安齋さんの事務所の下請をなさっていらっしゃる堀図案室の方から、多分メールでいただいたりしていたと思います。CD-Rを直接いただいたかどうかはちょっと不明であります。この辺で多分いた

だいていないと、多分できていないと思いますので、日付については若干誤差がありますが、CD-Rをいただいた、あるいは図案をいただいたことは間違いのないと思います。

小池委員 その後、12月25日、経営戦略局北原主任から連絡。安齋氏から、横浜の安齋氏の事務所で打ち合わせを行いたいとの連絡があった。同日、長野舞台今井氏に同旨の連絡をいたしまして、12月26日に、午後、安齋氏の事務所を訪問するということになりました。その後、12月26日、東京特殊車体、東京の八王子ですが、を訪問しまして、「おはなしぱけっと号」の製造工程について打ち合わせを行っております。この同日、ハロルド・コミックス・イラストレーション、横浜市の安齋氏の事務所ですね、訪問し、安齋氏と面会、長野舞台今井氏が同席しております。安齋氏は、デザインについては1月13日までに作成することを約束。今井氏からも、その後も実際の車体の色決め等には立ち会ってもらう等の協力を依頼、安齋氏が承諾をしております。安齋氏の事務所へ訪問されたということによろしいでしょうか。12月26日です。

今井証人 すみません、大分前の話だもので恐縮ですが、私が安齋さんの事務所に行ったときは、まだデザインはでき上がってないです。ありません。これはちょっと違うと思います、ごめんなさい。先ほどいただいたのは、年末に多分行ったのは間違いのないと思います。年末に行きまして、1月10日ぐらいまでにできるから、それからの作業になるというようなお話だったと記憶しています。僕が山岸さんと東京特殊車体に午前中行きまして、そのまま安齋さんの事務所に行ったのは間違いありません。そこではまだできていなかったような気がします。

小池委員 そのとおりです。ここではできていないということであります。1月13日までにつくるということで、この時点で安齋氏が約束しております。それで、その後、1月6日、年がかわりますが、経営戦略局北原主任に12月26日の経過の説明を山岸氏がしております。「おはなしぱけっと号」の納期について意見を聞いたところ、平成15年度執行で4月15日の納期の方が好ましいのではないかとということが言われております。教育長にレクが行われまして、「おはなしぱけっと号」製作の進捗状況についてレク。納期については、経営戦略局が言っているのであれば、平成15年度執行、4月15日納期でもやむを得ないではないかと杉本次長が判断しております。教育長からは、納期の件については、経営戦略局倉島主任を経由して知事に資料を入れるように指示がありました。課長の判断で1月13日以降、4月15日の納期でできることがはっきりし、「つくり込みが甘くなる」ことの具体的な内容を確認した上で知事へ資料を入れることとされております。

その後、1月13日、安齋氏からデザイン案の提出がありました。同日、長野舞台今井氏にデザイン画が渡されました。今井氏に「おはなしぱけっと号」の納期を4月15日に設定した

い旨を話したところ、東京特殊車体と相談の上、一両日中に返事をするという回答でありました。1月16日、長野舞台今井氏と連絡、「おはなしぱけっと号」の納期について、4月15日にできるか、現状では何とも言えない。安齋氏のデザインに対する指定が想定以上に細かかったため、作業期間が延びる可能性があるとのことであります。同日、今井氏が県庁へ来られまして、上原課長、徳竹補佐、山岸氏が対応しております。スケジュールについては、現状では何とも言えないということで打ち合わせがなされておりますが、この13日、16日、こういった県との、安齋氏からのデザインがここで渡されるわけでありましたが、渡されてこういった話がなされたでしょうか。

今井証人 そのとおりです。非常に、今も見ていただくとわかるとおりに、色が多岐にわたっておりまして、実は車体をつくる時の色というのは、特にトラックの色というのは非常に種類が少ないものですから、人の顔とか、それからオハジヨナの色については、非常にいろいろな色を使っておりましたものですから、この辺につきましては、非常に難しいというお話をさせていただいたと思います。

小池委員 続きまして1月26日、知事レクが行われました。経営戦略局は武田氏が対応しております。納期は4月末、予算は繰り越し対応で決定する。知事から、詳細は青山出納長と相談することとの話があったため、出納長と打ち合わせを行う。これは上原課長と徳竹補佐が対応しております。繰り越しに関しては特に指示はなし。理由がつきさえすればよいとのこと。ただし、「以後、デザインを安齋氏に頼んだ旨の話は庁内でもするな」と厳命をされております。この後、上原課長が教育長に、この知事からの指示、出納長からの指示を報告を行っております。

続きまして1月28日、長野舞台今井氏が県庁へ来られまして、スケジュールはやはり厳しい、追加費用が300万円ぐらいかかるとの話がされております。デザイン変更により、キャラクターのカットシート対応が困難になった、テントの縁の色まで指定されているため、テントの印刷費用が格段に上がった等の話がされております。今井取締役に対し、追加費用の積算資料の提出依頼がなされました。

1月29日、長野舞台から追加費用の積算資料の提出がありました。デザイナー変更に伴う安齋氏への謝礼、デザイン変更に伴う工程変更上の費用増加等が主な内容であります。こういった打ち合わせが1月28日、29日になされたでしょうか。

今井証人 日付は定かではありませんが、この変更に関する書類については、箇条書きで出した覚えがありますが、日付はもっと前でございます。

小池委員 ありがとうございます。それで、その後、車両が完成されていくわけですが、特にここの金額の変更が課題として残るわけですが、その後、2月13日、長

野舞台から契約変更に関する願書が提出をされております。そこで、委員長の許可をいただきまして、今井氏に、県の方から百条委員会に提出されました契約変更願書をごらんいただきたいと思いますが。

小林委員長 はい、結構です。お見せください。

(証人 記録閲覧)

小池委員 今、お渡ししましたのが、県教育委員会から提出がありました変更願いの書類がありますが、それにつきまして、それは長野舞台さんでおつくりになられた願書かどうか、御確認いただきたいと思います。内容を御確認いただきたいと思います。

今井証人 これは違います。私どもの出した仕様書変更一覧につきましては、まず私どもがプロポーザルを経て正式な手続をとったのにもかかわらず、私どものデザインがお気に召さないということでデザインを変えられてしまったことに対しての、我々の抵抗としまして、実はこの一番目のこの1ページのところに、キャラクター変更に伴う車体デザインの変更の前に、実は車体デザイナー及びキャラクターデザイン、長野舞台関口直見という名前を入れてございます。それから、その横の1項としましては、デザイナーの変更ということで、車体のデザインは関口直見であること、それからキャラクターデザインは安齋肇であることを記載した文書が抜けてございます。

小池委員 そうしますと、県にありました長野舞台さんから提出された書類というのは、長野舞台さんが提出した書類ではないということで、だれかが差しかえを行ったということになるわけですが。長野舞台さんの提出された書類とは明らかに違うということでしょうか。

今井証人 記憶は定かではございませんが、多分メールのやりとりをしていると思っています。実はその、この中身についても、その第1項も含めまして、ほかの車体デザインの変更について、デザイナーの謝礼が、私どもでお見積もりをつくったときには108万円という数字をお出ししています。ただ、今こちらの車体デザインの変更の中には、車体の設計の關係を書いてございますが、デザインの変更に対しての数字がこの173万円の中に含まれてしまっています。ですので、私どもがつくったのは、デザイナーの変更料として108万円、それから車体デザインの変更としまして65万円を計上してございますので、その2つを足すと173万円になりますけれども、実際にはこれは私のつくったものではございません。私の方は、すべてそのデザイナーの変更をつくったものでありまして、今、委員さんがおっしゃるとおりだと思います。

小池委員 そうしますと、県に残っていた書類の1ページ目と2ページ目は特に、この2枚のページですが、これにつきまして、安齋氏の名前、あるいは安齋氏に委託に出したデザイ

ン料等の記載がすべて消されまして、捏造されているということを確認させていただきたい
と思います。

それで、その後、実はこれらの、きょう、山岸氏に確認をいたしました経緯が、県の方
ではこういったアトラクション自動車「おはなしぱけっと号」架装等委託業務の変更協議とい
うような書類にされて、県にも残っているわけでございます。これにつきまして、平成16年
2月13日、それから2月20日、それから3月23日と3回にわたりまして書類がつくられてお
りますが、この内容は、きょうお話いただいた内容とは違うわけでございます。長野舞台さ
んから県の方へデザインの変更をお願いしたいというような申し出によって変更がされた
というような文書になっておりますが、先ほどのお話ですと、県の方から知事がデザインが
気に入らないので変えてくれというようなお話だったということを確認させていただいた
わけでございますが、そうしますとこの県に残っております公文書の内容もすべてこれ違う
ということになります、そういうことで確認をさせていただきたいと思っております。どうで
しょうか、そういうことで変更の経緯は、長野舞台さんからの申し出はなく、県からの指示で
あったということを確認をさせていただきたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

今井証人 先ほどもお話ししましたように、この仕事を完結するために私どもは仕事を請け
負いました。3月31日までに上げなければならないということ、それから当然そのプロポー
ザルもやって私どもの持っているものを技術提供したわけでございますので、仕事を完成さ
せる責任感を全うするには、言ってみれば顧客に対する、要するに満足をどこでとるかとい
う話にもなりますけれども、実際には我々は、仕事をいただいている方からどうすればいい
かというふうに言われれば、そのとおりにするしかございません。それは、当然その会社の
社長がだめだというものに対して、クライアントがだめだということに対しては、我々でき
ませんので、ではそれをどうやってやればいいのかということがまず一つだと思います。で
すから私どもは、完成をさせるために、ではデザインを変えなさい、わかりました。でもそ
れに対しては私どもも自信を持って出したデザインでございますので、当然抵抗させていた
だきます。

それには、要するにこういう自治体、地方自治体と言いましょ、この県のやり方は、
私どもはわかりませんので、状況的にはそういうものを一切含めて、これは仕事を遂行す
るためには滞ることを削除するのが我々の仕事だと思います。ですから仕事をやりやすくし
てあげるために、先ほども申しましたように、安齋さんに発注するのはうちからにした方がい
いではないかというのは、私の方から申し上げたことなんです。それを、当然県としては、
それはありがたいという話に当然なるはずなんです。もうそれは、私は仕事をするための、
完成をさせるための要するにスケジュールを短縮するために悩んでいるのであれば、もうし

ようがないのでどんどんやった方がいい。あるいは当然、こういう特殊車体をつくるのは、非常に日本の中でも受けていただく会社がすごく少ないんです。そのスケジュールが滞ると、当然どんどんあとに回されてしまって、一つの車をつくるのにやはり6カ月かかるものですから、はずされると当然3カ月ぐらいどんどん遅れてしまうわけです。ですからそれに対して私は良心で、この安齋さんのデザインも受けましたし、それを私の方から発注するということに関しても、当然受けさせていただいたのが事実です。

ですので、ただ書類に関して、今、小池委員がおっしゃるこの書類に関しては、残っているもの、要するに仕事が終われば当然もうほかの資料というのは、県ではないので捨ててしまう、あるいは削除してしまうということはありませんけれども、私の今の仕事が終わってから、当然その「おはなしぱけっと号」の件についていろいろな方々からいろいろなお話を聞きながら、書類を残しておくべきものだと思って残っていた中の、この「おはなしぱけっと号」仕様変更一覧についての、ここだけは譲れないという部分は、当然このキャラクターデザインと、それから車体デザインの名前は残しておくべきだと思って、このままつくりました。ですから捏造されたかどうかはわかりませんが、実際には今残っている資料の中で、この項目、あるいは金額が間違っているのは事実です。以上です。

小林委員長 私どもにその資料と言いますか、それ小池委員、もらうわけにいかないですか。それでは小池委員から資料の提出を求めたいと思いますが、いかがですか。

(「異議なし」の声あり)

それでは小池委員、ちょっと我々にもお願いいたします。

(書記 資料配付)

小池委員 それでは、今、提出しました資料について御説明をいたしたいと思います。契約変更願書という、この県の印鑑が、収受印があります。これが百条委員会で、私どものところへ県から提出があった書類でございます。それで表紙がついていない方の書類を見ていただきますと、まず1ページ目が、今、今井氏のお話がありましたように、長野舞台さんで控えてとってあった書類には、デザイナーの名前とかがすべて明記してございます。これが長野舞台さんが県へ提出した書類でございます。

それから2ページ目をごらんいただきたいと思います。長野舞台さんの書類には、一番目にデザイナーの変更ということで金額が盛り込んでございます。これは安齋氏に依頼した金額分がここに書いてあるわけでございますが、県にあった書類にはその部分が隠されております。ということで、県内部におきまして、どうも書類の差しかえあるいは捏造が、これ公文書でございますので、公文書の偽造がなされたということになるのではないかと、こういうふう思うわけでございます。

さらには、これらの経緯を、こういった経過書として県ではまとめてございます、書類に。この内容も関連してすべて違うということございまして、これにも大勢の方が印鑑を、県の職員の方が確認印を押しておりますが、この内容も違うということでございます。以上でございます。

今井氏には、大変お忙しいところをありがとうございました。私の方からの尋問は以上でございます。ありがとうございました。

小林委員長 それでは引き続きまして、委員各位から補充的な質問がございましたらお願いいたします。

竹内委員 御苦労様です。1、2点ですけれども、確認だけさせていただきますが、今、御提出いただきました記録の確認ですが、県の、お手元にございますか。それで県の印鑑の押してあるもの、それからもう一つの長野舞台さんで出されたというもの。これ両方とも下に株式会社長野舞台という名称が入っているわけですが、一般的に考えると、私もこれを見ますと、株式会社長野舞台さんと書いたものが出れば、県の資料として出れば、これは長野舞台さんから来たものですねということで解釈しますけれども、このデザインと言いますか、それこそ株式会社長野舞台のこのデザインというか、その文字の記載のあり方も全く同じものになるわけですが、これはどのように考えますか、要するに県の方で株式会社長野舞台というものを、何か便せんか何か使ったとか、あるいはそこだけ張りつけて使ったとか、そういうふうにとらえればいんですか。要するに違うわけですね。だけど名前は使われているということに関してはいかがでしょうか。

今井証人 この仕事は私どもがやりましたので、どうお使いになろうと、私どもがつくったものだと思います。ただし、メールで添付資料として送っていると、私どもがつくっているのは、きょう僕は自分でプリントアウトしてくると、実際には長野舞台の一番上に日付が入るようになっています。フッター・ヘッダーというやつですが、御存知だと思いますけれども、必ずフッターとヘッダーに、僕は日付と、それから会社の名前を入れるのがくせなものですから、いつ出したものかわからないとちょっと困るものですから、実際にはその一番上に日付を入れています、いつも。僕がきょう持ってきたのは、フッター・ヘッダーなものですから開いてしまうときょうの日付になります。ですから僕が持っているのは05の11月30日、きのう出したものですが、これがついています。

ただし、こちらの方については、日付も入っていませんし、一番上に「04/02/13」と書いてありますけど、実際に僕がつくったコンピュータに残っている日付につきましては、12月14日につくったものがずっと残っています。それはコンピュータにそのまま入っているものがございますので、実際にはこのものにつきましては、今、委員さんがおっしゃったように、

メールだと偽造ができます。ただ僕はこのままメールで添付したかどうかは、ちょっと今覚えてございませんし、昔のものはもう多分削除しておりますので今確認することはできませんが、実際にこれを持って行って今つけかえることについては、非常に何て言うんでしょう、似たものは多分できると思いますし、コンピュータだと容易だと思われれます。ですから多分メールで送っているという判断をさせていただきたいと思います。お使いいただくのは、この仕事は私どもがやらせていただいたものですから、出していただくには構わないと思います。以上です。

竹内委員 ただ、今、配られた私どものもう一方の、長野舞台さんが出されたものだというものには、日付が、私どものところには・・・

(小池委員から「それは私が消したんです」という声あり)

そうですか。はい、わかりました。そうするともう一度確認しますけれども、この16年2月13日に収受した県の判こが押してあるものについては、いずれにしても長野舞台さんが出した中身ではないということによろしゅうございますね。

今井証人 契約変更願書というのは、僕が書きました、これは、この1枚目は、判こもうちの判こでございます。この2枚目からは多分違うと思います。

毛利委員 百条委員会が果たさなければいけない役割との絡みでお聞きさせていただきたいことがありますので、2点ほどお願いしたいと思いますが、先ほど来、今井証人が証言をいただく経過の中で、見ていただいておりますようにということで、資料を読み上げられましたというか、見ながらおやりになったんですが、今井証人がお持ちになっている資料は、表題は「おはなしばけっと」調達の経過についてという資料を見て御証言いただいているのでしょうか。

今井証人 そのとおりです。

毛利委員 私ども、尋問をみんなやるということではなく、代表でということで、今、小池委員にやっていただいていたわけですが、その資料はいつお手元にいただいてあるというか、あったんでしょうか。

今井証人 おととい、いただきました。

毛利委員 どなたからいただいてありますか。

今井証人 小池さんからいただきました。

毛利委員 手元で私、今、私どもが持っているものと、それから今井証人が持っているものが同じかどうか、ちょっと確認させていただきたいと思いますが、よろしいですか。

小林委員長 それでは確認してください。いいですか。

(毛利委員 確認)

毛利委員 結構です。

小池委員 今、毛利委員の方から私の、この件についてのお話が出ましたもので、最初に私も説明させていただきましたが、この件につきましては、昨年の文教委員会におきまして出た内容についてお話をさせていただきました。ですから、今井さんに私が百条委員会として事情を聞く中で、教育委員会でこういう資料が出ていたものですから、既に公になっている文書をごらんをいただいたというだけの話でございます。以上でございます。

林委員 この進行についてですけれども、今までは証人尋問するについては、直前まで、当然のことながらその尋問内容は証人には行ってはいないはずであります。経過と書いてありますが。

小林委員長 林委員、今井証人に対しての尋問がありましたらお願いいたします。いいですか。ほかにございますか。よろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

それでは、以上で今井竜吾証人に対する尋問は終了いたしました。証人におかれましては、大変お忙しい中、お越しいただきましてまことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。

[今井証人 退席]

ここで暫時休憩をいたします。

休憩時刻 午後2時6分

再開時刻 午後2時35分

小林委員長 それでは休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。次に、杉本幸治さん、山岸直樹さん、北原俊樹さん、上原五夫さんから証言を求めます。お諮りいたします。証人杉本幸治さん、上原五夫さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありました。これを許可することに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

次に、証人山岸直樹さん、北原俊樹さん、上原五夫さんから、証人の宣誓及び証言中の撮影及び録音については、お二人からは撮影については背中後方からとしてくださいと、またお一人からは撮影はしないようにお願いしますとの申し出がありましたが、従来どおり、報道の皆様には特段の御配慮をお願いし、証人の撮影に当たっては、背中後方からのみとしていただくようお願いする次第であります。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

各証人におかれましては、お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げますとともに、調査のために御協力くださるようお願いをいたします。

証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることになっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないことになっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることになっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員御起立願います。

まず杉本幸治証人、宣誓書の朗読を願います。

[杉本証人、宣誓書を朗読]

次に山岸直樹証人、宣誓書の朗読を願います。

[山岸証人、宣誓書を朗読]

次に北原俊樹証人、宣誓書の朗読を願います。

[北原証人、宣誓書を朗読]

次に上原五夫証人、宣誓書の朗読を願います。

[上原証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席を願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構でございますが、お答えの際には御起立の上お答えください。

この際、お諮りいたします。証言を求める順序は、最初に杉本幸治さんお一人で、その終了後、山岸直樹さん、北原俊樹さん、上原五夫さんの3人を同席の上でお願いしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。それでは杉本幸治証人以外の証人におかれましては、こちらからお呼びするまでいったん御退室をいただき、控え室においてお待ちいただくようお願いいたします。よろしく願います。

[各証人 退席]

これより杉本幸治証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続きまして小池委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うこととしております。

まず杉本幸治証人にお尋ねをいたします。あなたは杉本幸治さんですか。

杉本証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

杉本証人 現在は小さな農業をしております。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、小池委員から尋問させていただきます。

小池委員 杉本証人には、きょうは大変御苦勞様でございます。よろしくお願いをいたしたいと思っております。それでは「おはなしぱけっと号」調達の経過について、お話を伺いたしたいと思います。この件につきましては、昨年の12月の文教委員会におきまして、16年度から運行を始めました「おはなしぱけっと号」の車体のデザインについて、長野市内の長野舞台に車両一式を受託していただいていたにもかかわらず、長野県知事田中康夫氏と親交のあるイラストレーター安齋肇氏に、田中知事から依頼するようということが県教育委員会に指示が

され、県教育委員会と田中康夫知事の東京での政治団体「田中康夫ネット」の代表、知事後援会の代表ですね、平山さんは。現在は新党「日本」の事務総長をやられておりますが、この方の中で安齋肇氏にデザインを依頼したことや、そのデザイン料を決めた経緯、またこれらの事件を隠ぺいした件につきまして、尋問をいたしたいと思います。

なお、このことは昨年12月の文教委員会におきまして、当時の瀬良教育長はじめ、教育委員会の職員の方々がその事実関係を認め、教育長みずから謝罪をしたことで事実関係を認めております。また先ほど、杉本証人に先立ちまして長野舞台の当時の担当でありました今井取締役からも、県と長野舞台とのやりとりにつきましては、事実関係をすべて認めていただいております。

そういったことで、杉本証人に尋問を行いたいと思いますが、まず最初に、先ほど出ました件につきまして、ちょっと書類を杉本証人に見ていただきたいと思いますが、よろしくお願ひいたします。

小林委員長 御提示願ひします。

(証人 記録閲覧)

小池委員 今、杉本証人のお手元にお渡ししました、かがみがついております。長野舞台さんのかがみがついている書類が、私ども百条委員会が県教育委員会から書類として提出を求めて出てきた書類でございます。県に残っている書類でございます。もう1部の方が、長野舞台さんがそのときの経過の書類で控えでとってございました書類の写しでございます。先ほど、御証言がありましたとおり、特に1枚目、2枚目が大きく違っております。安齋氏へのデザイン料の項目が削られております。それから2ページ目につきましては、それに伴います単価、安齋さんに払われましたデザインの謝礼108万円の項目が、金額がまとめられておりますし、デザイン料という項目も削除されておるといことですね。疑問点がございまして、長野舞台さんにお尋ねしたところ、県に残っている書類は長野舞台さんが出したものではないと。県の方で差しかえがされていると、あるいはつくりかえがされているということを確認をさせていただきましたが、この件につきまして、当時の教育次長でありました杉本氏は何か知っておられることはございますか、伺いたいと思います。

杉本証人 私、県に勤めておりましたのが平成15年12月19日付で退職をしております。今回この書類は、今、初めて見たものでございます。平成15年12月19日付で退職をしております。

小池委員 わかりました。それでは質問を行っていきたくと思います。まず平成15年9月22日、既にこの日に長野舞台に今回のプロポーザルで外注がされたわけでございますが、同日、請負人選定調書にかかわる教育次長レクがありました。山岸氏からありました。平成15年9月22日であります。次長から、デザインは修正後、知事に見せた方がよいという指示を山岸

氏にされておりますが、プロポーザル後のデザイン変更という経緯をたどるわけでありますが、長野舞台から出てきたものを知事に見せた方がいいということを山岸氏に指示をされておりますでしょうか。

杉本証人 プロポーザル審査委員会を行いまして、そのときの審査委員会の一応委員の中で私が座長という形になりまして、各委員の中からこのデザイン、多分黄色を主体にしたデザインだと思いますが、これは色が強すぎたりするので少し変更を加えた方がいいのではないかとこのことを条件として、長野舞台の車両全体なんかのイメージは使い勝手もいいので、デザインだけは少し修正したらどうかということ、そこで決めまして。それから多分担当の課の方から長野舞台の方に、その結果を踏まえて少し修正をしていただきたいという指示は、審査委員会の中でそう決まりましたものですから、それに従って多分長野舞台さんの方から修正がされたというふうに記憶をしております。

小池委員 そのように記録にはございます。次に10月7日、教育長・教育次長レクがあります。担当の山岸さんから、16年度重点事業教育長レクということでございまして。レクのあと、「おはなしぱけっと号」の修正案の教育長レクを実施しております。山岸氏から杉本次長にデザインについて、知事の意見を聞いてもらうように依頼がありました、このとき。教育長レクのとこですね、10月7日でございます。この点につきましてはいかがでしょうか。

杉本証人 修正案が出てきたものについて、教育委員会として、ではこれでいいでしょうという形になったので、それをでは知事に説明した方がよいのではないかとこのことをその場で決めたと思います。

小池委員 その後、10月14日になります。杉本次長より山岸氏に連絡がございます。デザインを知事に見せたが全くだめだった。知事からは、安齋肇氏に依頼したらどうかとの話があったということでございます。この点につきましてはいかがでしょうか。

杉本証人 一応教育委員会を代表して、では私が知事にこの案でいきたいということで話してこいということでしたので、私が持っていきまして知事に話したところ、もしそういうデザインで疑問があるなら、安齋さんという人がいるからその人にデザインを見てもらったらどうだという話がありました。

小池委員 知事からデザインは安齋さんに依頼したらどうかという話があったということで確認をさせていただきます。知事から気に入らないから変えるということですが、長野舞台さんは、デザインを変えると車体の塗色が決まらないとかということで、長野舞台さんとしては渋っているわけでございますが。教育次長から長野舞台さんへ話をしてもらうことに当日だったと思います。次長さんの方から長野舞台さんの方へこれでやってほしいという、こういう、知事からこういう話があったからやってほしいということでお話をその後されたわ

けでしょうか。

杉本証人 当時、そういう話があったんですけども、もうデザイン等決めて長野舞台でやることになっていたものですから、そう簡単にはできることは難しいと思って、いずれにしても業者の方が了解しないことにはその先に進めない話でありますので、担当課の方にいろいろ問題点も含めてやっていただくと同時に、長野舞台の了解が得られれば話はできるが、そうじゃない限りは無理だよという話をしたら、多分担当課の方から、私に長野舞台に連絡をしてくれという話があったので、私から長野舞台さんに連絡をした覚えはあります。そういう話があるが可能なんでしょうかというお話をしました。

小池委員 その後、10月20日になります。杉本教育次長から連絡が山岸さんのところへ入ります。知事は長野舞台と安齋氏とが話し合う機会を設けると言っている。経営戦略局で調整を行うこととなったということで、山岸さんへ今のお話の結果を伝えておりますが、これでよろしいでしょうか。

杉本証人 今まで、ちょっとすみません、山岸さん山岸さんというより僕は担当課の方に話をしているので、直接山岸さんだけに話したという記憶はございませんので、すみませんが、課の課長とかを呼んで、ただ山岸さんだけ個人的に話したという記憶はございません。

(小池委員から「どなたに話したか覚えていますか」という声あり)

多分私が話すときには、教育次長室に担当の課の人たちを呼んでやったので、すべてはだれを呼んだかまでは記憶をしておりませんが。

それと、今の件ですけども、10月ですか、安齋さんに話したらどうかと言われたんですけども、安齋さんという方が私はどういう方が全くわからなかったもんですから。そうしたらそれは経営戦略局の方で会うような段取りはするからと言われました、それは。

小池委員 そうすると話されたときには、それでは修正いたしますが、課長あるいは補佐、山岸さんがいつも同席ということでよろしいんですかね。おおむね同席ということで、皆さん。

杉本証人 基本的にはそういう場で話したというふうに記憶しております。

小池委員 わかりました。そうすると10月20日から経営戦略局で安齋さんとの調整を行うようになったということでよろしいでしょうか。

杉本証人 はい、そのとおりです。

小池委員 その後、10月28日、課長から、今お話があったように課長さんにも話していたということですが、課長から杉本次長にその後の経過の問い合わせがあります。安齋氏に依頼するのに費用がかかるとのことで、まだ話には行っていないということで、杉本次長が課長に答えております。どうなったのかということですね、費用がかかると。次長から、費用は

出せるのかと問い合わせが課長にあったということでもあります。そうすると課長が、支出する名目がないということを説明。あわせて現状では納期限内に「おはなしぱけっと号」を製作することはできないことを次長に伝える。次長からもう少し待つように指示があったということですが。こういった費用に関する、当然そうですね、よそへお金を出すんですから、費用にかかわるお話がこの時点でされたのかどうか、伺いたいと思います。

杉本証人 その話があったものですから、いずれにしてもいろいろの問題点が、これをするとなればいろいろ問題点があるし、予算的な問題、また納期の問題、いろいろあるので、どんな問題点があるかを担当課の方でよく詰めてもらいたいという指示を出した記憶はございます。

小池委員 費用については、当然その中の一項目として話されたということでしょうか。

杉本証人 当然そういうことをすれば費用がかかったりするということもあるし、予算の問題もありますし、手続的な問題があるもので、それらも含めて検討をしていただきたいというふうに指示をしたと記憶しております。

小池委員 続きまして10月29日になります。杉本次長に経過報告をされるわけですが、長野舞台さんで変えるのなら早くしてほしいということで、長野舞台さんから連絡がありまして、杉本次長に経過の説明があります。その際、安齋氏から「おはなしぱけっと号」のデザイン案が届いたとのことで、FAXの写しを経営戦略局の北原主任を経由して教育委員会の方で受け取っております。この案で経営戦略局が知事に相談してみるとのこと。FAXには、デザインがコンセプトのもとに作成されているので、自分のデザインをのせることができない旨の安齋氏のメモがついておったということでもあります。提案は、「おはなしぱけっと号」側面デザインのリファイン案で、経営戦略局ではなく、安齋氏から株式会社テレポート平山氏、これは知事の東京の後援会長ですね、「田中康夫ネット」の責任者ですが、へのFAXの写しであったということですが、この内容について、間違いはないでしょうか。

杉本証人 ちょっと今のはあまり記憶にはっきり残っておりません。

小池委員 先ほどのお話を聞きますと、経営戦略局が仲介に入ることになったということですが、当然経営戦略局を通して安齋氏からのデザインが届くようになるんじゃないかなということで、容易に想像ができるわけですが、この点につきましては、記憶にないということですかね。

杉本証人 その安齋さんから来たものを見たという記憶が、ちょっと私、今、はっきり覚えてはおりません。

小池委員 次の日、10月30日、杉本次長からの電話連絡がございます。経営戦略局で安齋氏のFAXを知事に見せたが全くだめ。デザインは安齋氏に全面的に任せるようにとの話があ

ったとのことということでございます。次長レクがその後行われまして、現時点で想定される、デザインを安齋氏に任せただけの場合の問題点をまとめてレクを行う。長野舞台から安齋氏にデザインを外注に出せば問題はほぼクリアされるのではないかと判断を、杉本次長がこのときにされたということで、教育委員会の方では言っております。この点につきましてはいかがでしょうか。

杉本証人 いろいろの相談をしたことは事実でございます。その中で方法として、全体の確かその当時の事業費が2,000万円を超えていたというふうに思います。デザイン料がどのくらいかかるかわからないけれども、その部分というのは、そういう方法でよくデザインを外から出すということがあるので、そういうことは可能ではないかという話が出たようには記憶しております。

小池委員 今の内容の中で1点聞きたいんですが、デザイン案が来た、ところが知事がこれではだめだということでは言っているわけです。非常に重要な場所で、流れからいってこれでまたデザインが返されるわけなんですが、この記憶はございませんか。経営戦略局で安齋氏のFAXを知事に見せたが全くだめ、デザインは安齋氏に全面的に任せるようにとの話があったということで、これ大きなここで変わり目なんです、これを覚えていないですか。

杉本証人 すみません、今の日にちが10月ですか。

(小池委員から「10月30日」という声あり)

ちょっと、前の記録を見て、確か11月6日に私は平山さんのところに、私と山岸で行きましたけれども、そのときに初めて安齋さんがいろいろのデザインやなんかを受けてもらえるかどうかのお話をしに行ったというふうに記憶しております。安齋さんが受けてくれるかどうか。ですので、その前に案が来ていたということはあるのかなとちょっとと思いますが。

小池委員 記憶にないということですか、はい、わかりました。これによりまして、今、杉本当時次長から6日に、いずれにしても平山氏のところへ相談に行っているわけですね。この時点でもう一回ここで知事から指示があったかどうかということで、記憶にないということではございますが。今お話がございましたように、その前の11月4日、杉本次長から連絡があります。11月6日にテレポート平山氏と杉本次長とで話し合う機会を持ったということで教育委員会へ連絡しております。ということですから、先ほど6日に行かれたということですから、4日にこういう連絡をされたということには間違いはないですかね。

杉本証人 これ、11月6日に行くようになった経過でございますけれども、多分担当課の方から長野舞台さんに話をし、デザインについて安齋さんと話をする機会を設けてもいいということになったんですけれども、それで経営戦略局の方からその多分仲介をするのが平山さんということで、6日に行ったらどうかという連絡があったんだというふうに記憶をして

おります。そのとき、本来ですと長野舞台さんが行って話をしあげればよかったんだと思いますけれども、何か長野舞台さんの方で、安齋さんとのコンタクトまでは県の方でお願いしたいと言われたということもありまして、平山さんのところには私と山岸が行ったというふうに記憶しております。そこで、安齋さんが今回のそういうデザインについて受けていただけるのかどうか聞いていただきたいという話をしてきたというふうに記憶しております。

小池委員 11月6日、今、杉本証人が言われましたように、先ほど長野舞台の今井さんもおっしゃられていました。10月31日に杉本次長、関谷調整幹、徳竹補佐、山岸氏と会談を持ちまして打ち合わせをしているんですね。そのときに11月6日に長野舞台さんが同席しないのは、長野舞台さんが平山さんと会うのを嫌ったものですから、そういうことになったということで、御記憶にあるかと思えますけれども。そういうことで11月6日に次長さんと山岸さんが行っています。それであと北原主任も同席しております。この日につきましては、私どもの方で、百条委員会の方で当日の旅行命令票というんですか、この記録をとらせていただいておりますが、お三方が新橋の精工ビル、テレポートへ行っていることも記録に残っております。

そこで話された内容ですが、車体の形状・機構は変えない、長野舞台と安齋氏の連絡については平山氏を通さない、これは長野舞台さんからこういう意向があったものだと思います。安齋氏への正式なデザイン依頼は長野舞台から行うこととし、事務局からの依頼は、平山氏はすべて了解したということであります。「おはなしぱけっと号」の三面図、仕様書等を平山氏経由で安齋氏に渡すことになるということですね。なお、デザイン期限の11月20日は厳しいとのことであったと、こういうことであります。

さらに、なお、平山氏から、安齋氏への依頼の際は100万円程度のデザイン料がかかるということが、このときに伝えられております。それから著作権許諾については、県と安齋氏の間で正式な協定を結ぶよう要求があり、了解しております。その後、県と平山氏とで協定書を結んでいるんですが、この日に出席されたことは確認させていただきましたが、平山氏から安齋氏への依頼は100万円程度のデザイン料がかかるよという話があったということですが、この点につきまして、確認させていただきたいと思えます。

杉本証人 要はそのときに行って、先ほど小池委員さんが言われたような、多分車体のもう変更もできない、機能もこれ以上は変更できない、要はデザインだけが変更できるところしかありませんよ、そのような条件でも安齋さんが引き受けていただけるかどうかの確認をとっていただきたいということをお願いしたと思えます。多分その話の中で、平山さんの方から安齋さんに頼めばそういうようなお金がかかるかもしれませんよという話が出たかもしれませんが、ただそういう、今回の件でとかではなくて、一般的にはそのくらいお金

がかかるというような話が出たかもしれませんが、100万円という数字まではちょっと記憶はしておりませんが、いずれにしても受けていただけるかどうかということをお願いしてきたという記憶はあります。

小池委員 記録では、この日に提示があったということで、あとの見積書も見ても大体この金額で決まっているんですが、この日ではないと言いますと、ほかにどなたが責任を持って100万円という金額を決めたかというお話になるわけですが、ほかの日にそういったお金の話をされたことはあるでしょうか。

杉本証人 私はいずれにしても、今回11月6日に行ったのは、長野舞台さんと安齋さんがコネクトをとれるようなことを長野舞台でしてくれということで行ったものですから、お金のことに關しては、当然長野舞台と安齋さんが相談するものだというふうに思っていましたので、私たちが特にそこでお金のことを交渉するという立場でもないので、そういう話をこちらからしたという記憶はございません。

小池委員 もう一回確認しますが、この日以外にしたことはないということによろしいですかね。この日にはしたということで、ということは、先ほど長野舞台さんからは、県の方から100万円ということを言われて、それは安いということで、長野舞台さんはこの日は行ってないものですから、ですからどなたがしないとお金が決まっていなくていいんですけども、この日にされたのかなと思うんですけども。

杉本証人 最初の件でほかのときでも100万円という話をしたことをございません。もしそのときにそのような話が出たかは、多分山岸の方がよく記憶しているかもしれません。私の方はどちらかという受けていただけるかということをお話したので、彼の方はどちらかという担当としてそういう点に関しては敏感だったかもしれません。ですので、私自身がそのときにそれらの話が出たかということについては、ちょっとしっかりした記憶は持っておりません。

小池委員 わかりました。その後、11月14日に経営戦略局北原主任から連絡で、テレスポット平山氏から、安齋氏が了承しデザインは11月末までに作成するということが、連絡が教育委員会に入ります。杉本次長にレクが行われます。北原主任からの連絡について報告、デザインは11月末までとの話だが、車体の形状は変えないとのこちらの条件に安齋氏から特に異論がなかったことから、デザインが上がる前に長野舞台と契約を締結してよいか意見を伺い、契約を締結してもよいとの次長の判断を得るということで、長野舞台と安齋氏とのこの関連の締結の許可を、次長の判断を得たということになっておりますが、この点についていかがでしょうか。

杉本証人 担当の方からは、もう早く契約をしないと納期限までに間に合わないからという

話は確かにありまして。契約手続を進めて、要は車体の方が間に合わなくなってしまうという話がありましたので、ではそれなら契約をしてもいいのではないかというようなことを多分言ったと思います。

小池委員 ということは、このときまでにお金とかそういうのが、契約をするということですから、大体決まって、先ほどお話、山岸さんが承知しているのではないかということでございますけれども、ここで次長が契約の許可を出しているということだと思えますが。

続きまして、その後につきまして、先ほどのお話を聞きますと、杉本次長さんは、12月19日にいなくなっているということでありまして。あと次長さんはお見えにならない、そういうことですね。その後の、それでは11月14日に契約の許可を出した以降の契約につきまして、杉本次長さんが御存知のことがございましたらお話ししたいと思えます。

杉本証人 それ以降は多分、私はその件について詳しいことは何も相談がなかったというふうに記憶をしております。すみません、先ほどの契約の件ですけれども、車体をつくるのを発注するという件についてはやってもいいんじゃないということを承諾したように記憶しています。デザインはまだ決まっていないうですけれども、車体をつくるのができなければ間に合わないということだったので、その部分についての発注はいいんじゃないかということ許可したというふうに記憶をして、まだそのときにはデザインは何も決まっていませんでしたから。というふうに記憶しております。

小池委員 これ以降はお移りになったということですが、このときの許可、今までのお話にも何回か杉本次長の許可が出ているわけですね。田中知事からのデザイン変更の話のときとか、それからデザイン変更にかかわる予算の、かかわる変更の問題点を次長の方から洗い出すように指示をしているとか、出ております。それから、今回も安齋さんに依頼しての契約の許可を、これ杉本さんが今回のこの案件での責任者としてこれ許可を、杉本さんの許可を得てこれ動いていることなんですけれども、そういうお立場にあったということよろしいでしょうか。杉本さんよりも上席という教育長になるわけでありましてけれども、一連のこの対応は、杉本さんがレクを受けていますから、何回もレクを受けて許可を受けたり指示していますけれども、責任者としてやられたということよろしいでしょうか。

杉本証人 当然のことながら、そのことに関しては、教育長にはすべて報告はしておりますし、案件によっては教育長も入って一応の打ち合わせもしております。多分教育次長、次長と全部なったりしていますけれども、当然組織ですのでいろいろのときは教育長が入っていますし、みんなで相談した上で進めておりましたので、私と山岸さんだけでやるとか、そういうことは一切、すべてのことはそういう組織としてやっておりました。

小池委員 もう一度伺いたいんですが、そういった中での一応これ見させていただくと、一

連の許可は、判断は、次長さんがされているというふうに記録に残っているんですが。基本的には次長さんが許可を、教育長には報告をされていると思います。だけれども許可は、判断は、次長さんがされているとこう何カ所も出てきて、今までも何回も聞いたんですけれども、そういうことでよろしいということで、責任者としてやられたという立場ですかということでもあります。その点について御確認させていただきたいと思います。

杉本証人 この件に関しては教育長には報告をしながらも、私中心でやったことは間違いございません。

小池委員 今回の件は、いったん長野舞台さんへこの「おはなしぱけっと号」の製作は契約で出されていたわけでございます。この点につきまして、経過を見ますと知事がデザインが気に入らないということで、安齋さんに任せろというようなことで動いております。今も11月6日に、杉本次長、北原氏、山岸氏が平山氏のところへ出かけていって打ち合わせをしておりますね。長野舞台さんは行っていないわけです。こういうことをやられているということは、契約上既に長野舞台さんに任せられたものにつきまして、県が直接、変更あるいは金額等の話をしているというのは、通常あり得ることなんでしょうか。その点についての認識を伺いたいと思います。

杉本証人 11月6日に打ち合わせに行ったときまでは、多分まだデザインが決まらないというようなこともあって契約はしてなかったというふうに、まだ前段の、早く言えば今回プロポーザルをやりまして、1者しか応募がなかったということですので、そのOKが出て、デザインがOKにならないもんですから、ちょっとまだ契約ができないというような状況でしたので、その前段として、先ほども委員さんから出ましたように安齋さんという話があって、本来は長野舞台さんの方でデザインについて打ち合わせをしていただければよかったんですけれども、平山さんということがあって、長野舞台さんはちょっと一緒にそこには行きたくないというので、その安齋さんのつなぎまでは県でやっていただきたいというお話があったものですから、そのことをやっております。特に私の意識として、金額まで私たちが決めるといような認識は一切持っておりませんでした。

小池委員 ちょっと気になる御発言があったんですけれども。長野舞台さんと県とは契約をしていなかったということなんでしょうか。

杉本証人 多分まだ10月の段階では契約をしていなかったというふうに私は記憶しているんですけれども。

小池委員 わかりました。そうするといずれにしても、知事が関与したことについては、どのようなそれではお考えでやられていたのか伺いたいと思います。

杉本証人 デザインが問題になっていたものですから、よりよいものをつくるというので、

そういう方のサジェスションを聞くのも、業者の方が納得していただけるならいいのではないかという思いでやってはありました。

小池委員 知事の指示ということもありましたし、全然問題と考えていなかったと。それではその方が知事の後援会の、東京の「田中康夫ネット」の責任者の平山さんということも御存知であったわけですね、訪問された相手方が。

杉本証人 その当時は全くそういうことは知りませんでした。

小池委員 わかりました。先ほどもお話ししましたように、この件につきましては、この後、契約書の偽造等に発展をしまっているわけでございますので、その点への大きな問題点が残っております。以上で杉本証人への尋問を終わらせていただきたいと思います。

服部委員 ちょっと疑問点をお尋ねしたいと思います。長野舞台と、プロポーザルで1者と応募で契約したと。デザインが決まっていなくて、知事が長野舞台のデザインでは気に入らないと、そんなことで安齋氏のデザインということですが。

一つ、10月28日に費用はどうしたらいいか、それについての疑問があったと、費用ですね。別にかかるわけだから。そしてそれは、中身を検討してくれというふうに指示をしたというふうに、10月28日に、さっきも証言がございましたが。その費用は結果的には、あと契約したりするわけですから、その中身の検討とその費用について、どういうふうに持っていくつもりだったのか、お尋ねします。

杉本証人 私の認識では、当時、まだ契約の前段階というように承知していたものですから、長野舞台さんと安齋さんが話をした中で、その見積もりが出てくるというんですか、随意契約になるわけですから、これこれかかりますという額が出てきて、それで契約をするというふうに理解をしておりました。

服部委員 わかりました。それから15年10月29日、30日のくだりでございますけれども。このまず10月29日ですね。長野舞台が平山氏とお会いして安齋氏との中を、お会いするのをとても拒んだというくだりがございますよね。それについては、教育次長として当時どういう認識で、それで県がかかわるようになるわけですよね。ですからそれをどういうふうな認識を持ったのですか。なぜ嫌がるのか。

杉本証人 長野舞台の今井さんと平山さんが、何かほかの事業で一緒に仕事をされたことがあると聞きましたけれども。そんなようなこともあって、なかなかということを知っています。それで県で話をしていただきたいと。まず安齋さんと話をするのはいいけど平山さんとは会いたくないので、県の方でそのつなぎだけはやっていただきたいと言われて、11月6日に東京に行ったというふうに記憶しております。

服部委員 それから今の同じようなものでございますが、実際は安齋氏のそのキャラクター

をということで知事は言ったんだけど、その平山氏の存在を皆さんは、どうして平山氏を通すんだと、疑問に思わなかったでしょうか。その平山氏の存在について、どういう認識をしていたかということと、その費用がかかるというような話の中で、平山氏が当然途中で加われば、それに対する費用的なものだって発生すると思うんですよね。そういう認識は持たなかったですか。その辺についてはどうですか。

杉本証人 私も確かに何で平山さんなのかということは、ちょっとおかしい、どういう方が全然わからなかったもんですから、何で平山さんをという思いはありました。それとやはり、とすれば費用が余分にかかるとかですか、そういうことは当然かかるんだけど、それを検討する中でどうにやっていくかということで検討したというふうに記憶をしております。

服部委員 そこが肝心なところですけども。その費用を検討したといえども、あなたは一応長野舞台に発注をしているわけですよね。契約はあとになったというような話がありますけれども。その中で、関与したからには、平山氏に対するどういふふうに対処したらいいかという話はしていたけれども、その結果的なことは全然、具体的な、平山氏に対する具体的な対応はどう考えておったんですか。

杉本証人 私はそのとき、平山さんが安齋さんにこういう話をさせていただけるということだけの方というふうに思って、何て言うんでしょうか、よくだれだれ、服部委員さんをということになると、ではだれかが、その人が会えないので、かわりの人がだれが会って伝えてくれますよと、そういう方じゃないかというような程度の認識で行きましたので。要はその安齋さんがいないので、そうでない平山さんという方が会っていただけるという、そういう認識でしか思っておりました。

服部委員 いずれにしても、文教委員会等で随分この話も解明するために、随分議論もあつたと思うんですよね。そういうときにもっと早くきちんと出せなかったということについては、当時の教育次長として、どう思いますか、この一連の案件について。

こうやって百条委員会でも経過について尋問しているわけですよ。これははっきりさせるためですが。文教委員会の当時からこれについては非常に疑問がありました。私、総務委員会でもお尋ねしたこともございます。ですからそれについて、教育次長としてどう思うかと。当時の教育次長として、このベールに包まれたようになっているけれども、知事が関与して。それについてどう思いますか、最後に。

杉本証人 私は、ああいう車両がよりよいものになればいいという思いでやってきたんですけども、結果的に今回こんなようになってしまっていることは、非常に私としても残念だというふうに思っております。

林委員 1点だけ尋問させていただきます。ただいま服部委員から、知事がデザインを気に

入らないと言ったとって今尋問が始まったんですが。9月22日のプロポーザル審査委員会において、その席でデザインの修正が出たというふうに言われているわけですがけれども、その点誤解があってはいいませんので念のために。知事がデザインを気に入らないと言ったのか、あるいはプロポーザル審査委員会でこのデザインの修正が求められたのか、一番事の発端について、もう一度確認をしたいと思います。

杉本証人 プロポーザル審査委員会の中で、先ほども言いましたが、このデザインではちょっとおかしいので直した方がいいという、それは審査委員会の中での意見でしたので、そのデザインを変更するためにどうしたらいいかということで、この動きが始まったということでございます。

林委員 知事の意向で変更されたということでないということを確認できたので結構です。以上です。

清水委員 どうも御苦勞様です。またあとでお聞きします。いただいている資料というか、文教委員会の方で出たこれだということでお聞きしていますけれども。一度、経過から言うと、まずプロポーザルで出たやつに問題があったと。この事実関係だけ見ていくと15年9月29日、長野舞台から修正のデザイン案が出る。10月14日、ほぼ半月後ですね、知事に見せたところ全くだめだと知事が言ったというふうになっておりますが、最初のものについてのお話はわかりました。デザインの修正案について、知事がこうに言ったというふうに記録をいただいたんですが、これは間違いはないんですか。

杉本証人 修正案については、私が知事に見せたところ、先ほど言いましたように、そういう問題があるなら安齋さんに見てもらったらどうですかと言われたということです。

清水委員 すみません、そこをちょっともう一度お願いします。問題があるならばということとは、証人が問題があるんですよと言って見せたということですか。

杉本証人 そういう見せ方ではなくて、こういうふうに教育委員会としてはこの案でいきたいということで私が話をしたときに、安齋さんに見てもらったらどうだという意見がまた出たということです。

清水委員 当然問題がなければそれでいいわけですから、安齋さんに見せろと言ったということは、気に入らなかったとこういうことですよ。それは言ったか言わないかは別として、そういうことで安齋さんに相談しろとこういうことですよ。

杉本証人 そのときの知事の思いまではちょっと私はわかりません。

小林委員長 ほかによろしゅうございますか。それでは、以上で杉本幸治証人に対する尋問は一応終了しますが、後ほど尋問が予定されておりますので、いったん御退席をいただき、控え室においてお待ちをいただくようお願いしたいと思います。恐れ入りますがそんなふ

うにお願いいたします。

[杉本証人 退席]

次に、山岸直樹証人、北原俊樹証人、上原五夫証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

これより山岸直樹証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねをいたします。引き続き小池委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにいたしております。

まず山岸直樹証人に私からお尋ねをいたします。あなたは山岸直樹さんですか。

山岸証人 はい、そのとおりです。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

山岸証人 役職は企画員です。

小林委員長 次に北原俊樹証人にお尋ねをいたします。あなたは北原俊樹さんですか。

北原証人 はい、間違いございません。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

北原証人 危機管理・消防防災課で主査を務めております。

小林委員長 次に上原五夫証人にお尋ねいたします。あなたは上原五夫さんですか。

上原証人 上原五夫でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

上原証人 長野県企業局川中島水道管理事務所長でございます。

小林委員長 ありがとうございます。私からの尋問は以上であります。それでは、引き続き小池委員から尋問をさせていただきます。

小池委員 どうも御苦勞様でございます。それでは尋問をさせていただきたいと思っております。今回、尋問させていただくのは、平成16年度から運行を始めました「おはなしぱけっと号」の調達の経過について、伺いたいと思っております。この件につきましては、昨年の12月の文教委員会におきまして、その事実関係は、当時の瀬良教育長及び教育委員会での調査によりまして事実関係が認められ、教育長が謝罪をしたという件であります。

内容は「おはなしぱけっと号」のデザインについて、長野市内の業者長野舞台が車両の一式を受託したにもかかわらず、田中康夫知事が親交のあるイラストレーター安齋肇氏に依頼するよう県教育委員会に指示し、県教育委員会と田中康夫知事の東京での政治団体「田中康夫ネット」の代表平山氏、現在は新党「日本」の事務総長であります。間で安齋氏にデザインを依頼したことや、そのデザイン料を決めた経緯、またこれらの事件を隠ぺいした件について、尋問をさせていただいております。

ちょっと資料を証人の方々に見ていただきたいと思います。

小林委員長 お見せください。

(各証人 記録閲覧)

小池委員 まず初めにお聞きしたいわけでありますが、今回の「おはなしぱけっと号」の調達に関しまして、長野舞台さんから調達したわけでございます。今お手元にお配りしました表紙に長野舞台さんの印鑑がついてある書類につきましては、百条委員会で県教育委員会から資料請求で出てきたものでございます。そしてもう1枚のかがみのついていない方は、長野舞台さんでつくられた書類のコピー、長野舞台さんからそれはいただいたものでございます。そこを見ますと、かがみの次からの1ページ目、2ページ目が大きく異なっているわけでございます。ごらんいただくとわかると思いますけれども、この点につきまして、それぞれの方に知っておられることがあったらお聞きしたいと思います。

山岸証人 こちらですけれども、表のついている方は、これは変更契約の際につけたもの、資料であると思います。それで、こちらの長野舞台の方でというものですけれども、これは最初に長野舞台からいただいた資料だというふうに思います。こちら、すみません、実は2月の段階での変更契約だったんですけれども、その時期はちょっと非常に私、忙しい時期でというか、「おはなしぱけっと号」の契約につきましては、2月28日か29日が契約の最終日だったんですけれども、それまでにこの「おはなしぱけっと号」の変更契約をどうしてもしなければならなかった、そうしないと契約の満了期間が来てしまうというような状況にありました。それでこの「おはなしぱけっと号」の調達に関しては、長野舞台に対して非常に、これは担当としての気持ちなんですけれども、デザインの変更については理不尽だったというふうに思っておりますし、それで非常に申しわけないというふうに、その気持ちでいっぱいだったんです。それでもうこれ以上に長野舞台には迷惑はかけられないと。契約の満期を過ぎて契約が切れてしまうようなことだけは絶対に避けたいと、私はちょっとそういう気持ちでございました。

それであと記憶が定かでない部分があるんです。もしかしたら違っていたのかもしれませんが御容赦ください。最初に「おはなしぱけっと号」の仕様の変更一覧がこちら、長野舞台のものが出てきたときに、これをつけて決裁を回したんじゃないかと思います。そのときに、決裁はものすごくたくさんの、教育委員会から、それから文化財・生涯学習課から、それから経営戦略局から、会計局からというふうにもものすごくたくさん回るものですから、決裁に相当時間がかかってしまうなというふうに思っていたわけです。回し始めたのが確か2月の、こちらにあるように13日だったと思うんですけれども、率直に申しまして、期限までに間に合うかどうかというのが非常に私は不安だったんです。

それで決裁を回している途中だったと思うんですが、ちょっとどなたに指摘されたか、その辺全く定かでないんです。全然わからないんですけれども。こちらの変更一覧のところを見たときに、デザイナーとか、それからキャラクターという新しい言葉が入っているというふうに指摘を受けました。これはどういうことかという、何と申しますか、最初にプロポーザルをやった時の見積書については、キャラクターという言葉とか全然入っていなかったんです。それで確か、うろ覚えなんですけどデザインとしていくらという見積書が出ていたと思うんです。それに対してこのキャラクターというのが出たときに、多分そういうことだったと思うんですけれども、キャラクターは最初からあったんじゃないかと。デザインに含まれているのに、何で今回キャラクターだけ出るのか、逆に最初からキャラクターと入っていてもおかしくなかったんじゃないのとか、そういうようなことを言われたような私は記憶があるんです。そこで決裁がとまってしまったんじゃないかと思うんです。

それで私は困りまして、もう非常に焦っていたものですから、本当に記憶が定かではないんですけれども、長野舞台に事情を話して、この変更一覧を修正してくれというふうに頼んだのか、あるいはもしかすると、自分であの当時長野舞台から電子メールでファイルをいただいていたので、もう間に合わないと思ひまして、それでそのファイルで修正をして、それで決裁につけて回したのか、いずれにしてもそのどちらかで決裁を受けたのではないかというふうに、そんなような記憶があります。ちょっとその辺、定かではないんです。私の覚えているのは以上なんですけれども。

北原証人 この2種類の書類につきましては、初めて見るものでございますので、特に私の方から申し上げることはございません。

上原証人 私の方からも、この件につきましては記憶にございません。

小池委員 ただいま御証言をいただいたわけですが、そうしますと山岸証人に伺いたいんですが。そこに、県から出てきました書類についている文書は、長野舞台がつくったものではない、山岸証人がつくったものということによろしいんですか。

山岸証人 申しわけありません、私、ちょっとその辺の記憶が定かでないんです。もしかすると私の方で修正をして、それで後日、長野舞台の今井さんの方に、こういう形で変更させてもらってもいいのでしょうかとか、あるいはちょっとこの辺変更しますんですがというような連絡を入れたような気もしますし、何か忙しさにかまけて入れるのを忘れてしまったような気もしますし、その辺、私ちょっと全然記憶に定かではありません。申しわけありません。

小池委員 山岸さんのほかに、それではそれをつくりかえた人がいる可能性はありますか。

山岸さんがやった可能性のほかに可能性はあるかどうか。

山岸証人 この「おはなしばけっと号」の電子媒体は、今井さんから、これは事前に見せて

ほしい、早く見せてほしいということで、今井さんから確かいただいたものだと思うんですけども。私のメールアドレスの方へ来ていましたので、おそらく私以外の人は持っていなかった電子媒体ではなかったかというふうに思っております。

小池委員 そうすると山岸氏の証言よりますと、記憶は定かではないが、できる可能性としては山岸さんしかいなかったということですね。それで現実、長野舞台から提出されましたそれ有印の私文書でありますし、県に届いたあとは公文書になっているわけであります。そうですね、契約のものでありますから。それを山岸証人が内容を差しかえたということになると思うんですが、そういうことでよろしいわけですね。

山岸証人 ちょっと私も記憶が本当に定かでないものですからあれですけども、多分連絡を忘れてしまったのではないかと思いますし、そういう意味では非常にちょっと軽率な行為であったなというふうに非常に反省をしております。

小池委員 実は、あとこちらに、それに伴いましてアトラクション自動車「おはなしぱけつと号」架装等業務委託の変更協議についてという、こういう書類があるわけであります。平成16年2月、私の手元にあるので言いますと、平成16年2月13日、2月20日、それから3月23日ということで、3回、山岸氏の起案で書類をつくっております。この内容を見ますと、山岸氏が今言われた、作り直した内容に一致するんです、これは。この記録文書は、ですからその作りかえた記録文書のとおりにはほかの書類もつくっている、内容が。見させていただくと。ですから山岸さんは多分その書類もそうですし、これらの書類もそれと同じような内容でおつくりになって、経過を見るとなっております。ここには全然、安齋さんの話とかそういうのは出てきません。そういう話になっているわけでありましてけれども。そういうことで、すべての書類をそういうことでおつくりになったということでもよろしいわけですね。

山岸証人 私、もし私がやったとすれば、この変更の詳細の部分はもしかするとそうかなというふうな記憶があります。ただ、ほかの起案には、これをつけたかどうか、私はちょっと記憶がないんですけども、あるとすれば同じものをコピーしてつけたのではないかと思いますので。経過書というのは。

小林委員長 それではお見せください。

(証人 記録閲覧)

小池委員 それではちょっと証人にごらんいただきたいと思います。今、お手元へお届けしましたが、それは2月27日の協議についてのお話ということで書いてありますが。この件につきまして見ますと、今回のデザインの変更は、長野舞台からの申し出によってやりましたというように書いてございまして、先ほど長野舞台さん、あるいは杉本前次長さんから御証言いただきました、知事の指示によりまして東京の平山さんのところへ行って、安齋さんに

頼んで作り直したというようなことは一切書いてないわけでありませぬ。その変更は長野舞台からの申し出によってやったというように、これ書いてあります。特に3番のところを見ていただくと、(3)ですね、そういうふうに書いてございますね。読みますと、その後、長野舞台から着色を黄色以外の色としてデザインを最初からやり直すとの申し出があった、こういう申し出は一切長野舞台さんはしておりませぬ。それと今言った、変更契約書の内容と一致するわけでございます。なぜそのデザインを、キャラクターという言葉が消したというのは、今、山岸さんは、ほかの職員から指摘があったもので消したんだということでございますけれども、実際はこれと同じように、安齋さん等の存在を隠すために変えたとしたか、ほかの書類との符合からいっても思えないんですね。そういう理由ですと、今度は何でこの書類を長野舞台からの申し出と書いたんですか、これ。

山岸証人 申しわけありません、これ、私、この3番の部分ですけれども、私の記憶ではここはこちらから塗色を白にしたというような記録で書いたような記憶があるんです。私はずっと今まで経過を書いてきましたけれども、そこで、これ長野舞台から黄色以外の色としたというような経過で、私は経過をまとめていつも書いておりませぬでしたので、この3番のところについては、私、すみませぬ、ちょっとどうしてこう書いてあるのか、わかりかねるんですけれども。

小林委員長 では私からちょっとつけ加えます。山岸証人は、ではその部分は山岸証人ではなかったということですか、今の証言は。そういう意味ですか、今のものは。

山岸証人 この書類そのものは、私がつくったものだと思うんです。ただ、この3番のこの部分については、私、通常こういうふうには書いていませぬでしたので。私、すみませぬ、ちょっと私もよくわからないんですけれども、私はいつもこちらから白にしたというような経過の書き方をずっとしてきていましたので、ちょっとここ、すみませぬ、私も非常に不思議な部分であります。

小池委員 それでは全然話が合わないじゃないですか。これおつくりになったんでしょ。このお手元にある文書をおつくりになったのは、それでは山岸さんでよろしいわけですね。

山岸証人 こちらをつくったのは、変更協議の経過についてというのをつくったのは、確かに私です。それを決裁文書で回したのもそうなんですけれども。ですので、ちょっと非常に私は不思議なんです。どうして3番がこう書いてあるのか、本当に不思議なんですけれども。

小林委員長 ではだれか加筆したのか。

小池委員 そうすると山岸さん、そう申されていると、何回も言いますけれども、この同じ文面が、お手元に行った日付が、起案がいつでしたか、2月13日でしたか。それから私の今

手元にあるのが2月20日、3月23日、すべてこれ山岸さんが使っているじゃないですか。同じものが3回出てきているんですよ。3回使っているんですよ、山岸さん本人が。3回ともだれかがこれを書き直したということですか。

山岸証人 これ私、あまりはっきり覚えていないんですけども、昨年、この話ではなかったのかもしれませんが。昨年、私、別の部署にいたんですが、そこで何か協議の経過の部分で、何か修正をしたというような話を、当時のこども支援課の方から聞いたような覚えがあるんです。ただそれがここであったかどうか分からないんです。ただ、分からないんですけど、そういうような記憶があるんです。あと私の言えることは、私は通常、経過ではこういう形で、長野舞台に対してこれ非常に失礼な言い方ですので、私はこういう書き方はしてはいなかったように思うんですが。

小池委員 そうしますと、山岸さん以外に県庁内でこういった公文書の書きかえが以降なされたという、今、ふうに聞こえましたが、そういうことでよろしいですか。

山岸証人 何の文書だったかわからないものですから、その辺の記憶がないもので、それが公文書だったのか何なのかはよく分からないんですけども、そういうふうに聞いた記憶はあるんです。これだったかどうか分かりませんので、公文書だったかどうかというのは、すみません、ちょっと私は言い切れないと思います。

小池委員 それ大事な点なんですよ。もしくはほかにも、今ここに御出席になっている方のほかにもこういったことが、公文書の書きかえが県庁でなされておって、山岸さんのところへそういう話があったということですね。だれから、もう一回、だれからどういう話があったか、もう一度お聞きしたいと思います。

山岸証人 当時のこども支援課の方から、そういう話を聞いたような気がします。

小林委員長 だれかということをお願いします。役職名でも結構ですよ。

山岸証人 確か「おはなしばけっと号」の担当の方だったと思うんですけど。坂本主事かなと思うんですが。去年の何月だか、ちょっと忘れまして。坂本さんが私のところへ来まして、それで文書のところをこういうふうにとちょっと変えたと、そういうような話だったんじゃないかというような記憶があります。

小池委員 それが今このお手元に渡した文書であり、この3番のところは特に山岸さんが書いたものではないということでもいいですね。

山岸証人 ここであったかどうかということは、ちょっと私分かりません。ただ、はっきり私が言えるのは、この書き方は私、多分していなかったんだらうなど。私は非常に長野舞台に対して申しわけないという気持ちをもものすごく持っていましたので、書くにしてもこういう書き方はしていなかったんじゃないかなという記憶があるんです。すみません、記憶の

中の話だけなものですから、はっきり申し上げることができません、申しわけありません。
小池委員 わかりました。当時の担当課長さんですね、上原さん。この件について、今、山岸さんの方からまたお話があったわけですが、何かお知りになっていることはございますか。

上原証人 記憶に本当にございません。

小池委員 それでは伺うんですが、ちょっと山岸さんの文書、ちょっと上原さんにお見せになっていただけますか。ちょっとこっちを、同じ内容ですが、日にちが、起案日が次の起案日のもので、これには上原さんの印鑑が押してあります、こっちとこれは、それはほかの方がかわりに押してあるんですね、これ上原さんのところに。こちらをご覧ください。

小林委員長 上原さんの捺印の方のことでお答えください。

上原証人 私、今これを見せてもらいまして、そうだったのかなということで、先ほど記憶にないというふうに申し上げました。

小林委員長 ちょっともう一度お願いします。

上原証人 私は判こは、捺印はしてあります。

小林委員長 してあるから思い出せましたか。

上原証人 ちょっと記憶にないです。

小池委員 わかりました。いずれにいたしましても、山岸さんがその内容は差しかえたということは確認をさせていただきました。

それで、それでは一連の流れをちょっとお話をいたしますと、今回、プロポーザルで出てきたものにつきまして、知事がデザインが気に入らないということで、これは修正、当初プロポーザル審査委員会で修正をしたらどうかということで、1回長野舞台が修正をいたしました。それにつきまして、再度知事に見せたら知事が気に入らないという、こう2段階になっているわけですので。そういうことで、東京の安齋さんに相談してはどうかということで、知事の方から教育次長の方へお話がありました。この点につきましては、先ほど次長から確認をいただきました。そういうお話であったということでございます。

それで次長が安齋さんとの話をするということで、平山さんとお話を持つ経緯となっていくところでございます。そこで、何点か、皆さん方にも伺いたいんですが。平成15年10月20日、ちょっと読ませていただきますと、教育次長から連絡があり、知事は長野舞台と安齋氏が話し合う機会を設けると言っている。経営戦略局が調整を行うこととなったと。このときから、経営戦略局が調整することになったんですね。このあと北原さんがその仲介として何回か出てくるようになるわけですが。

次の10月28日、課長から杉本次長にその後の経過を問い合わせる。これは課長というから

上原さんだと思うんですが。安齋氏に依頼するのに費用がかかるということでまだ話には行っていないと、杉本さんから話があったわけです。費用は出せるのかと問い合わせが課長にあったようです。支出する名目がないことの説明を課長さんはされるんですかね、教育次長さんに。あわせて現状では、納期限内に「おはなしぱけっと号」を製作することはできないということを次長に伝えたということでもあります。次長からはもうしばらく待つようにということでもあります。これが10月28日のお話の経過ですが、この辺について、上原証人、御記憶にございますか。

上原証人 メモ自体が、私、もらったのかももらわないのか記憶が定かでないということでございまして。今、お話になったようなことがあったのかなというふうに、お聞きして思い出せばそうだったのかなという、そういうことでございます。

小池委員 一連の流れの中で、デザインを変更するものでお金がかかるわけなんですよ。当然、担当の上原証人とか山岸証人は、当然お金のことを考えなければいけないんですが。こういったお話を次長とされた覚えは、上原証人、この費用は出せるかどうかという部分ですね。そういう、どこかでしなければこれ話は進まないんですけども。そういった部分がされた経緯があったかどうか、上原証人と山岸証人に伺いたいと思います。

上原証人 その書いた内容が、私がよく承知はしていないんですけども、そういう話があったのではないかなという、私は今話を聞いて、費用は出せるか出せないというような話はあったのではないかなというような記憶が、あるようなないようなでございます。

山岸証人 私の記憶からすると、すみません、簡潔にならないのかもしれませんが。デザインを変えるというふうに言われまして、それで非常にちょっと私、憤慨しまして。そのときに確か課長か調整幹から、課題、そうなったときの場合の課題をまとめてみるというふうに言われましたので、そこで私の方で、一つは民間企業の方のデザインを何の名目でどうしてデザインを変えるのかというのが1点。それから架装の費用の増額分について、どういう名目で出せるのかというのが2点。それからすみません、もうあと2点ほどあったんですけどもちょっと忘れまして。そういうようなレポートをつくりまして、それで杉本教育次長と、それから課長と、それから調整幹と係長といたと思うんですけども、そちらのところでするかという話をしたような記憶はあります。

小池委員 その後、今の話が10月28日でございます。その次の日です。長野舞台今井氏より連絡があります。「おはなしぱけっと号」の製作のためにはこれ以上契約締結を延ばすことはできない。至急安齋氏との話し合いの機会を設けてもらいたいということでお話がありました。それで同日、杉本次長に上記の経過を報告しております。こういうふうに変えるということなら早くしてくれと、長野舞台からお話があったということで。その際、安齋氏から

「おはなしぱけっと号」のデザイン案が届いたとのことでFAXの写しを、北原主任を経由してもらっております。受け取っております、安齋氏からデザイン案が来た。この案で経営戦略局が知事に伺ってみるとのことです。FAXには、デザインがコンセプトのもとに作成されているので、自分のデザインをのせることはできないというコメントが安齋氏のコメントとして載っております、このFAXには、提案は「おはなしぱけっと号」側面デザインのリファイン案で、経営戦略局ではなく、安齋氏からテレポート平山氏ですね、東京の平山氏のところへのFAXの写しだったということですが、この点につきまして、北原証人、御記憶にございますか。

北原証人 はっきりとした記憶はないんですが、おそらくデザインのFAXが届いて、知事に見せたのではないかなと思います。

小池委員 山岸証人、上原証人にも伺います。こういった内容のものが来たということによるのでしょうか。

上原証人 よろしいかと思えます。

山岸証人 来ております。

小池委員 そして次の日に、10月30日、杉本次長から電話がありました。経営戦略局で安齋氏のFAXを知事に見せたが全くだめ、デザインは安齋氏に全面的に任せると。今、来たということですが、これを経営戦略局で知事に見せたということですから、これ北原さんから知事にお見せになったんですかね、いかがでしょうか。

北原証人 今申し上げたとおり、はっきりはしないんですがおそらくそうだと思います。

小池委員 そうしますと、その杉本次長からの電話連絡、これだれがお受けになったのか、山岸さんか、上原証人かどちらかだと思うんですけれども。こういった連絡がありました。この点、御記憶にあるでしょうか。お二人に聞きたいと思えます。

上原証人 ちょっと私は記憶が定かではございません。

山岸証人 私は受けてはいません。

小池委員 そのすぐあと、先ほど山岸さんが言われた問題点の整理を教育次長とやっております。次長レクがありまして、現時点で想定される、デザインを安齋氏に任せた場合の問題点のレクを行うということになっております。長野舞台から安齋氏にデザインを外注に出せばほぼクリアされるのではないかと、杉本次長さんは判断されているわけでありますけれども、先ほど山岸証人が言われた内容が、この10月30日の内容だと思うんですけれども、それとあわせて先ほどのFAXが来たところまでは覚えているわけですね。北原さんから受け取ったということまでは、それで知事に見せたが全くだめで、安齋さんに任せるということになったということなんです。この点について、もう一度、山岸さん、先ほどの御答弁

とあわせて伺いたいと思います。

山岸証人 私はそのところは、直接私がだれかから聞いた、私が聞いたわけではなくて、課長か調整幹か、ちょっと定かでないんですけども、どなたかのところへそういう連絡があって、そこから私の方へ話がありました。ちょっと記憶が定かでないんですけども、私の聞いている限りでは、見せたけどちょっとなかなか難しかったと。それで安齋さんにそんな失礼なことをしないで任せたらというような話だったような、そういう話を聞いたような記憶がございます。

小池委員 この点は、課長さんは御存知ではなかったということですかね。あとのずっと経過へもこれつながっていくんですけども。

上原証人 記憶がちょっと定かで、先ほど申し上げたとおりでございます。

小池委員 記憶が定かではないということなんですが、そういうことで、このあと平山氏に杉本次長さんが連絡をとります。アポイントをとるわけでございますが。その前に、10月31日に長野舞台の今井さんが来られて、杉本次長、関谷調整幹、徳竹補佐、山岸さんと、今後の方針を打ち合わせております。この中で、長野舞台は、車体塗色及びキャラクターの変更には応じるが、車体機構部の変更は車体全体の変更につながるために了承できない。また、デザイン変更については12月10日、車体形状変更については11月20日が限度とのこと。なお、今井氏はこの件に関して、テレスポット平山氏の関与を極端に嫌がり、このまま平山氏が関与した場合は降りるといふ、ここで皆さん方に申し上げているわけで。ここには山岸さんは出席されているわけではありますが。

その後、11月4日、杉本次長から、11月6日にテレスポット平山氏と杉本次長と話し合う機会を持ったという連絡が来ました。同日、長野舞台の今井さんと、安齋さんへ伝えるべき今後の問題点をお話になっているんですが、ここの経緯、山岸さん、覚えておられますでしょうか。

山岸証人 今井さんが来て話をした覚えはあります。それでそのときに、今井さんは確かにテレスポットの平山さんとは、ちょっと詳しく何があったかわからないんですけども、そういう話はございました。そのあと、ちょっと記憶は定かではないんですけども、杉本次長が行くのでそのときに一緒について行ったらというような話があったような記憶があります。

小池委員 そのときに、山岸さん、北原さん、上原さんに聞きたいんですが、東京のテレスポットの平山氏は、東京での「田中康夫ネット」の長をやられていた方なんですが、現在は新党「日本」の事務総長さんですが。当時、平山さんがどういう方かというのは御存知でしたか、お3人に伺いたいと思います。

上原証人 存じておりませんでした。

山岸証人 存じておりませんでした。

北原証人 東京の方で、いわゆる知事の後援会と言いますか、バックアップする機関の代表をやっていたらっしゃるということを知り承知しておりました。

小池委員 その方のところへこれ行かれるわけでありまして。11月6日、杉本次長、経営戦略局の北原主任、山岸さんが同行しております。それで資料をとらせていただきましたが、旅行命令票というんですか、県に皆さん方の出された記録もすべて残っておりまして、確かだと思えますし、杉本次長さんも先ほど行ったということでございます。

そこでお話をされているわけございまして、平山氏を通さずに安齋さんと長野舞台との間で話をするというようなお話がされております。そういった話の中で、先ほど問題に出ましたこの費用ですね。費用問題が、先ほど覚えがないという、山岸さんは問題点としてまとめたと言いましたね、費用の問題を。ここで平山氏から、安齋氏への依頼の際、100万円程度かかりますよということでお話がありました。この点につきまして、北原さん、山岸さん、お聞きになったかどうか、伺いたいと思います。

北原証人 確か安齋さんにデザインをお願いするとした場合、費用がどのくらいかかるのかということをごちから伺いまして、大体100万円ぐらいだという、そういう返事をもらったような気がします。

山岸証人 100万円というような話だったかどうか、私、ちょっと実は定かでないんですけども。そういうニュアンスではなくて、当時、安齋さんが受けてくれるかちょっとわからないような状況だったものですから、それでそのところでいくらぐらいと言ったら、100万円ぐらいなんじゃないのとかという、そういう感じのニュアンスの話でした。

小池委員 わかりました。そうしますとその席に同席していたのは、もう一度伺いたいと思いますが、どなたがその席に同席していたのか、北原さん、もう一度確認させていただきたいと思えます。

北原証人 私と、隣にいらっしゃいます山岸さんと、当時教育次長の杉本さん、それから平山さんになります。

小池委員 ありがとうございます。そういうことで4人の席上そういった話をしてきたということでございます。それで大体100万円というお金がここで決まったということによろしいわけですかね、このあとこの100万円という金額に沿って契約がだんだんなされていくということによろしいんでしょうか、山岸さん、どうでしょうか。

山岸証人 ちょっとそういうことではなかったんじゃないかと思えます。そういうことではなくて、100万円ぐらいではないのというのはそのときの段階で、あとは私の記憶からする

と、もう安齋さんと長野舞台の方で契約をするので、そのところで契約のときに調整をしてくださいというか、少なくともその日に100万円ですということで決まったというような認識は、私はありません。

小池委員 わかりました。そうしますと、その後、お帰りになるわけですが、協定書をつくってくれということで、協定書案を11月7日につくるわけですが、これ協定書をつくってくれと、安齋さんのこの6日の要望ですね。それで11月7日に要求のあった協定書案をつくりまして、杉本次長にレクを行っております。同日、協定書案を北原主任に渡し、テレポート平山氏経由で安齋氏に意見をもらうようにやっておりますが、山岸さん、北原さん、この点は覚えておられますか。

山岸証人 著作権の話は確かあったんじゃないかなというふうに思います。それで、それは私が帰ってきました、案をつくって、それで教育次長にレクをしたということはあったと思います。

北原証人 著作権ですとか、使用权の関係を、その時点でまだ安齋さんをお願いするかどうかが決まっていなかったと思うんですけども。お願いするとしたらはっきりしておいた方がいいというようなお話をいただきまして、おそらく教育委員会の方でつくられて、私が送ったんじゃないかなとは思いますが。

小池委員 それから次の11月14日になりますが、経営戦略局北原主任から連絡が教育委員会へ入ります。テレポート平山氏から、安齋氏了解しデザインを11月末までに作成するとの連絡があったということ、北原証人を經由して教育委員会へ伝えております。次長レクがありまして、北原主任からの連絡について報告、デザインは11月末までとの話だが、車体の形状は変えないとのこちらの条件に安齋氏から特に異論はなかった。デザインが上がる前に、これあれですよ、なかなか積極的に、デザインが上がる前に長野舞台と契約を締結してよいか意見を伺い、契約を締結してもよいとの次長の判断を得ていると。ここで次長判断を得ているということなんですけれども。この点につきまして、記憶はございますか。山岸さんと北原さんに伺いたいと思います。

山岸証人 すみません、ちょっとその辺、私は記憶が定かではありません。申しわけありません。

北原証人 日にちが11月14日だったかどうかというのはちょっとはっきりしませんけれども、安齋さんが仕事を受けてくださるという連絡をちょうだいして、私から教育委員会に伝えたいと思います。もう1点の、その金額の方の話は、ちょっと私は一切覚えがありません。

小池委員 北原さんは覚えておられると。そうすると山岸さん、このときの契約はだれが教育委員会では判断をなさったんでしょうか。

山岸証人 すみません、契約をだれがというのは、申しわけありません、ちょっとどういうことなのか。

小池委員 それではもう一度お伺いします。契約を締結してもよいとの判断が、どなたがなさったわけですね。長野舞台との。それはどなたが判断をなさったのかなということです。長野舞台さんからお聞きすると、ほとんど山岸さんが長野舞台さんとの話はされていたということですから、山岸さんはだれかの許可を得ているはずなんですね、いつか。ですからお聞きするんですが、その点の御記憶はございませんか。どなたが判断されたんでしょうか。

山岸証人 契約の許可とかということではなかったと思うんです。契約そのものは、もうこちらの方で決裁をして、最終的には決裁文書にある決裁権者の方が最終的に判断をされるものですので、そういうことではなくて。その契約に、ちょっとすみません、定かでないんですけども、ちょっと契約がずっとペンディングされていたような形になっていたもので、どこの段階でGOになっていいのかというのは、ちょっとわからない状態になっていたような気がするんです。そのときにこちらで、例えば文化財・生涯学習課とかで判断をするというのはちょっとできなかったんで、それでだれかに多分聞いたんじゃないかと思うんですけども。その辺、すみません、私よく覚えてないんですけども。契約の権者は決裁にある方だと思うんですけども、決裁権者だと思うんですけども。

小池委員 山岸さん、担当ですよ。ですからそれではこの業務をやられたときの担当部署の決裁者はどなただったんでしょうか。

山岸証人 通常は課長ということになりますが、契約の場合には額とかに応じて決裁権者は確か変わるような規定があったんじゃないかと。

(小池委員から「このときの場合は」という声あり)

課長ではなかったと思うんですけども、起案文書には決裁権者が載っていたと思うんです。すみません、ちょっと私、定かでないんですけども、申しわけありません。

小林委員長 上原証人、何かありますか、今のことで。

小池委員 上原証人、決裁をこのときにされていますか。

上原証人 私の記憶では、その決裁するような内容ではなかったなというような記憶をしております。

小池委員 これ、そうしますと、ちょっとわからなくなるんですが。契約というのは、山岸証人、契約というのは、この流れの中での契約というのはいつだったんですか。長野舞台さんとの契約というのは、いつだったんでしょうか。それを山岸さんと上原証人に伺いたいと思います。

山岸証人 契約そのものは10月3日付だったんじゃないかというふうに記憶しております。

上原証人 山岸が今申しているとおりに思います。

小池委員 そうですね、これ10月3日ということで、これ書類があるわけなんです。先ほど杉本証人は、この点につきましてちょっと違うことを申されておりましたが、そうだと思います。その後、契約ということになりまして、いくわけでありましたが、12月17日、なかなかデザインが来なかったわけでありまして、12月17日、経営戦略局北原主任にデザインの進捗状況を問い合わせしております。ここで安齋氏からのデザインの提出があったが知事が気に入らないとのことで、知事が直接安齋氏に連絡をとろうとしたが電話が通じないため、17日には結論が出ないということで、北原主任からお話があります。この点について、いかがでしょうか、覚えておられますか。

北原証人 一度安齋さんの方からデザインが届いて、知事に確認していただいた覚えはあります。連絡をとろうしてつながらなかったというのは、私は記憶にないです。

(小池委員から「知事には見せた覚えはあるんですか」という声あり)

見せたと思います。

小池委員 そのときに知事がこれではだめだということだったわけですかね、内容は、それで知事が直接安齋さんに任せるという話になったということですか。内容をお聞きしたいと思います。

北原証人 そのデザインではだめだというようなお話だったと思います。安齋さんに任せるようにというか、その時点ではもう任せていたんじゃないかなと思います。先ほど申し上げたように、知事が連絡をとろうとしてつながったか、つながらないとか、その辺の話は私は記憶にございません。

小池委員 そして次の日に、12月18日です。北原さんからまた教育委員会へ連絡が入ります。デザインについては、知事が直接安齋さんに修正の依頼を行ったと。12月19日に北原主任が安齋氏と連絡をとって、修正案について知事が了解すれば19日に決定するという連絡を教育委員会にされております。この点についてはいかがでしょうか。このとおりでしょうか。

北原証人 ちょっと直接連絡をとられたかどうかというのは覚えておりませんが。一度安齋さんの方から出てきたデザインが、もう一回かき直してくれというような、そういうことはあったと思います。

小池委員 それでそのお話は知事から伺ったわけですね、北原証人は。

北原証人 デザインがよくないというお話ですか。その点につきましては、多分知事にお見せして、これではというような話だったと思います。

小池委員 そうということで、知事の方からお話をいただいた、知事から話をされたわけでございます。それで、その後、12月19日、北原主任が議会の関係で急に用事があって安齋

氏の事務所に行けなくなったので、山岸さんに行ってもらえないかということをお願いしたと思います。同日、山岸氏がテレスポット及び有限会社堀図案室を訪問し、安齋氏、平山氏と面会。このときに東京事務所の中沢主任も同席していたということでございますけれども、「おはなしぱけっと号」のデザインはできておらず、安齋氏は12月22日までに作成することを約束。22日は知事が東京へ行くので、その際にデザインを直接見てもらうということで話をしてきたということになっているようでございますが、12月19日、これも旅行命令票等を見させていただきましたがこの日に行かれておりますね。行ったときのこの内容、今、私の方から話をしました内容については、間違いございませんか。山岸さんと北原証人に伺います。

北原証人 この「おはなしぱけっと号」の関係で、東京で平山氏と行き会ったのは1回だけだと思います。今お話されたのは、私、多分行ってないと思いますので、ちょっと詳しくは・・・

(小池委員から「行ってないことはわかっているんです、それでお聞きしたんです」という声あり)

ちょっと覚えていないです、それは、

山岸証人 北原さんから電話がありまして、急に都合が悪くて行けなくなったので行ってくれないかという話がありましたので。それで場所についてはテレスポットだという話でしたので、一度行った記憶があったのでそれで行きました。それでテレスポットにただ行ったときに、今度そこではなくて話すのは別のところだということで、平山さんに連れて行っていただいて、それで確か堀図案室というところへ行っただと思います。

そこで安齋さんと初めてお会いしまして、ただそこで安齋さんが確かかけない、どうしてもかけないというような話だったんです。何でかと言うと、「おはなしぱけっと号」のコンセプトとか、おはなしどきどきパークというのはどういうものをやるかとか、そういうものが全然わからないのでかけない。かけと言われていたけれどもどうしてもかけないという話だったものですから、こちらの方で「おはなしぱけっと号」のコンセプトですとかそういうものを説明させていただいて。

あとは、ちょっと私の記憶があるのは、色の話なんですけれども。「おはなしぱけっと号」の色について、白、オフホワイトでという話があったんですけれども。オフホワイトというのはいっぱい色がありますので、その中でどんな色がいいのかということをお願いしたところ、ディック(DIC)の何番という話がありましたが、最終的にはタッチペイントで直せばいいような色ですというような話だったもので、トラックには白がないものですから、純白はないのでということを知ったら、安齋さんがそれでもいいですというような話をいた

だいたというようなことを覚えています。

小池委員 山岸さんが行っていただいて、そうだと思います。それで次の12月24日に、北原主任から外装デザインが決定した旨の連絡が教育委員会にあります。北原主任に対して、デザインは業者に渡してよいとの確認をとった上で、デザイン入のCD-Rを受け取り、長野舞台の今井さんに渡しているということでございますが。こういうことで県を通して長野舞台の今井さんにCD-Rを、デザインの入ったものですね、これを渡したということによろしいですか。山岸さん、北原さんに伺いたいと思います、お二人に。

山岸証人 デザインの入ったCD-Rは今井さんの方へお渡ししたと思います。

北原証人 そのCD-Rが送られてきまして、それを教育委員会の方にお渡ししたと思います。

小池委員 その後、12月26日に東京の安齋氏のところをお訪ねになって打ち合わせをしております。ハロルド・コミックス・イラストレーションを訪問し安齋氏と面会、長野舞台今井氏同席。安齋氏は、デザインについては1月13日までにということでお話をきておるわけでございますが。これについては山岸さん、こういうことによろしいでしょうか。

山岸証人 ハロルドへお伺いしたのは、今井さんと安齋さんとの、かねてから今井さんが安齋さんとぜひ話をさせてほしいというふうにお話されておりましたので、それで今井さんと安齋さんの顔合わせをしたいということでお伺いをしたような記憶がございます。

そのときに話したことというのは、私の記憶にあるのは「おはなしばけっと号」の床の色は決まっていたんですが、それ以外は全然決まっていなかったもので、配色の話でこういう色は合うねとか、こういう色は合わないねとか、そういう話だったというように思います。それで翌年の13日までに内装についてもデザインを、安齋さん、最初はデザインについては、内装については自信がないというふうにおっしゃられていたんですけども、長野舞台が協力しますということで、デザインを13日までに出示してもらえというような、そういう話があったような気がします。

すみません、あともう一つだけ私の記憶に残っているのが、お伺いしたときに、安齋さんから長野舞台に、非常に自分も頼まれて、急に頼まれて困惑しているという話で、結果的に長野舞台から仕事をとってしまうというような形になっていて非常に心苦しいと。そういうことで大変申しわけなかったというような話が、確か安齋さんからございまして。そこで長野舞台と安齋さんとでようやく話ができたようなそういう記憶がございます。以上です。

小池委員 今お話いただいたように、こうして山岸さん、北原さんが間に入りまして、知事と安齋さんとのデザイン変更というようなことで進みまして、これ安齋さんから1月13日に提出がありました。それで今井さんの方へデザインが渡っております。これは先ほど今井さ

んからも確認をしていただきました。

この後、こうやって「おはなしぱけっと号」は完成してくるわけですが、16年になります。1月26日、知事レク、経営戦略局武田氏が対応しております。納期は4月末、予算は繰り越し対応で決定する。知事から、詳細は青山出納長と相談することとの話があったため、出納長と打ち合わせを行う。対応は上原課長と徳竹補佐が対応したということでございます。こういったことがありましたでしょうか、上原証人。

上原証人 あったかと記憶しております。

小池委員 ありがとうございます。繰り越しに関しては特に指示がなかったということですね、出納長から。理由付さえできればいいとのこと。ただし、「以後デザインを安齋氏に頼んだ旨の話は庁内でもするな」と厳命される。これを上原課長が、同様の内容を教育長に報告しております。この点については、上原証人、どうでしょう。

上原証人 記憶にございません。

小池委員 それでは出納長と会った記憶はあるんですが、内容は記憶がないということで、どのような、それでは内容の記憶がございませうでしょうか。

上原証人 先ほど小池委員さんが申し上げたような内容だったかと記憶しております。

小林委員長 内容を教えてください。

上原証人 内容はまず、やはり「おはなしぱけっと号」が自動車という特殊性なものですから、道路や橋を建てるようなものではございませうでしたものですから。それが繰り越しにどういう理由が当たるのか、繰り越しできるものなのか、できないものなのか、繰り越し理由はどうなのかというようなことで言ったような記憶はございます。

小池委員 そうしますとデザインの件、安齋氏の件についてのお話はそこでは出なかったということですか。

上原証人 出なかったかと記憶しております。

小池委員 その後、先ほど、当初皆様方にお見せをいたしました契約書となるわけでございます。一番当初にお見せしたように、契約書が山岸さんによりまして、先ほど山岸さんが確認されたように、山岸さんが差しかえたということでもありますけれども、契約の書類の差しかえが行われているわけでございます。そういった現実があるわけですね。そことのつながりなんです。それではもう一度改めて山岸さんに伺いますが、この件に関しまして、この県にございました公文書が、内容が差しかえられた件に関しましては、御存知であった方は山岸さんのほかに県におられるでしょうか、もう一度お聞きしたいと思います。

山岸証人 この件に関しましては、特にそういうことで差しかえたということではないですし、決裁で指示をいただいたときもそういう話ではなかったものですから、これ差しかえ、

多分私、差しかえているのかなと思うんですけれども、それは多分私しか知らなかったかなと思っております。

小池委員 決裁印を押されている課長さんにも伺っておきたいと思います。

上原証人 前段で申し上げましたとおり、私は記憶にはございません。

小池委員 それでは山岸証人に改めて伺いたいと思いますが、山岸証人は、この当時の役職と現在の役職、この当時は教育委員会におられて、何年の何月にどういうポジションにつかれていたのかというのをちょっと経過で、現在までの経過をお知らせいただきたいと思うんですが。

山岸証人 当時は主任でございました。

(小池委員から「部署と」という声あり)

文化財・生涯学習課で、主任でございました。それで翌年の5月1日にコモンズ福祉課の企画員で発令されまして、企画員になりました。

小池委員 企画員というと、昔でいうと何ですか。

山岸証人 係長級だと思います。

小池委員 当時は主任ですか。

山岸証人 主任です。その後、今年度4月1日に異動して上小地方事務所の方へまいりました。

小池委員 役職は何ですか。

山岸証人 企画員です。

小池委員 それは昔でいうと何ですか。

山岸証人 係長級です。

小池委員 ありがとうございます。いずれにいたしましても、皆さん方から今回伺ったお話の中で、一つは県との契約をされていたものにつきまして、知事が関与をされまして、知事の後援会の東京での代表されております平山さんを通して、知事の交友のあった安齋氏にデザインが出された。これは北原さんが経営戦略局として、知事とのつながりをしながらやったということを御証言いただきました。そういう点が確認されたわけですが、そういう点と、それからこれは基本的には長野舞台に発注されていた物件であるわけですが、こういった一連の県の対応というものは、通常あるものかどうか、あるべきことかどうかというのを、上原証人に伺いたいと思います。

上原証人 私ども、この件につきまして、私が考えたことですが、デザイン等は、「おはなしぱけっと号」の本体契約の一部でございます。それは、デザインの変更は契約の範囲内ではないかというふうに私は考えまして、契約をしたのではないかなという記憶がご

ざいます。

小林委員長 今回の質問は、通常あり得ることかという内容でございますが、上原証人。

上原証人 私はそういう判断で、先ほど申し上げたとおりやったところでございます。

小林委員長 そういうことが通常あり得ることかという委員の質問でございますので、お答えください。

上原証人 あり得るか、あり得ないかというのは別にしまして、どうしたら・・・

小林委員長 いや、そういう質問ですので、答えられなければ答えられないで結構です。

上原証人 はい。私は、通常あり得るか、あり得ないかという問いはうんと難しい、私は問いただというふうに考えております。

小林委員長 いや、難しい問いということではなくて、あり得ることかということに率直に答えていただければ結構です。答えられなければ答えられない、あり得ないといえばあり得ない。

上原証人 答えることはちょっとできません。

小池委員 ですから、通常あることではないということですね。答えられないということですね。山岸さんにお聞きしたいと思います。今回のこういった、知事が関与いたしまして、県の方で既に発注されている物件につきまして、交渉をされましてやられたというような一連の案件というのは、通常、県の業務としてあることなのでしょうか、どうでしょう。またこれについての感想を伺いたいと思います。

山岸証人 「おはなしぱけっと号」の契約そのものは、長野舞台に契約をして、それから細部は別のところに契約がそれぞれ行きますので、デザインが別の方に行くというのは、契約ではほかの、テントもみんなそういう形になっておりますので、そういう意味では私は問題がないかなとは思いますが。ただし、プロポーザル審査委員会でデザインについて言われたのは、色の話であってキャラクターでなかったんですけれども。これが変わった直接のきっかけというのは、キャラクターを差しかえてくれという話があって、このデザインが変わりましたので。そういう意味では適正だったかどうかというのは、私はあれなんです。ただ非常に、当時担当して私は理不尽な話だと、非常にちょっと憤りを持ってというか、ずっとそれからふんまんやる方ない思いでいたんですけれども。そういうふうな思いを抱いておりました。

それから、すみません、もしお許しをいただければ、私はそれでこれに関しては、先ほど2階級の特進の話も出たんですけれども。私自身、本当にさっぱり2階級については、何でこうなってしまったのかがわからないんです。それで、少なくとも私は「おはなしぱけっと号」に絡んでいたから2階級ということでは、絶対私はないと信じていきたいと、信じたい

と思っているんですけれども。自分自身、その後もいろいろ課長に聞いたりもしたんですけれども、何でこうなってしまったのかわからない、直接の理由が、私、見当たらないものから、そういうようなことも非常に私感じて、非常に、すみません、ちょっとまとまらないんですけれども。そういう非常に悲しい思いですずっとおります。

「おはなしばけっと号」に関しては、これは私、非常に思い入れのある事業でしたので、このベースというのも、私、学生時代にやっていた人形劇の幼稚園の巡回公演が基本的なベースになって出てきたものですので、非常にちょっと思い入れがあったんですが。そういうところが、途中でデザインが変わることによってスポイルされてしまったということについて、私、非常に悔しいなというふうな感想は持っております。以上です。

小池委員 それではもう1点伺いたいと思います。理由はいずれにしろ、公文書が差しかえられていた、あるいは偽造されていたということもわかったわけですが。この点につきまして、上原証人、先ほどは答えられないということでしたが。この点につきましては、当時の上司、直接の、としてどのようにお考えになっているでしょうか。

上原証人 決裁権者としてやはり、今、御指摘受けて、不適切だったというふうに考えております。

小池委員 ありがとうございます。いずれにいたしましても、私の知る範囲では、こういった公文書が差しかえられた、あるいは偽造をされるというようなことにまでなった案件で、非常に残念、長野県としても非常に残念だったと、私、感じました。きょうは皆さん方に貴重な御証言をいただきまして、まことにありがとうございました。以上で尋問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

服部委員 御苦労様です。2点ほどちょっとお伺いしたいと思います。まず平山氏を通して安齋氏へのデザインの変更をしたということですが。これはそういうことについて、不思議に思わなかったですか、疑問に。それは平山氏ではなく直接安齋氏でいいわけですよね。そんなことを平山氏へ頼んだそのことについての思いはどうだったですか。お3人、関係のある人。

北原証人 もともと一番最初が、ちょっとうる覚えなんですけれども、杉本当時の教育次長から、今、持っているデザインを安齋さんに見てもらいたいんだけどどうしたらいいかということで、私のところに相談がありました。私自身は安齋さんとはお行き会いしたこともないし、電話で話したこともございませんので。通常、安齋さんの関係の窓口は、全部平山さんという方がやったださっているもので、そちらの方に連絡をとってみますということで、お話をした覚えがあります。

服部委員 それから平山氏を通して安齋氏へデザインを頼んだらどうだということは、一番

知っているのは知事でしょうから、知事から指示があったんですか、平山氏を通してということ。

北原証人 今申し上げましたとおり、杉本さんから安齋さんに見てもらいたいただけでもどうしたらいいかというお話をいただきまして、私の方で、安齋さんの窓口は平山さんがやっていますので、連絡をとってみますということで連絡をいたしました。

服部委員 それは平山氏ということ、証言でも少し触れておりましたが、北原さんは、そうしますと平山氏とは相当懇意であったというか、お付き合いがずっとあったというようなことですか。今、杉本さんの話きりですけれども、そのもとはどういうことですか。

北原証人 つき合いと言いますか、知事が東京で活動、私的に活動されるとき秘書的なことをやっていたらっしゃる方でしたので、こっちにいる間の日程調整と、東京で動かれるときの日程調整等を電話でお話したりですとか、あと東京で公務が終わったあとに、そのあとプライベートで動かれるというようなときに、どこどこで知事が待っていたらっしゃるからお迎えに来てくださいというようなことを連絡はとり合ったことがございます。

服部委員 やはりこうやってデザインを安齋氏に頼む、平山氏を通してということで、平山氏に対しても謝礼とか、そういうことについてはどんなふうに北原さんは感じたでしょうか。

北原証人 謝礼とかは一切なく、すべてボランティアで動いていただいているというふうに理解しております。

服部委員 わかりました。それと、先ほどの仕様書、長野舞台との契約、仕様書ですね、この変更の。これは簡単ではないんですね、これ。見てみればわかりますけれども、デザイナーの変更ということで108万円なんですね。これ全部カットしているわけですよ。これカットして108万円だけを、この車体デザインは、前は65万円ですよ。車体デザインの変更を178万円に付加しているんですね。項目はカットして、そのカットした項目の中には、もちろんデザインを安齋氏に頼むとかそういうことは全部抜けるわけですよ。金額だけは車体デザイン、車体のデザインの変更料につけ加えてしまっているんです。ですから、これは非常に改ざんしているわけですよ。単なるカットじゃない、まるっきり改ざんしているわけですね。そして、それが先ほどから問題になっているわけですね。ですから、デザイナーの変更で108万円でしょう、もとのやつはね。車体のデザインの変更は65万円です。片方の変更、改ざんしたものは、デザイナーの変更は全部ないわけですよ、項目が。それで、車体の変更だけに付加してしまって、108万円足してしまって、それで173万円とこういうふうになっておりますから。まるっきりこの違うわけですよ、中身が。中身がまるっきり違うわけですよ、これ。簡単ではないんですね、この変更は、検算はね。

ですが、これについては、もちろん山岸証人は認識をしているわけですよ。これ仕様の

内容は全く変わっていませんよ、車体の変更だけで。ただ金額だけがどさっとふえている、108万円上乘せしているということになりますね、これを比べれば。ですから相当なこれ変更です。この変更について、あなたはさっきいろいろ思いを語っておりましたけれども、これはだれからの、あなた自身でそんなことはできないと思いますが。だれからの指示でこういうふうに行ったんですか、安齋氏の名前を仕様書から消したということになりますけれども、それはどういうことですか。

山岸証人 これは本当にこのように言うしかないんですけれども。何かを隠ぺいしようとか、隠そうとか、そういうことで、私、このところをやったわけでは本当はないんです。そうではなくて、決裁を回すときに、もう本当に期限が来ていたんです。それで本当に間に合わないかもしれないというところで、決裁が途中でとまってしまったものですから、もう何が何でもこれ回して、もう本当にこれ以上長野舞台に迷惑をかけられないという、本当にそれだけだったんです。そこでそのデザイナーの最初の仕様書というか、見積書になかったデザイナーというのが出ているのがおかしいんじゃないかというような話をされたので、そこでちょっと本来だったら、長野舞台にお願いして作り直してもらおうような話だったと思うんですけれども。多分時間がなかったので、それをあとで連絡をしたかどうか覚えていないんですけれども、先ほどの話のとおりになるんですが、そういう形でやったという話なんです。ですので、繰り返しになりますけれども、本当にだれかに言われてやったとか、何かを隠ぺいしようとか、そういうことでやったことでは決してありませんので、どうか御理解いただきたいんですけれども。

柳田委員 いくつかお聞きしたいというふうに思います。箇所は仕様変更詳細についてでございます。山岸証人が行われたんじゃないかと、はっきり記憶はしてないけれどもというお話でした。そのときの詳しいお話を聞かせいただければと思いますけれども。決裁を回してとまるというのは、そのときに山岸証人自身は、早く回さなければいけないという意識でした。どのセクションでとまっていたのかというのは、記憶はありますか。

山岸証人 持ち回りで決裁をして、質問をされて、私、詰まってしまって、それでとまってしまった記憶があるんです。そんなに回した後半の方ではなかったような記憶はあるんですけれども、どこだったかというところまでは、申しわけありません、ちょっとよく覚えていないんです。

柳田委員 その指摘というのはどういう指摘だったんですか。

山岸証人 それもちょっとうる覚えなんですけれども。最初の「おはなしぱけっと号」のプロポーズが終わったあとにいただいた見積書のところには、車体のデザインということでいくらという形になっていたと思うんです。それが今回出てきたのには、新しくデザイナー

とかキャラクターという言葉が出てきていると。そこで整合がとれないのではないのかというように、そういう話だったんです。冷静に考えればよくわからないんですけども、そのときに私、それで納得してしまったものですから。それで端的に言うと、こっちを変えた方が決裁早く回るかなというように、そういうようなことで差しかえたのではないかなというふうに記憶しておるんですが。

柳田委員 その持ち回りで決裁がされているときに、すみません、私ちょっと、その役所の中で決裁、稟議というものがどういうふうに行われる場面があるのかよくわからないんですけども。こういうものが回っていくわけですよ、それで判こをこう押すわけですよ。そのときに、持ってこられたんですか、それとも呼びつけられたんですか、山岸さんは。

山岸証人 持ち回りですので、これだけで決裁を受けたわけではなくて、これは変更契約の決裁の後ろに確かっていたものだと思うんです。それに最初に決裁を受けたときの、最初に契約をしたときのをつけて、これドッチファイルで1冊ぐらいの大きなもので、それで持ち回りで回して決裁をしておりました。その中で指摘されたというような記憶があります。

柳田委員 その中で、私の尋問は、呼ばれたんですか、それともどなたかが来たんですか。

山岸証人 呼ばれたわけではありません。私の方で決裁をいただくために伺ったというような話でした。

柳田委員 そういふのを持ち回りというんですね、こういうふうにより一人ずつこうやっていくのがですね。わかりました。そのときに、デザイナーの変更というのがありますけれども、デザイン料というのは、通常どこに入るんですか。何の項目というか、かつてなかった、それはデザイナーという方がいなかったからデザイナーという項目が多分なかった。ただし、デザイン料というものはあるんだろうと思うんですよ。ということは、それを抽出した形になるかと思うんですよ。というのは、何に分類されるものに入っているものだったんですか。

山岸証人 そのときに言われたのは、最初の見積書の中にはデザイン料ということで、車体デザインとかデザイン料ということで、単価掛ける日数で掛けたものでお金が載っていたような記憶があるんですけども。そのところへももとはキャラクターのデザイン、当然キャラクターもこれデザインがありますので、キャラクターのデザインから塗装から何からみんな入っていた分なんです。それに対してここで新しくデザイナーとかキャラクターというものだけが抜き出してあったのが、おかしいという言い方ではなかったんですけども、これ変かなとか、どう思うとか、そういうような話だった気がするんですけども。

柳田委員 指摘は、キャラクター、デザイナーに関することだけだったんですか。

山岸証人 そのように、私ちょっと記憶しております。

柳田委員 これ比較してみると、もともと長野舞台が出したと思われる、と思われるというかものですね。その9番になるんですけども、スケジュールに関しても割愛されているんですよ。スケジュールに関する指摘というのは、そのときされましたか。

山岸証人 すみません、ちょっとこちらについてはよく記憶にないんですけども。ただ、変わっているとすれば、私の方で変えたのかなという気はします。

柳田委員 その中の12番の、着ぐるみのデザイン変更というものも表記が変わっています。割愛された単語は、オハナシオコジョ、本名信州亭オハジョナ、着ぐるみの仕様は別紙指示書に基づき製作するとありますね。別紙となっているんですよ。別紙というものは何か添付されていたと思うんですね。それはあれですか、まず最初にお聞きしたいのは、このことに関して割愛をした記憶はありますか。

山岸証人 これに関しては、この前の段階から長野舞台の今井さんとは話をしてまして、これ実は何のためにつくってもらったかという、決裁を私が回すときに、当時お金が300万円近くかかるという話はあったんですけども、それをいざ回すときは、本当にそれが必要なかどうかというのは、当然決裁のところでかなりみんな聞かれますので、そのときに私が説明しやすいようにつくってくれないかということで、私これ長野舞台の今井さんに頼んだ覚えがあるんです。そこで最初に出てきたときに、これということとか、これはこういうこととかということで長野舞台の今井さんと話をして、それで修正をしていったような記憶はありますので、それは電話で修正を確かしたと思いますので、それがこちらの方じゃなくて、こっちに、僕のところにはなくて長野舞台に残っていると、そういう部分ではなかったかなというふうに思います。決裁のときに聞かれたのは、確かキャラクターのところだけだったと思うんですけども。

柳田委員 12番の最終行ですけども、納品日平成16年4月12日(月)というのが割愛されています。この文書は、それぞれこの当時の、結局年度を越すというふうになっているときにはかなり重要な要件なんですね。決裁を行うにも、これ必要なものだというふうに思います。これはなぜ割愛をしたんですか。

山岸証人 すみません、ちょっとあまり私、すみません、これ記憶に実はあまりないんですけども。特にその、すみません、ちょっとよく覚えていないんですが、申しわけありません。

柳田委員 これらに関して、言ってみればこの仕様の変更詳細というものの意味というものを考えると、この納品日というものがはずれているのは、ある意味でいうと、この稟議している価値の半分ぐらいなくなってしまうのではないかなという気がするんですね。そのときに課長とすれば、というお立場で上原課長は、これ決裁を回すときに記憶がややないようなお

話なんですけれども。納期が遅れるということは、これを見るとわかるんですけれども、どんなものだったでしょうか。

上原証人 この内容については、先ほど申し上げたとおり承知しておりません。私がこの事業について、繰り越しにしなければいけないかなというふうに考えたのは、先ほど申し上げました出納長のところに行ったときに、その前に繰り越しになりそうだというふうなことで、出納長のところへ相談に行ったかと思います。

柳田委員 すみません、ちょっと戻って、12番の、やはり私はここ気になりますね。着ぐるみのデザイン変更の3行を消したというのは、山岸証人が消したのではなくて、いろいろお話をしているときに、人に説明がしやすい形の資料にしたかったという思いがあるので、長野舞台との話し合いの中で、ここの部分は消してもらいたいというお話をしたとこういうことですか。

山岸証人 消してもらいたいというか、消してもいいかというか、そういうような話をしたのではないかなというような記憶はあります。

柳田委員 とすると、12番の消した時期と1番の消した時期、あるいはデザイナーの変更を消した時期というのは違うんですか。というのは、私が言いたいのは、一つの消すことは例えば電話でして、それでもってもう片方を消していることは言わないというのは、すごく不自然なことなんです。それは言うことでしょう、それだけ思いがあったはずですよ。ということになると、時期が違うんですか、消した時期が。

山岸証人 私の記憶がもし正しければ、デザインのところは決裁のときに私落としたんじゃないかなと思うんです。ただほかのところについては、長野舞台の今井さんと話をしつつ修正をしていったんじゃないかなというような記憶があるんです。

柳田委員 お話を伺っていると、そんなに記憶が不確かではないんですよ。その中で指摘された人をもう一度よく考えて、どなたに指摘をされたか記憶はございませんか。

山岸証人 ちょっと本当に、そのキャラクターのところに関してはちょっと本当によく覚えていないんです。ただ、局内だったのかなという気はするんですけれども、本当にだれのところかというのにはちょっとすみません、ちょっと本当によく思い出せないです。

柳田委員 大変恐縮ですけれども、ちょっと繰り返しになってしまうかもしれませんが、1点だけでございます。これは消せと言われたわけではないんですよね。消してくださいというふうに言われたわけではなくて、指摘とすれば、今までなかった、説明にはなかったそのデザイナーというもの、キャラクターというものが、言ってみれば唐突なわけですよ、その人にしてみると。そういう意味で、質問されるというような場面があって、山岸証人がその部分をカットをしたと、こういう理解でよろしいでしょうか。

山岸証人 そういうことです。

柳田委員 もう1点違う場面です。坂本主事から文書を変えたというふうな、これ電話が、
どういうふうに、どのような場面でその意思が伝えられたんですか。

山岸証人 私のいたコモンズ福祉課の方へ坂本さんがやってきまして、そこで何か修正をした
というような話を聞いたような覚えがあります。ちょっと時期的なものは覚えていないで
す、すみません。

柳田委員 時期的なことを覚えていないという中でも、それは例えば半年前か1年前か、そ
ういうのだったら、コモンズ福祉課には行かれていつごろとか、ちょっとあれですけれ
ども、そういう大枠でいいんですけれども、いつごろだったですか。

山岸証人 半年ぐらいたってぐらいではなかったかなというふうに、そういうふうにちょっ
と記憶があります。

柳田委員 いつから半年ですか。

山岸証人 コモンズ福祉課へ移ってから半年ぐらいいかなというふうに思います。

柳田委員 そのときにどういう説明だったんでしょうね。例えば山岸証人は、おそらくこの
「おはなしぱけっと号」だけではないと思うんです、やられたというのは、「おはなしぱけ
っと号」のことを変えたと言われたんですか。それとも、「おはなしぱけっと号」のあのと
きの書類を変えたと言われているのか。あるいは山岸さんが前つくった文書を変えたよとい
うだけのことを言っているのか、どういう表現というか、どういう記憶ですか。

山岸証人 何か1枚紙をちょっと持ってきて、ここのところをちょっと変えたよというよう
な話だったのではないかなと思うんですけれども。何の紙だったのかというのはちょっとよく
思い出せません。

柳田委員 その中で山岸さんはどう応答されたんですか。

山岸証人 坂本主事とは以前同じ係にいたこともありますし、変えたよという話をされたと
ときには、何でというふうにはちょっと思ったんですけれども。そのときには多分、あまり返
事をしたとかそういうことではなくて、わかりましたとかそういうことも言わなかったよう
な気もするんですけれども。ただ聞いただけというような感じだったかなというふうに、す
みません、思います。

柳田委員 それは、何でというふうに思ったのは、なぜここを変えるのかなと思ったのか、
何で自分がつくった公文書を変えるのかなと。つまりその文書を認識して何でかなと思った
んですか。認識はしたという記憶ですか、認識していなかったですか、その対象物は。

山岸証人 何かマーカーだかラインが引いてあって、ここをとという話だったような気がする
んです。記憶がちょっと違うかもしれないんですけれども。何で変えるのかなというふうな

ふうにはちょっと思った気がするんですけども。

柳田委員 ちょっとしつこくて恐縮なんですけれども、そうはいっても公文書のちょっとこれ変更というのは結構重要なことだと思うんですよね。それ自身が、山岸証人自身はこの事業に思い入れがあった、そして長野舞台には迷惑をかけたくないという思いがあった。それでもって、その思いがあるからこそ、長野舞台から申し出があって変更したという表記はしてはいけないんだと思っていたはずなんですよね。自己都合により、県の都合により変更になったとうことを明記しておかなければいけないというのが、山岸証人の今のお気持ちをしんしゃくするとそう思うんですよ。となった場合には、それを見たときには、普通は怒りとして感じるのではないかなと思うんですよね。何となくの記憶としてうろ覚えというか、記憶が薄れていくというのは考えにくいんですけども、いかがですか。記憶、もう少したどれないですか。

山岸証人 そうですね、鉛筆でラインが入っていたことは覚えているんです。それで、「おはなしぱけっと号」の書類だったような気はするんです。ただあまり私も細かく見てという話ではなかったんで、どこが修正されたというようなことをちょっと覚えてない、本当のところ覚えてないんですけども。だものですから、それが黄色の云々というところだったのかどうかとか、そういう話だったかどうかというところまで含めて、すみません、ちょっと本当に記憶がないんですが。

柳田委員 わかりました。大変残念ですけどしょうがないと思います。すみません、あちこちで恐縮なんですけれども。この仕様の変更、何力所かこう削れられているんですけども。削った部分、ものによって性質が違っているんですよ。言ってみれば説明の厚みを薄くするというような効果があるものと、決定的にもう分類が違ってしまって表記が意味が変わるといふ部分があるんですよ。先ほど服部委員もお話になられたわけなんですけれども、この変更したあと、山岸証人がやったあとというのは、デザイナー変更、いわゆるデザイナーの変更による支出というのが発生していないんですよ。そして車体デザインの変更というものが65万円から173万円に、言ってみれば3倍増しているというような、2.5倍ぐらいですか、2.5倍増しているというようなものなんです。これは、説明を厚いものから薄いものにしたとかという意味とは違ってきます。分類がもう一緒にしていますので。というものに関して、どういふ、そのときはいろいろな思いがあったんでしょうけれども、今こうやって、実際、冷静になってみたときに、どんな思いでいらっしゃいますか。

山岸証人 今考えるとちょっと軽率な行為だったなというふうには、本当に心から思っております。この108万円のところと65万円のところを合算したのは、車体デザインのところの話だなというふうには思ってくっつけたのではないかなというふうには思うんですけども。あま

り、すみません、その辺意識してやったのではないんじゃないかなとも思うんですが、すみません、ちょっとよく覚えていないのですみません。

柳田委員 すみません、ちょっと違う場面ですけれども、非常に気がかりな言葉の一つに、出納長が「以後デザインを安齋氏に頼んだ旨の話は庁内でもするな」という言葉があるわけなんですけれども、こういうことを北原証人自身は言われたことがあるのか、お聞きをしたいというふうに思います。

北原証人 どなたからもございません。

柳田委員 上原証人はいかがですか。

上原証人 私もございません。

柳田委員 山岸証人、伝聞でも結構ですけれども、そういう事実は御存知だったですか。

山岸証人 確か出納長のところへ、課長とそれから係長がレクに行きまして、帰ってきたときに課長ではなくて係長だったのかもしれないけれども、何かそういう話があったということを知りました。それで、私、そのときにちょっと不思議だなと思ったんです。安齋さんというのはかなり個性の強い絵をかきますので、そんなことを言っても効果がないとか意味がないのではないかなと思ったんです。それで非常に不思議に思ったので、その辺、それ多分私のメモだと思うんですけれども、ちょっとかなり私の中で皮肉というかアイロニーを含めて、厳命されるというふうに書きましたので、実際にそういう口調だったのかどうか、そういうのは全然わかりません。

柳田委員 課長さんは、今お名前がちょっと出ましたけれども、課長が言ったか、係長が言ったかというのは、山岸証人自身ははっきりしないんですね。ただし、課長と係長で行ったという場面から帰ってきたことを記憶されているんですね。上原証人自身はいかがですか、そういうようなことというのを、係長と一緒に言われていて、少なくともその二人のうち一人は言っているんですよ、山岸さんに。という現状の中で、上原証人自身は、御記憶はお戻りにならないですかね。願わくば、そのときの場面も含めて解説していただきたいんですが。

上原証人 再三申し上げているとおり、私にはちょっと記憶がございません。

柳田委員 レクチャーをした記憶がありますか。

上原証人 これも先ほど申し上げましたが、記憶はございません。

柳田委員 それはどこでどのぐらいの時間レクチャーされたんですか。

上原証人 ちょっと今思い出せないんですが、出納長室ではなかったかと思えますけれども、時間はちょっと記憶がありません。

柳田委員 結果的に、そのデザイナーが、いわゆる先ほど来お話になった、言ってみれば下請にデザイナーが入ってデザインをするということはありませんよ、それは山岸さんお話にな

られたように。ただ県の意思によって下請を変えとか、下請を入れるとかということは、非常にまれなケースだと思うんですね。そういうことに関して、上原証人自身は大きな問題としてとらえていたはずだと思うんですね。そのときの知事なり、あるいは出納長なりのリアクションというのは、御記憶にとどめていても不思議ではないんですけども、御記憶はないですか。

上原証人 記憶にございません。

柳田委員 結構です。

高見澤委員 一つだけお願いしたいんですが。先ほどから平山氏と安齋氏との関係を、北原証人は、安齋氏に紹介するときに平山さんを通してというお話をされました。これは安齋氏を北原証人が知っていて紹介したのか、知事が知っていてというか、そのところをちょっと確認したいんですが。

北原証人 先ほど申し上げましたとおり、杉本次長から安齋さんに連絡をとりたいんだけどという相談をいただきまして、安齋さんの窓口は平山さんということで私の方から連絡をとりました。

高見澤委員 安齋さんの窓口は平山さんということは、それはどなたからお聞きしたんですか、それともどういう関係でそれを知ったわけですか。

北原証人 それは、知事がつけているバッチのデザインをされたとか、そのときに平山さんが間に入ってというお話を本人から前に聞いたことがありまして。私も直接その安齋さんとコンタクトをとる方法というのを承知しておりませんでしたので、平山さんの方に連絡をとりました。

高見澤委員 今のお話、本人というのは、それは平山さんですか、知事ですか。

北原証人 平山さんです。

高見澤委員 それではもう一つだけお願いしたいんですが。先ほど11月6日のときの100万円のデザイン料の話が出ていました。これは平山氏との会談の際でございますが、だれがその100万円という金額を言い出したのか、その辺は山岸さんか、北原さん。

北原証人 先ほど申し上げましたとおり、その時点でまだ、安齋さんに仕事をお願いするということがまだ決まっていなかったんですけども。相場として安齋さんクラスのデザイナーにお願いした場合というのは、大体どのぐらいかかるんでしょうかということをお伺いしまして、平山さんの方から100万円ぐらいではないかなということで返事をいただきました。小林委員長 ほかにいいですか。それでは私から一つだけお聞きをしておきますが。先ほど問題になりました「以後デザインを安齋氏に頼んだ旨の話は庁内ではするな」と厳命された話は、過去の委員会で記録として出てきて、それによりますと上原課長が教育長に報告した

ということですが。答弁では、記憶にないのか、そんな事実はなかったのか、その2点、どちらですか。

上原証人 記憶にない方でございます。

小林委員長 記憶にない方ですね。あったかもしれないけど記憶にないと。

上原証人 そうです、なかったかもしれない、記憶にないということです。

小林委員長 記憶にないということですね、わかりました。

それでは、以上で山岸直樹証人、北原俊樹証人、上原五夫証人に対する尋問は終了しました。証人におかれましては、大変忙しい中、長時間にわたりましてお越しをいただきましてまことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[各証人 退席]

この際、議事の都合により15分間休憩いたします。

休憩時刻 午後5時23分

再開時刻 午後5時45分

小林委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開いたします。なお、この際申し上げておきますが、予定時刻を大幅に上回っている状況でございますので、お含みの上尋問にお入りいただきたいと思っております。

次に、瀬良和征さん、中村芳久さん、永井昇さんから証言を求めます。お諮りいたします。証人瀬良和征さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出がありますが、これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより、各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

証人各位におかれましては、大変お忙しい中にもかかわらず、本委員会のために御出席をいただき、まことにありがとうございます。本委員会を代表して厚くお礼を申し上げます。さらに調査のために御協力くださるようお願いする次第であります。

それでは、証言を求める前に証人に申し上げます。証人の尋問につきましては、地方自治法第100条の規定があり、またこれに基づき民事訴訟法の証人尋問に関する規定が準用されることになっております。これにより証人は原則として証言を拒むことはできませんが、次

に申し上げる場合にはこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証言が証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者の刑事上の訴追または処罰を招くおそれのある事項に関するとき、これらの者の名誉を害すべき事項に関するとき、及び医師、歯科医師、薬剤師、医薬品販売業者、助産師、弁護士、弁理人、弁護士、公証人、宗教、祈祷もしくは祭祀の職にある者、もしくはこれらの職にあった者が、その職務上知った事実であって黙秘すべきものについて尋問を受けるとき、及び技術または職業の秘密に関する事項について尋問を受けるとき。以上の場合には証人は証言を拒むことができます。これらに該当するときはその旨お申し出をお願いいたします。それ以外には証言を拒むことはできません。もしこれらの正当な理由がなくて証言を拒んだときは、6カ月以下の禁錮または10万円以下の罰金に処されることとなっております。

さらに証人に証言を求める場合には、宣誓をさせなければならないこととなっております。この宣誓につきましても、次の場合はこれを拒むことができることとなっております。

すなわち、証人または証人の配偶者、4親等内の血族、3親等内の姻族もしくは証人とこれらの親族関係にあった者、証人の後見人または証人の後見を受ける者に著しい利害関係がある事項について尋問を受けるときには、宣誓を拒むことができます。それ以外には拒むことができません。なお、宣誓を行った証人が虚偽の陳述をしたときは、3カ月以上5年以下の禁錮に処されることとなっております。一応、以上のことを御承知になっておいていただきたいと思っております。

それでは法律の定めるところによりまして、証人の宣誓を求めます。傍聴人及び報道関係者も含め、全員の御起立を願います。

それでは、瀬良和征証人、宣誓書の朗読を願います。

[瀬良証人、宣誓書を朗読]

次に中村芳久証人、宣誓書の朗読を願います。

[中村証人、宣誓書を朗読]

次に永井昇証人、宣誓書の朗読を願います。

[永井証人、宣誓書を朗読]

ありがとうございました。御着席願います。

これより証言を求めることとなりますが、証言は証言を求められた範囲を超えないこと、また発言の際には、その都度委員長の許可を得てなされるようお願いいたします。なお、こちらから尋問をしているときは着席のまま結構ですが、お答えの際は起立して発言を願います。

それでは、中村芳久証人、永井昇証人には、しばらくの間、御退席ください。

[中村証人、永井証人 退席]

これより瀬良和征証人から証言を求めます。最初に委員長から所要の事項をお尋ねいたします。引き続き清水委員から尋問をさせていただき、その後、各委員から補充尋問を行うことにいたします。

まず瀬良和征証人に私からお尋ねをいたします。あなたは瀬良和征さんですか。

瀬良証人 はい、そうです。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

瀬良証人 現在の職業は、長野県立歴史館館長です。

小林委員長 私からの尋問は以上でございます。

お諮りします。瀬良和征証人と、先ほどから控え室でお待ちいただいております杉本幸治証人のお二方を同席の上で証言を求めることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。それではここで杉本幸治証人の入室を求めます。

[杉本証人 入室・着席]

それでは、次に、清水委員から尋問させていただきます。

清水委員 大変お疲れのところ御苦労様でございます。稲荷山養護学校の改築問題につきまして、尋問をさせていただきたいと思います。

初めに瀬良証人にお伺いいたします。あなたが教育次長・教育長をされていた時期をそれぞれお答えいただきたいと思います。

瀬良証人 私が教育次長をしておりましたのは、平成14年4月1日から平成15年3月19日まででございます。教育長をしておりましたのは、平成15年3月20日から平成16年12月20日まででございます。

清水委員 それでは瀬良証人にお伺いいたしますけれども。その当時、稲荷山養護学校の改築事業にかかわり合いを始めたときは、教育次長になったときですね。そのときはこの事業はどのような状況にあったのか、お教えてください。

瀬良証人 私が教育次長になった平成14年4月1日には、既に稲荷山養護学校の基本的な考え方が固まっていたときでございまして、私が教育次長になる前の年の5月15日に研究会が発足し、そして私が教育次長になりました5月に基本計画が策定されたという時期でございました。

清水委員 それではお聞きいたしますけど、稲荷山養護学校の改築事業について、教育委員会としての仕事の内容はどのようなものだったか教えてください。

瀬良証人 稲荷山養護学校の改築事業は、稲荷山養護学校が老朽化したことによる改築とあわせまして、長野養護学校、それから上田養護学校が手狭になってきたということで、両養護学校の子供たち、通える方が稲荷山養護学校に通学するというこの、いわゆる稲荷山養護学校は肢体不自由児の学校でございますけれども、長野と上田の養護学校はいわゆる知的障害で、知肢併置校という長野県で初めての養護学校をつくるということでございます。

清水委員 端的に言えば、予算執行の権利はあるが、内容については住宅部に任せる立場にあったとこういうことでよろしいんでしょうか。

瀬良証人 内容について伴うところの予算の組み立てと言いますか、要求は私どもが行います。それに従いまして、予算が通りましたあと、いわゆる設計、それから業者への選定等は住宅部が行うということでございます。

清水委員 ではお聞きいたしますが、基本的な構造、例えば木造にするとか、鉄筋にするとか、そういったことは、決定権は教育委員会ではお持ちだったんでありましょうか。

瀬良証人 予算を要求するという立場というのは、施主という立場でございます。先ほど申しましたように、業者を選定するとか、プロポーザルをするというのは住宅部でございますけれども、あくまでもそれは施主の意向を反映するということが前提にあるかと思えます。

清水委員 再度、ではお聞きしますが。木造かRCかということの決定は教育委員会で作る、こういうことでよろしいんでしょうか。

瀬良証人 木造か、それともRCかということにつきましては、私ども最終的には施主が、予算要求をそういう形でしておりますし、私たちの責任で決めて、もちろん住宅部とかいろいろの方々の御意見を聞きながら決めたということでございます。

清水委員 平成14年、過去のことで申しわけございませんが思い出していただきたいんですが。平成14年10月23日、瀬良証人は知事レクで、木造化をすると1年開校が延びるという話をされておりますが、その根拠は何だったんでありましょうか。

瀬良証人 18年4月開校ということで私ども頑張ってまいったわけでございますけれども。基本設計そのものが、委員、承知のように、既に14年5月に、住宅部の方でRCということで、私どももRCということで予算要求しておりましたし、決まっていた段階でございまして。それがあつた段階で、今お話になった10月23日のころにいろいろ動きがありましたけれども、その基本設計がRCというものではなくて、木造というふうな形になった場合については、多分基本設計そのものまで影響を受けるおそれがあるというふうに私は考えておりましたので、設計期間そのものがかなり延びるのではないかとということで、申し上げたところで

ございます。

清水委員 それでは具体的な根拠があったり、またどなたかからそういう話をお聞きして話されたわけではないということによろしいでしょうか。

瀬良証人 私自身、設計屋ではありませんし、技術の専門家ではございません。ただ、既に当初、知事が多分公約されたときは、17年の4月開校というふうな形で、保護者の皆さん方に公約されていたのがだんだん延びてきて、そして18年4月というふうになったわけで、私の中には、いずれにしても保護者の切実な声、早く開校してほしいというふうなことがありましたので、最もその開校日が気になっていたところでございまして。そういうふうなことに影響を与えるようなものではないかというふうに、私自身、素人なりにも考えたところでございます。

清水委員 聞き間違いがあってはいいないですから、最初、先ほどおっしゃったときには当初18年とおっしゃって、当初は17年であったというふうによろしいのでしょうか。

瀬良証人 最初の、一番最初の12年度のときに、これ既に2月県会で13年度予算が成立しておりますが、開校年度については17年度というふうに、最初は、一番最初はなっていたということと承知しております。

清水委員 同日、同じような会議で、瀬良証人は、構造体を木造化すれば木材の使用量がふえるという発言もなさっておりますが、この段階で構造体まで木造という話はどこからお聞きになり、どこからこの話の根拠が出た話でありましょうか。

瀬良証人 いわゆる9月1日に新しい知事が誕生いたしまして、公約で循環型社会の建設、いわゆるできるだけ木を使った学校をつくりたいというふうな意向が、私たちにも伝わってまいりました。そしてそれによって、できれば木をふんだんに使った学校、できれば躯体(構造部分)まで木造にしたいという田中知事の思い、意思というものが私たちにも伝わってきたわけでございまして。そこでそのような考えを持っていたということです。

清水委員 それより若干さかのぼります。瀬良証人にお聞きいたします。平成14年6月の県議会、7月の部分になりますけれども。文教委員会で複数の県議が松澤特殊教育課長に、稲荷山養護学校の改築に際して木造の可能性をただしておりますが、この質問で教育委員会の見解に変更はあったのでありましょうか。

瀬良証人 私もちっと今の清水委員のお尋ねの、実は記憶がちょっとないわけですが。それで変わったということはないというふうに承知しております。

清水委員 ちょっと昔のことですので、もう一回話をします。これは、実は木造化という話が出る前、木質化という議論がされている時の話です。このときにこの質問が出て、それによって木造化ということが議論されるようになったかという質問であります。

瀬良証人 木質化というものは、今、委員のおっしゃったように、大分前からそういうふうな議論がなされておりました。そして現実にはいろいろなところで木質化というものを、教育委員会でも進めてきたわけですが、いわゆるRC、この稲荷山養護学校のRCの基本構造を躯体まで木造にするということは、そのときには一切考えておりませんでした。

清水委員 それでは平成14年10月11日、時間もありません、午前11時45分です。瀬良当時の教育次長は、1階知事室に行き、そこで稲荷山養護学校の木造化について説明を受けた記憶がございませうか。

瀬良証人 平成14年10月11日午前11時45分ですか、私が1階の知事室に、私だけでなく確かそのときには住宅部、教育委員会、私以下、教育委員会は担当の杉本課長さんたちがおられたわけですが、そのときに、私たちは知事が木造というふうな、躯体まで木造というふうなことをお考えだということは、薄々前から、そのちょっと前から承知しておったものですから、その問題点について御説明したと。住宅部の方と一緒に説明したということになります。

清水委員 ではこの日です。正式に言うとおそらく、調査によりますとこの日が初めてだと思わうんですが、当時の瀬良次長が木造化ということをお聞きしたのは、それはどなたからお聞きしましたでしょうか。

瀬良証人 だれから聞いたというのは、これ実は私もこれに当たりましていろいろ調べてきたわけですが、それを住宅部長の中村さんからお聞きしたのか、それともそのときに、先ほど言いました11時45分のときには、これは住宅部長と私どもが入って、知事が薄々木造化というものをお考えになっているということは、その前日の中村部長さんから聞いた話のもとに説明にあがったということになります。

清水委員 では杉本証人にお尋ねをいたします。あなたが教育委員会に配属され、退職するまでの経歴を時系列で、先ほどお聞きしましたけれどもお願いいたします。

杉本証人 後半の方でよろしいんでしょうか、一番若いころ・・・

清水委員 課長さんから結構です。

杉本証人 そうですね。若いころもずっと教育委員会、10何年いたものですから。私が教育委員会に来たのは、平成14年4月1日から体育課長です。それから、すみません14年のあれ10月ころだったと思うんですが、日にちまでちょっと覚えていません、すみません。11月から総務課長で、平成15年4月1日から教育次長を、先ほど言いましたが、平成15年12月19日まで務めておりました。以上です。

清水委員 それではお聞きいたしますけれども。あなたが教育委員会の総務課長になった直後、私の調査では18日となっていますけれども。平成14年11月22日、プロポーザル委員会委

員長が團紀彦氏に決まりますが、あなたは田中知事からこのことについて何か相談がございましたでしょうか。

杉本証人 私は全くありません。

清水委員 では同じ尋問を瀬良証人にもさせていただきます。

瀬良証人 私もそのようなことについては一切承知しておりません。

清水委員 では杉本証人にお伺いいたしますが、あなたは團紀彦氏を以前から知っておられたでしょうか。

杉本証人 私は特に存じ上げておりません。以前というのはいつからですか。

清水委員 このプロポーザル委員会の委員長としてなる以前という意味です。

杉本証人 存じ上げておりません。

清水委員 では同じ尋問を瀬良証人にもお伺いいたします。

瀬良証人 私も同じく存じておりませんでした。

清水委員 それでは杉本証人にお伺いいたします。あなたはプロポーザル選定委員の一人である稲山正弘氏はどのようなお仕事をなさっているか、御案内だったでしょうか。

杉本証人 全く存じ上げておりません。

清水委員 では同じ尋問を瀬良証人にもお願いいたします。

瀬良証人 私も同じく存じておりませんでした。

清水委員 杉本証人にお伺いいたしますが。実は稲山正弘氏は、北川原設計事務所の協力事務所ということなんでありますが、それはいまでもって知らなかったということでしょうか、それともある時点から知ったというか、それをお聞かせ願いたいと思います。

杉本証人 今、ただいま初めて聞きました。

清水委員 ではお聞きいたしますが、この問題は住宅部では取り上げられている問題ですが、そのことについて一つも御相談はなかったんですね。

杉本証人 私は全然承知しておりません。

清水委員 では同じ尋問を瀬良証人にもお伺いいたします。稲山正弘氏が北川原設計事務所の協力事務所だということは知っておられましたでしょうか。

瀬良証人 私も知っておりませんでした。

清水委員 結構です。では杉本証人にお伺いいたしますけれども。稲荷山養護学校の設計料の増額について、平成15年の春ごろ、調整をいたしましたか。

杉本証人 設計の関係は、私の記憶では9月補正だったでしょうか。ですので、教育次長になってから、その自律教育課との打ち合わせ等には同席しておりましたので、そこでの話し合いの内容は承知しております。

清水委員 正確に言うと、では教育次長になってこの話を知ったということによろしいんでしょうか。

杉本証人 総務課長のときにも、予算や何かのときには同席する機会もありましたので、話は聞いておりますけれども、直接そのときは課長とか何かということではありませんので、やはり主体者としての受けとめ方は少し違っていたと思いますけれども。ですからよくその辺は記憶はしておりません。

清水委員 ではお伺いいたしますが、この問題について当然9月以降ということになるでしょうけれども、主体者で行動されたのは、杉本当時の次長、杉本証人でよろしいんでしょうか。

杉本証人 今、設計の変更の関係ですか、それは当然教育委員会の中で、教育長を含め自律教育課との打ち合わせの中でやってきたので、私が一人でということはないと思います。

清水委員 組織でありますので全くそのとおりだと思いますが。主体的になって各部局と折衝したり、また東京に出向いたりしたのはどなたかという質問に変えさせていただきます。

杉本証人 基本的にはもう自律教育課長の方と住宅部が中心に打ち合わせをしていたというふうに記憶しております。

清水委員 では課長と住宅部の報告を受ける立場であったと、こういうふうに解釈してよろしいでしょうか。

杉本証人 どちらかという、教育長に相談するときに同席をしていたという立場でございます。

清水委員 それでは、瀬良証人にお伺いいたしますけど、本来このプロポーザルの段階で、基本設計に関する設計費は払わない旨を、長野県側は北川原設計事務所側に話してあるということは知っていましたでしょうか。

瀬良証人 その話は知らなかった、承知していないんですが。そもそもこれ実施設計のプロポーザルということで承知しておりました。

清水委員 実施設計のプロポーザルで、もちろんとったんですが。大きくいろいろなものが変わったので、基本設計についても設計料の増額をいただきたいという話があったわけですが。そのことは、では御案内ではなかった。または、これは基本設計についてはもう払わないというのは県が約束しているんですが、それは知らなかったということによろしいんでしょうか。

瀬良証人 第1回のプロポーザル審査委員会というのは確か1月4日ですか、そうですね。そのときには全く、基本設計、実施設計の額が変更するなどということは、私ども想像もしておりませんでした。

清水委員 それでは、結局その設計料の増額をするわけでありましてけれども、増額に関して田中知事と当然御相談を申し上げたと思うんですが、そのときはいかがでしたでしょうか。

瀬良証人 実施設計料の増額というのは、私の記憶では確か1月8日にプロポーザル審査委員会で、21日に決定されて、契約をして、実際に実施設計にとりかかって3、4カ月ぐらいたってから、ですから5月か6月ごろに、とてもこの実施設計料では足りないというふうな話が、北川原設計事務所の方から住宅部に話が来ているということは、私は承知しておりました。

清水委員 その設計料の折衝に当たりまして、プロポーザル選考委員長の團紀彦氏に調整役を頼んだらどうかということ、調整役をしていただいたらどうかとそういう指示はございませんか。

瀬良証人 團さんに設計料の増額について調整をしてくれということは頼んだことはございません。あくまでも設計料の増額については、先ほど杉本元次長が申しあげましたように9月補正でお願いしたわけですけれども、実は確か5月か6月ごろからもう既に検討を始めて、住宅部と私どもで一緒になって検討を始めていまして、要求するのは教育委員会になりますので、私どももそれが妥当であるのかということ、十分に詰める作業を始めていたところでございます。

清水委員 手元に、この前ここに出頭できないということで、陳述書をいただいた大月証人の文書がございます。この中に、読みます、平成15年4月ごろ、知事から宮津氏の調整がうまくいかないのと一緒に調整するように指示された。これは大月氏がですね。また設計事務所を選考したプロポーザルの審査委員会の團委員長に会って意見を聞くように指示をされたというふうでございます。したがって、今お聞きしたかったのは、團さんに相談をされましたかということでもありますけれども。

瀬良証人 お答えいたします。確か今の5月ですかね、5月に團さんに私お会いしたことがございます。そして北川原さん、プロポーザル審査委員長という立場で團さんに御相談を、お会いして、東京でお会いしたんですが、5月の何日か忘れちゃったけれども、中旬過ぎだと思っておりますけれども、そういうふうな設計料というものが、北川原さんが非常に不足していると、住宅部の方はそういうふうなことで対応に苦慮されているというふうなことを聞いておりましたので、私自身、予算を要求する立場ですからいろいろな人のやはり情報をつかむということで、調整をお願いしたということではなくて、團さんのお考えとかですね、御意見をちょっとお聞きに伺ったということでございます。

清水委員 大月氏の記憶が違わなければ、その後再度、教育長、住宅部長、各部局担当者及び北川原氏と、團委員長の東京の事務所で設計料の増額について打ち合わせをしたとこうな

っているんですけれども、記憶違いはございませんか。

瀬良証人 日にちはちょっと忘れましたが、今の設計料の増額について、意見を交換したことは事実でございます。

清水委員 意見を交換したということは、設計料の増額について検討したということですか。それともそれぞれの立場の意見を聞いたということですか。

瀬良証人 私の気持ちとしては、そのときに設計料を増額ということが固まっていたわけでありませんし、それは全く妥当であるというふうに決定的な決意を持っていたわけではなかったわけでございます。今、清水委員が先にお話になったように、お互いの意見を交換したということでございます。

清水委員 その折、事前に、基本設計についてはお支払いはしないよという、県からプロポーザルのときの条件だということは知っていなかったと、もう一回お聞きしますが、知っていなかったということによろしいのでしょうか。

瀬良証人 基本的には私も役人でありますから、実施設計をお願いしたのでありますので、基本設計料をお支払いするという事は、ちょっと違うのではないかなと、そういうことができるのかなというふうな疑問は持っておりました。

清水委員 しかしながら、最終的にはそれを計上してくるわけですね。その経緯はどういうふうだったか、また知事からそれについてアドバイスがあったか、お教えてください。

瀬良証人 あの方の質問ですが、知事からはアドバイスはございませんでした。あくまでも、いわゆる團さんをはじめ北川原さん、團さん等の御意見、北川原さんの御要求、それが妥当かどうか。それは9月まで予算要求は延びるわけですが、いわゆる実施設計を北川原さんがお引き受けになったあと、そもそも実施設計のプロポーザルというものは、そもそもないんだというふうな團さんの御意見がございました。そもそも基本設計からやらなければ、実施設計のプロポーザルというのはそもそもないと。

例えばいわゆるコンペ方式みたいに、しっかりとした形のものを見るならばこれは別ですが、いわゆるプロポーザル方式というのは、アイデアとか技術とか、その人の創造力を見るものであって、その人にある面から見れば、基本設計でもって縛るものではなくて、あくまでも基本設計も含めた形でこれは扱うべきものであって、その実施設計の契約といってもこれは基本設計の分もその対価というものが入らなければおかしいのであるというふうな御意見でございます。

私どもも実際、そのあとの実際の北川原さんの作業のやり方、これは稲荷山養護学校については、非常に普通の建物を建てるのと違いまして、関係者がたくさん大勢ございまして、保護者からいろいろな方が。その人たちの要求をすべていろいろと細かく細部まで詰めてい

く。そして最初のプロポーザルで出しました作品はあくまでも参考でありまして、随分最終的には変わってしまったということで、基本設計まで含めざるを得ないと判断したところでございます。

清水委員 では基本設計が実施設計を含む部分があると、今お話だったんですが。それ以降はこの仕事は、現実の仕事としては住宅部に移っていくということによろしいのでしょうか。

瀬良証人 私ども予算要求をしまして、9月補正で2,550何万円の実施設計の変更をしました。そのあとのいわゆるプロポーザルの進め方については、もちろん住宅部の方が行ったということでございます。

清水委員 では一つお聞きしたいんですが。瀬良証人、平成15年12月定例議会で、木材の事前調達の補正予算を上程されますが、この経緯、まずお教えいただきたいと思います。

瀬良証人 実施設計が当初6月30日でやったと思います。2月の何日から6月30日まで、それがすぐに9月30日まで延びると、プロポーザル審査委員会で最終的に決定したときに延びたわけですけれども。実際、それがとても9月30日ではできない、下手すれば年を越すというふうな状況があって、これではとても工期が18年4月に間に合わない。それではそれをカバーするにはどういうふうな手だてがあるんだということ、北川原を含め住宅部、私どもと、もう日夜検討した結果、では躯体の構造材の273立米の木造を事前調達しようと。そうすれば18年4月の開校には間に合うということで、要求させていただいたということでございます。

清水委員 経緯はわかりましたが、事前調達を発案したのはどなたでしょうか。

瀬良証人 私の記憶では、多分北川原さんだと思います。

清水委員 具体的に北川原さんのどなたがおっしゃったんでしょうか。

瀬良証人 私が聞いたのは、多分北川原さんからだと思います。もしかしたら、直接こちらに来られていた上原室長さんとかではなかったかと。その辺はちょっと定かではありません。

清水委員 それをお聞きしたときに、基本設計、実施設計のちょっと問題が、垣根が若干基本設計にもかかわらなければいけないという部分があったりして、いろいろ混乱があったことは事実としても、木材の事前調達ということについては、何の疑念もお持ちになりませんでしたか。

瀬良証人 それは、私ども木材についてもこれも素人でございますので、林務部の方とプロジェクトチームを組んで打ち合わせをしたわけです。林務部がそれは可能であるとそういうふうなことで、全面的に協力するというふうなことで、私どもは予算要求させていただいたということでございます。

清水委員 ではお二人に最後の尋問になろうかと思いますが、私の方からは、それぞれお伺

いたしますが、先ほどから出ましたプロポーザル選定委員長の團さんが、田中康夫知事に献金を、正確に言うと後援会ですが、なさっている事実は御案内でありますか、お一人ずつ伺います。

瀬良証人 承知しておりません。

杉本証人 私も承知しておりません。

小林委員長 関連して御質問ございますか。よろしゅうございますか。はい、どうぞ。

小池委員 大変御苦勞様でございます。それでは先ほど「おはなしぱけっと号」の調達につきまして質問させていただいたわけでございますが。その中で出た件につきまして、瀬良前教育長さん、瀬良証人に伺いたいと思います。

平成16年1月26日、知事へのレクがございました。ここで納期は4月末、予算は繰り越し対応で決定する。知事から、詳細は青山出納長と相談することとの話があったため、出納長と打ち合わせを行う。上原課長と徳竹補佐が対応したということでございます。繰り越しに関しては特に指示はなし。理由がつきさえすればよいということであったということでございます。このときに、出納長の方から、「以後デザインを安齋氏に頼んだ旨の話は庁内でするな」ということを厳命されたということでございます。

これを受けまして、上原課長が瀬良当時教育長に同旨の報告をしたということでございます。これは当時の担当いたしました山岸主任が残した記録で、山岸主任はそういう記憶があるということで、先ほど伺ったわけでございますが。当時の瀬良教育長はそういった報告を上原課長から受けた記憶はございますでしょうか。

瀬良証人 正直申し上げましてその記憶はございません。

小池委員 ありがとうございます。それから、杉本前次長さんであります。先ほど杉本次長さんのお話の中で、知事が関与した当時、契約はしていなかったと。県と長野舞台が契約していなかったもので、知事の関与はあっても認められるというような御答弁をいただいたんですが。県の契約日が10月3日なんですね。ですからそれ以降に知事が関与しているんです。ですから御認識が違うということなんです。それも含めまして、既に契約をされているものにつきまして知事が関与していたという事実だと思います。ここに長野舞台から出された当初の契約書のものがあって、日付が入っているわけございまして。ちょっと杉本次長さんの当時の、今の認識がちょっと間違っているのか、当時どういうふうに思ってたかあれなんです。いずれにしても、10月3日が契約日でございますので、それ以降、知事が杉本さんたちとお話をされて進めている、関与しているんです。この点につきまして、こういったことに対する御感想を改めて伺いたいと思います。

杉本証人 私の記憶では、10月3日ですか、とすればちょっと私の記憶間違いだと思います。

ちょっとはっきりではないですけども、私の記憶の中では、いろいろ相談しているときには、まだ契約はしていないというふうに担当課の方からは聞いておりましたので。

小池委員 それで実際には10月3日だということでございますが。そういうことを踏まえてお話、知事の関与につきましてどういうふうにお考えになるか、伺いたいと思います。

杉本証人 先ほど小池さんの方から、私の方から契約してもいいですよというGOを出した日が、多分11月の終わり、10月の終わりですか、ころだったと思います。ですからそのときまで、私は契約をしているという認識は全く持っておりませんでした。

小池委員 そうしますとこの契約日というのは、それではさかのぼってやったということですね。契約も、それでは実際の行為とは違っていたということですね、これ、そうしますと。

杉本証人 私はそのように理解しております。ですから先ほど言ったように、さっき小池委員さんが言われたふうに記憶しております。契約や何かについては、多分、だから私がOKしたあとに契約したというふうに私は記憶をしております。

小池委員 わかりました。そうしますと実際には10月3日に契約しているにもかかわらず、11月14日の杉本次長の、今の記憶では契約をしていないということでございまして。これもそうしますと、この契約書もあとでこれはまたつくったという、ありますから、ということになるわけですね。

小林委員長 杉本証人、わかりますか、今の。

杉本証人 私は、先ほど小池委員さんが言われたように、その小池委員さんが持たれているメモで、私が契約をしてもいいですよと言ったのは、多分10月4日よりあと、11月ころですよ、私が。そういうふうに各担当課から私に相談があったのは、そのころだというふうに私は記憶していますので、10月3日に契約しているという意識は、私は記憶に全くありません。

柳田委員 先ほど来から「おはなしぱけっと号」の話があったわけなんですけれども。結果的に、仕様変更詳細等を見る中で、結果的に表に出てきた資料というのは、県の自己都合によってデザインが、キャラクターが変更したという説明ではなくて、長野舞台からの申し出によって変更される、デザインが変更されるというストーリーの上に立っていることなんです。申し上げていること、ちょっとわかりづらいですかね、ということなんですけれども。これも平成16年2月17日に行った協議、これ教育委員会の中で行われている協議ですけども。その表記の中にも、長野舞台から黄色以外の色とし、デザインを最初からやり直すことの申し出があったと。言ってみればこれは教育委員会のこれ公式の文書ですけども、言ってみれば言われて、申し出があったからデザインを変えたというすべてのストーリーにしているわけなんですけれども。そういう認識というのは、瀬良証人、そのときの教育長というお立場の中で、そういう認識をお持ちだったんですか。

瀬良証人 プロポーザル審査委員会、最初のときに既にデザイン等については、若干修正するという附帯決議がなされておりますし、そのやり方については、事務局に一任するというふうなことであったと承知しております。9月22日がプロポーザル審査委員会の開催日でございます。契約日については、私は多分杉本さんちょっと誤解されているのかどうかわかりませんが、私は10月3日、書類上は契約になっておりますし、その後いわゆるデザインの変更について、業者と文化財・生涯学習課の方でいろいろと打ち合わせをしております。というのは附帯決議でデザインを変更してほしいということがありましたので。そのように私は承知して、いわゆる自己都合というか、県の方でいわゆる発注者の県の方として、よりよいものをつくりたいということで申し上げた、またプロポーザル審査委員会の方の意向もそうであったというふうに承知しております。

柳田委員 端的にお聞きしたいんですけども。ほかの、今の事前の、瀬良証人が入る前の状況の中においても、デザインというもの、デザイナーの変更というものが改ざんされている事実というものが、書類が2つ出てきて、改ざんされているんですよ。その中には、デザイナーの変更という、ちょっと言ってもわかりづらいんですけども、デザイナーが変更されたという事実が表にはわからないように書類を改ざんしているんですよ。それでもって一方で教育委員会が出しているその書類のものというのは、言ってみれば実質的にそのデザイナーの名前であるとかというものの記載というのは一切ないですし、安齋さんという。それでもって、このそれらのものというのは、一切長野舞台からの申し出によるものなんだと。それで私どもの調査によると、こちらの方の契約変更願書というものがありませんけれども、こちら、長野舞台の意思によって出されたものではなくて、教育委員会の方から出しているだけだということの意味が伝えられて、長野舞台から提出をされたという調査内容です。

そういう意味では、この変更と、デザインの変更というものに関しては、教育委員会の意思によって導かれたものではないのかなと思うんですよ。先ほど申し上げたように、長野舞台から申し出があったという記述もあるわけなんですけれども、そういったものに関して、そういう認識は、瀬良証人はありますか。

瀬良証人 デザインの変更につきましては、プロポーザル審査委員会の中で附帯決議がありましたので、長野舞台さんもデザイン変更をみずから、こういう変更をしたいということを出してこられておまして。それに対しまして、県の方として、教育委員会として、いやこれはこうした方がいい、いやこれはまだ足りないというふうな、お互いのやりとりをやっております。

もう一つ、多分重複しているのかもしれませんが、デザイナーの変更とデザインの変更とはまた違うわけございまして。デザイン変更につきましては、最初からプロポーザ

ル審査委員会、9月22日のときからこれデザインは変更ということが附帯決議であって、それですと長野舞台さんと県教育委員会の方とで、お互いにキャッチボールをしているわけでありまして、そういうことでございます。

柳田委員 杉本証人はいかがですか。

杉本証人 先ほどの2月ころの経過は、私は全くわかりませんので、その後どのようなことがされたかに関しては全く私はわかりません。12月にやめていますので。私がいたときは、先ほど話していた過程までですので、それ以降のことについてはわかりません。

小林委員長 ほかによろしゅうございますか。

(「はい」という声あり)

それでは、以上で瀬良和征証人、杉本幸治証人に対する尋問は終了いたしました。証人各位におかれましては、大変お忙しい中、長時間お待ちをいただいたりいたしまして、まことにありがとうございました。御退席されて結構でございます。ありがとうございました。

[各証人 退席]

次に中村芳久さん、永井昇さんから証言を求めます。

お諮りします。証人中村芳久さん、永井昇さんのお二人を同席の上で証言を求めることにしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、永井昇さんから、証言を行うに当たりメモ等を参考にしたいとの申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

異議なしと認め、許可することに決定いたしました。

これより各証人の入室を求めます。

[各証人 入室・着席]

これより、中村芳久証人から証言を求めます。最初に、私から委員長の立場で所要の事項をお尋ねいたします。引き続き清水委員から尋問させていただき、その後、各委員から補充尋問等を行うことにいたしております。

まず中村芳久証人にお尋ねをいたします。あなたは中村芳久さんですか。

中村証人 はい、中村芳久でございます。

小林委員長 現在の職業をお述べください。

中村証人 財団法人長野県消防協会の事務局長でございます。

小林委員長 次に永井昇証人にお尋ねをいたします。あなたは永井昇さんですか。

永井証人 はい、永井昇でございます。

小林委員長 現在の役職名をお述べください。

永井証人 教育委員会事務局自律教育課主任企画員です。

小林委員長 私からの尋問は以上であります。次に、清水委員から尋問をさせていただきます。

清水委員 どうも御苦労様でございます。遅くに申しわけございません。では行きたいと思っております。中村証人にお伺いいたします。あなたが住宅部長だったのは、いつからいつまでだったのでしょうか。

中村証人 平成14年4月1日から平成16年3月31日まででございます。

清水委員 それでは稲荷山養護学校改築事業につきまして、住宅部の役割とは一体何でありましょうか。

中村証人 住宅部は教育委員会から稲荷山養護学校の建築について、建設を請け負うという立場でございます。

清水委員 建設という範疇に入るかどうかお聞きしたいんですが、木造化にするとか、例えばRCにするとかという範疇はそれに入るんでしょうか、入らないんでしょうか。

中村証人 難しいと言いますが、いくつかの意味があると思うんですけれども。学校をつくるという意味で請け負っているわけでありまして、それを木造にするか、それ以外のものにするかとか、そういうようなことについても、一応広い範囲で建築という中に入っているのではないかというふうに考えております。

清水委員 では現実にこの稲荷山養護学校の場合は、木造化、RC、二転三転していますが、どちらが決定したのでありましょうか。

中村証人 稲荷山養護学校を木造にするか、あるいはRCにするかということについて、今決定されたかという質問でございますけれども。最後のプロポーザルを求めたのは、県が示した基本計画に基づいて学校をつくってくれという、つまり木を多く使って43億円以内でどういう学校ができるか提案してくれということでありまして、その段階で決定されたということではなくて、いつ決定されたかというふうな質問の中でいくと、それをプロポーザルの結果選定したときに、案を選定したときに、それがたまたま木造であったがゆえに、そのときに決定されたということなのかなという感じがするんですけれども。

清水委員 では、最終的なプロポーザルの委員会で決定するまでは、木造か、RCかということは、選択肢は2つあったという解釈でよろしいのでしょうか。

中村証人 そういことです。

清水委員 では永井証人にお伺いいたします。あなたはいつから稲荷山養護学校の改築事業

に携わっておられますでしょうか。

永井証人 13年4月から具体的にかかわってまいりました。

清水委員 それでは永井証人は、主にはどういう仕事をなさっていましたでしょうか。

永井証人 この稻荷山の改築事業の企画立案から、それからあと学校との調整、さまざまな調整業務、それから周りの、地元の渉外交渉等々でございます。

清水委員 中村証人にお伺いいたします。平成14年7月10日であります。それまで競争入札のこの事業が、指名型のプロポーザルに変わりますが、これは一体どういう経緯でなったかお教えてください。

中村証人 確か6月の議会で予算が通りまして、その結果発注する段階になりまして、知事の方から、これだけ重要な建築物を発注するに、単に金額だけで問うていいんだらうかという疑問がなされまして、確かにそのとおりだと。こういうようなものについては、やはりもう少し広く聞いてみるべきではないかということから、そういう結果になったというふうに考えております。

清水委員 では平成14年8月26日、同年、プロポーザル審査委員が決まりますが、この人選はどなたがなさったんでありましょか。

中村証人 8月の、第1回目のプロポーザルの審査に関しましては、多分住宅部で人選をしたというふうに思っております。

清水委員 それではこのプロポーザルの委員が、平成14年10月7日に変更となりますが、これはなぜでありましょか。

中村証人 先ほど申し上げましたように、広く外部から建設に関して意見を聞くという中で、私が確かトップだったと思うんですが、そういうような委員会でいいんだらうかという疑問が知事の方から呈されまして、何と言いますか、やめになったということであります。

清水委員 では今のことを確認させていただきますが。知事の方からこれでいいのかという御発言があって、この委員会が解散になって新しいメンバーが選任されたということでのよろしいんでしょうか。

中村証人 そのように認識しております。

清水委員 では、この10月7日以降のプロポーザル、これは短期間で終わるんでありますけれども、このメンバーはどなたが人選したのでありましょか。

中村証人 正確に覚えておりませんが、住宅部が一定のメンバーを選んで、それを知事に示して、知事の方からこんなメンバーはどうだらうかというようなものをあわせて、メンバーを選定したように考えております。

清水委員 ありがとうございます。次にお聞きいたしますが、中村証人、続けてお伺いいた

します。平成14年10月10日午後7時、夜であります。直接あなたに1階の知事室で、知事が「稲荷山養護学校を木造にしたい」と話をしたと記録がございますが、これは間違いないでしょうか。

中村証人 日にち等については正確に覚えておりませんが、その時期に知事からそういう話があったことは事実であります。

清水委員 ではそのとき、あなたはどのようにお答えになりましたでしょうか。

中村証人 過去のことでありますし、よく覚えていないんですけれども。私ども住宅部としては、基本設計の段階から、基本的にはRCをもとにという考え方がありましたものですから、かなりびっくりしたというか、えっというような感じを持ったというふうに記憶しております。

清水委員 では翌日になります。平成14年10月11日、これは午後2時30分と記録されておりますが。稲荷山養護学校の木造化のための会議を行っておりますでしょうか。

中村証人 今、木造化という話があったんですが。そうに言われると、私も定かでないんですけれども。木造化というのは、つまり先ほど来出ておりますように、RCとそれ以外のRCにプラス木という意味と、全く初めから木造という意味でかなり違ってくると思うんですけれども。私ども当時とすれば、RCを基本にやっておりましたものですから、もっと木を使えという提案があって、それについて、確か3階の旧知事室のところで外部の方が見えて、いろいろ意見をお聞きしたことがあるように思います。

清水委員 今おっしゃっていただいたことを、確認をさせていただきます。それは3階の知事応接室だったということで、まずよろしいでしょうか。

中村証人 先ほど申し上げましたように、時間とか、日にちについては定かではありませんけれども、その時期に3階の旧知事室の応接室というんですか、そこで打ち合わせをしたことはございます。

清水委員 ではそこで集まったメンバーを、知っている範囲でお答えいただきたいと思います。

中村証人 教育委員会の瀬良さんと、あと島田県議、それと川西木材の息子さんと、それと小田原さんという方ですか、その方くらいだったと思いますが。

清水委員 田山局長はお見えになりませんでしたか。

中村証人 田山さんに関しては、ちょっと記憶にありません。

清水委員 それでは、そこに今お見えになったという宮澤さんと小田原さんですか。中村証人はお二人とも初対面だったんでしょうか。

中村証人 初めてでありました。

清水委員 ではどなたがこのお二人を中村証人に御紹介したでしょうか。

中村証人 ちょっと定かではないんですが、島田県議に紹介されたように思います。

清水委員 では当然初めてだったと思いますので、どういうお仕事をなさっているか御紹介もあったんでありますでしょうか。

中村証人 詳しくは知らなかったんですけども、小田原さんについては、林務の関係でいろいろ県のアドバイスをいただいている方だということは承知をしておりました。川西木材に関しては、私、過去の仕事の中で川西木材ということは知っておりました。ああの方が川西木材の息子さんかというふうに思った記憶があります。したがって、初めてではありますけれども、過去の中で若干知らないわけではなかったということは事実であります。

清水委員 前日の夜に木造化に知事がしたいとおっしゃって、次の日に木造化か木質化ということは別として、この会議が持たれる。その場に民間の、とりわけ木材業者、また家具業者と言っていいでしょうか、家具をなりわいとされている方がいる、その場にいるということについては、違和感はございませんでしたか。

中村証人 特にありませんでした。

清水委員 ではそこでどういった話がなされたか、御記憶はございますでしょうか。

中村証人 私もRCでできるんだという、やるんだという説明をした中で、もっと木を使ってくれたらどうかという話があったように思っています。

清水委員 ではお伺いいたしますが、具体的にはどなたがもっと木を使った方がいい、または木を使ってほしいというお話をされたのでしょうか。

中村証人 会話の中では、あまり木を使って云々ということが積極的になかったように思うんです。説明されたのは、特に島田県議だったように思いますけれども。

清水委員 話は若干変わりますが、中村証人は、この宮澤氏、川西木材の宮澤氏ですね。この方が知事後援会、しなやかな、当時は長野県をはぐくむ会だと思うんですが、の幹部の御家族であるということは御存知だったのでしょうか。

中村証人 知りませんでした。

清水委員 では先ほど御紹介をしていただいたのは島田県議というお話だったのですが、このお二人を招いたのも島田県議という感じであったのでしょうか。

中村証人 よく覚えておりません。

清水委員 では証人はどなたに呼ばれてここに行ったのでしょうか。

中村証人 知事に呼ばれて行ったんだというふうに思っておりますけれども。

清水委員 再度お聞きしますが、知事から直接、庁内の電話で呼び出されたということによるのでしょうか。

中村証人 私の場合、知事からそういう形で直接呼ばれたということはほとんどありませんもので、秘書が何かを通じての話だというふうに思います。

清水委員 その折、県議と民間の方がおられるという話があって、そこに行かれたのでしょうか。それともそこに行って初めてそういうことだと思ったのでしょうか。

中村証人 そこで初めて、ああこういう人とということではなくて、ちょっとその辺のニュアンスは覚えていないんですけども、人と行き会うために行ったことが事実ですので、初めから知っていたのではないかというふうに思います。

清水委員 具体的にどなたが来ているということを出かけたとかいうことでいいですか。それともどなたかわからないが、人に会わせるというか、そういう意図があって来てくれとこうに言われたと、こういうふうにお感じだったのでしょうか。

中村証人 よくわかりませんが、木材のことであることに関しては間違いなかったと思いますもので、島田県議云々というのは何となくわかっていたんですが。そのほかの人たちについては知らなかったと思います。

清水委員 今の、では繰り返しますが、島田県議、あの方とは別として、が来ているので知事室の方に来てほしいとこういう話があったと、こういうことでよろしいのでしょうか。

中村証人 正確にはわかりませんが、大方そういうことであったように思います。

清水委員 その後、では皆さん話をされて、どういう行動をとられたか御存知でしょうか。

中村証人 その後、現場を見ようということになりまして、稲荷山養護学校へまいりました。

清水委員 では永井証人にお伺いいたしますが。あなたはこの稲荷山養護学校で、この皆さんと当日お会いしましたでしょうか。

永井証人 お会いしました。

清水委員 それではちょっと多かったかもしれませんが、思い出す範囲で結構ですが、どなたがおられたか御記憶にございますでしょうか。

永井証人 学校へまいりましたときには、住宅部長、それから松澤自律教育課長、それから私と、あとは当時は桐原施設課長、それから川西木材さん、それから環アトリエの権田さんという方、それから株ベル研究所の小田原さん、それからあとは学校関係者では校長先生、それから教頭先生、それからあとはその当時の担当教諭の神尾教諭だったと思います。

清水委員 その場には島田県議はお見えにならなかったわけですか。

永井証人 見えませんでした。

清水委員 ではその場にお見えになった、いわゆる民間人という言い方は失礼かどうかわかりませんが、小田原さん、宮澤さん、権田さんと言うんですか、は、証人は初めてお会いに

なったんでありましょか。

永井証人 初対面でございました。

清水委員 ではお二人はどのように紹介をされたでしょうか。すみません、3人ですね。

永井証人 それぞれ自己紹介という形で簡単にあいさつをしたように記憶しております。

清水委員 ではその3人の御職業については、どなたも御紹介はなさらずに自己紹介という格好でなさったんでありますでしょうか。

永井証人 そのときに、その御職業までということについては、具体的にそれぞれが述べられたというような記憶がちょっと定かではございませんけれども、学校へ行く道々、そのような方だということは、当時の施設課長だったと思いますけれども、聞いた記憶があるように覚えております。

清水委員 では証人は、木造の話、このメンバーが何の目的でその養護学校へこの日来たかは御案内だったんですか。

永井証人 私が学校へ出向くことになった際には、知事の方から木造化というような話が出たということを知った上で学校へまいっていますので、その関係だということを知って学校へ行っております。

清水委員 細かいことになりますが、どなたからそういう話をお聞きして、稲荷山の現場に行かれたんでしょうか。

永井証人 確か施設課長から聞いたというふうに記憶しております。

清水委員 では、木造化という話があって、皆さんが来られた。それを承知の上でいて、行く道々で、中に木材関係の仕事をしている方や、家具の関係、木造の家具をなさっている関係の方がいるということについては、何の御疑念もございませんでしたか。

永井証人 私としては、なぜだろうという疑問はそのときには持ちました。

清水委員 なぜだろうというのを、具体的にもう少しおっしゃっていただけますか。

永井証人 そういった形で、私にしてみれば唐突に外部の人に会うということでしたので、そういった、単にそういう感想を持ったということです。

清水委員 では、道々というか、現場を見ながらということでも結構であります。特に木造化を進めたいというような話題は、その皆さんから出たのでありましょか。

永井証人 具体的に木造にすべきというような話ではなく、できるだけ多くの木材を利用してというようなお話であったというふうに記憶しております。

清水委員 我々の知る範囲では、一応木質化ということを進めろというような解釈になるかと思いますが、そういうことでよろしいんでしょうか。

永井証人 そういうことでよろしいかと思えます。

清水委員 それは主にどなたが話をしたか御案内でしょうか、それともそれはもう会話の中ですから、だれということもなくということでしょうか。

永井証人 私の印象では、小田原さんが一番そういった木のことについて造詣が深く、そのことに関わり熱意を持ってお話をされたというふうに記憶しております。

清水委員 ではお聞きいたしますが、話は戻りますが、基本設計というものの中には、机とか、いわゆる家具と言われるものは、組み込まれた設計になるのでありましょか。

永井証人 鉄筋コンクリート造の基本設計においては、机についてはそういったこと、机、いす等については木製化するというような話は、その時点ではなかったというふうに記憶しておりますが。内装の木質化等については高校等で行っていますので、それに伴って内装の木質化ということは、RC、鉄筋コンクリート造の基本設計時点でも、そのように計画はしていたということでございます。

清水委員 では、当日、木質化の机、家具などについての話は、そのときには具体的には出ませんでしたか。

永井証人 私の記憶では、そういったことを具体的に話した記憶はございません。

清水委員 では永井証人に続けてお伺いいたしますが。当日、建設費の話が出ましたでしょうか。

永井証人 建設費の話は出ました。

清水委員 では具体的にどのような話だったかお話いただけますか。

永井証人 木造と、それから鉄筋コンクリート造の、いわゆる単価比較という視点で、県とすれば大体どの程度の単価で今回考えていらっしゃるかとという質問に対して、私はそこで答えた記憶がございます。

清水委員 それはどなたが御質問なされたか、御記憶ございますでしょうか。

永井証人 権田さんだったというふうに記憶しております。

清水委員 では、中村証人にお伺いいたしますが。この日の報告を、中村証人は知事になさいましたでしょうか。

中村証人 したと思います。

清水委員 では具体的にどのような報告をなされたか、記憶にあったら教えてください。

中村証人 確かRC造にできるだけ木を使うということで、現場を見られた皆さんがそういう意見であったというふうに伝えたように思います。

清水委員 それでは、現場に行かなかった島田県議から中村証人には何かございましたでしょうか。

中村証人 確か基本設計の図面を送ってくれ、図面でいいんでしょうか、何かそういうよう

なものを、仕様書と言うんですか、そういうようなものを送ってくれと言われた記憶があります。

清水委員 実は百条委員会の記録請求に、このときの島田県議から中村住宅部長に電話があったという記録がございます。時間は14年10月11日午後19時30分、午後7時30分になっております。このときのことを今お話になりましたけれども、まだもう少し会話があったかと思いますが、覚えがございませんでしょうか。

中村証人 先ほども永井証人の話の中で出てきましたように単価の話になりまして、それならば自分たちが見積もりというか、その単価を計算するから、県で考えた基本設計の仕様書というか、そういうようなものを示してくれと。それをもとに単価価格を計算するという話であったと思います。

清水委員 示してほしいというのは、具体的にはどうしろということだったんですか。

中村証人 すみません、もう一度おっしゃっていただけませんか。

清水委員 島田県議に示してほしいと言われたということは、具体的にはどうしろということだったんですか。

中村証人 図面というか、仕様書というか、それを送れと、ファックスなりで送ってくれということでありました。

清水委員 それはどなたに送れと言ったのでありましようか。

中村証人 島田県議の事務所であったと思います。

清水委員 ではそれを送って県議は、先ほどちょっとおっしゃいましたけど、どうするとおっしゃったんですか、もう一度お願いいたします。

中村証人 それに基づいて、いわゆる建設費を積算してみるということであったと思います。

清水委員 それは御自身がするとおっしゃっていましたが、それともどなたかにさせるというようなニュアンスのことをおっしゃっていましたが。

中村証人 いや、よく覚えておりませんが、御自身ではなかったと思います。だれかにさせるというふうな表現だったというふうに思います。

清水委員 尋問が誘導になってはいけませんので差し控えますが、このいただいた記録によりますと、川西木材に検討させるとこういう記録があるんですけども、思い出しにありませんでしょうか。

中村証人 その辺は、島田さんは自分ではないということは何となくわかったんですけども、だれにするかということについては覚えておりません。

清水委員 結構です。では一般的に建設関係というか、木材にこだわらずに、そういう関係業者にそういった内容のファックスを過去送るということはあったのでありましようか、ま

た頻繁にあるようなことであつたんでありましようか。

中村証人 私はそういう現場に行き会つたことがないものですから、何とも定かでないんですけれども。県の基本設計を示してプロポーザルをやっていますから、その基本設計にかかる書類等について、特定の者に送ることがちょっと過剰サービスになるかはともかくとしても、そんなに異常だというふうには考えませんでした。

清水委員 永井証人は技術幹として、こういう業界のことに携わっておられるというふうに思うんですが。一般的にこういうことは、ファックスで内容を送る、事業者に送るといふようなことは過去にある、また普通あり得ることなんでしょうか。

永井証人 いろいろと企画立案、設計に関して、その資料を収集するという目的で、こちらの方からみずから依頼をすると、公文書で依頼をすることとはございますけれども、相手から求められるということは今まで経験ございません。

清水委員 それでは中村証人は、おそらく同じだと思いますが、なぜお送りになつたんでありますか、相手が県議だからということになりますが、なぜお送りになつたんでしょうか。

中村証人 このことに関しては、いわゆる私が4月に部長になってまいりましてから、住宅部で進めている稲荷山養護学校の基本計画が、どうもRCと言いますか、鉄筋コンクリートを中心にした基本設計的な考え方で進めているわけです。それに対して木材を使うというその基本的な住宅部の考え方があつたわけなんですけれども。その中で私の一番の認識は、できれば木造もいんだけれども、単価が高くてできないという説明をずっと受けていたように思います。そのために、もしそういうことで基本設計というか、仕様書を示していくくらいかかるかということをお県以外のものが積算してくれるならば、それを聞いてみたいという気持ちもありました。

清水委員 わかりました。では当日この電話の話に戻させていただきますが。県議との電話の内容では、ほかに何か記憶によみがえるものはございませんでしょうか。

中村証人 特にありません。

清水委員 委員長にお計らいをいたしますけれども、あらかじめ書記には資料を渡してございますが、資料を中村証人に見ていただきたいと思いますが、御許可いただきます。

宮澤副委員長 お諮りいたします。今、清水委員の渡す書類、よろしゅうございますね。

(「異議なし」の声あり)

それでは、お渡しいただきますようお願いいたします。

(証人 記録閲覧)

清水委員 今お手元に届いた「稲荷山養護学校校舎改築計画・県産材の利用について」というこのペーパーについて、中村証人は御案内でありましたでしょうか。

中村証人 記憶にありません。

清水委員 実はこれはやっぱり百条委員会、当委員会で記録請求したもので出てきたものがありますので、県の文書の中につづられていた、いわば公文書というふうに思っているんですが。これについて記憶は、再度お聞きしますが、ないということによろしいのでしょうか。

中村証人 ないという用語弊があるかも知りませんが、ちょっと覚えておりません。

清水委員 すみません、永井証人にも見せていただけますか。お立場が違うのでちょっとわかりませんが、永井証人もこのようなペーパーをごらんになったことがないか、あるか、お答えいただきたいと思います。

永井証人 私もこのものを、そのものを見た記憶がちょっとございません。

清水委員 それでは、中村証人にお伺いいたしますけれども、この稲荷山養護学校改築事業、概算ということになるのかと思いますが、全体の予算はいくらと見積もられておられましたでしょうか、当時。

中村証人 建設費については43億円というふうに記憶しております。

清水委員 それがRCから木造化になって、構造材まで木を使うということになってから、いくらになったか御存知でしょうか。

中村証人 私は43億円だというふうに思っております。

清水委員 このペーパーの日付が14年10月16日とございます。先ほど稲荷山に皆さんがお出かけになったのが10月11日でありますので、5日ほどあとになりますけれども、この間、先ほどお会いしたここに名前がございます小田原さん、また宮澤さんから何らかのアプローチが部長のところがありましたでしょうか。

中村証人 宮澤さんと小田原さんと私は直接話をしたことはありません。

清水委員 先ほど11日の段階、また稲荷山へ行ったときの段階では、完全に木造化というよりもRCの木質化を進めるというような話であったと今御証言されましたが、確認させていただきますけれども、11日の段階ですよ、それでよろしいでしょうか。

中村証人 私はその時期ずっとRCが基本で、もし木造ということがあってもプラスアルファの木造というふうに考えておりました。

清水委員 それではお尋ねいたしますが、10月16日のこのペーパー以降、大きく方針が変わったというようなことはございませんか。

中村証人 今、このペーパーというふうにおっしゃられて、そのことをきっかけであるかどうかと言われると困りますのでちょっとそのことをお断りしておきたいんですが。その時期に、私が先ほど申し上げましたように、県の住宅部がつくっていた基本計画というのは、確

かに鉄筋コンクリート、RCが基本であるけれども、それはあくまでも基本設計の段階であって、値段さえ折り合いがつけば、いわゆる木造ということもあり得るということに気がついたのがその時期であります。

清水委員 この文書の中に一文ございます。ちょうど現状というところに丸くちょっとごらんいただけますか。現状というところに丸を振ってありますが、それから3行ほど下に、「このほどの稲荷山養護学校の校舎改築計画に、長野県産の木材をできる限り多く利用していただきたく願い」と書いてございますが。ときの住宅部長、中村証人にとっては、これは働き掛けというふうに映りますか、それとも提案というふうに映りますか。

中村証人 いずれにしましても、私にとって外部の方からの意見というのは全部提案というふうに考えておりました。

清水委員 ではこの問題については、このペーパーについては、最後にお聞きしますけれども。では一般的にいろいろな御提言やら話があるかと思えますけれども、知事あてにこういったものが来て、それが住宅部長におろされるというか、回されるというか、そういったことは、このペーパーについてはではなくて一般的にはないのでありましょうか。

中村証人 あまりなかったように記憶しております。

清水委員 例えば県民の皆さんからの御提言については、知事のところに直接行ったものは、部長のところには、当時の部長のところにはおりてこなかったというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

中村証人 すべてと言われると困るんですけども、あまりおりてこなかったのではないかなというふうに思っております。

清水委員 ここに小田原さんというのがあるんですが。その下に宮澤広一さん、先ほど言いました川西木材の関係者の方でありますけれども。この方があるから特別という意識はごらんになってありますでしょうか。

中村証人 いえ、特にありません。

清水委員 ではちょっと話を進めさせていただきます。平成14年11月1日に、突然、指名型のプロポーザルが公募型に変わりますが、その経緯をお聞かせいただけますか。

中村証人 先ほども申し上げましたように、住宅部の設計に基づいて、私は値段ということが一番初めにあったんですけども、RCで進めることばかり頭にあったように思います、ある時期まで。ところがその43億円という金額さえ押さえれば、基本設計に基づいてRCでつくろうが、鉄筋でつくろうが、木造でつくろうが、それはいいんだよと気がついたのがその10月のこの時期であったと思うんです。知事と話をしている中で出てきた言葉の中で、私があまり木造は金がかかってできないということを申し上げている中で、それだったらもっ

と広く聞いてごらんよと、できるかもしれないじゃないかと。その中でうんと特徴的に覚えていますのは、世の中にはスーパーマンがいるかもしれないじゃないかと言われたのを覚えています。それで、私もそのときにはっと気がついたのが、そうだと、住宅部でつくっていた基本設計は確かにRCというものを念頭には置いていたけれども、もしそれが43億円という金額の中で木造でできるなら、それはそれでもいいじゃないかと。それを聞いてみようと考えた時期だというふうに思います。

清水委員 まことに申しわけございませんが、先ほど金額のところちょっと聞き逃したんでありますが。最終的には、御承知いただく範囲では、稲荷山養護学校はいくらだったんでしょうか。全部できていませんから、今の段階というんでしょうか。

中村証人 その後、補正とかいろいろありましたけれども、私の頭の中で43億円という基本の数字しか残っておりません。

清水委員 それはRCの場合だというふうに、当初の金額だと思いますが。木造になってからということでお聞きしているんですが。

中村証人 木造になっても、私が携わっていた設計の段階では43億円の範囲内で作るといふ条件のもとにやっておりましたもので、ちょっとそれ以上の数字について記憶がありません。

清水委員 では先ほど言いましたそのプロポーザルの公募型の選定委員になる、プロポーザルのメンバーの皆さんのことについてお聞きいたしますが。團紀彦さんをプロポーザルの選定委員長にというふうに発案されたのはどなたでしょうか。

中村証人 知事だというふうに思います、というか、住宅部以外のものであります。

清水委員 もう一回具体的にお聞きしますが、知事ということによろしいんでしょうか。

中村証人 すみません、その辺、知事がこれこれこういうふうにしるというふうに行ったところに、私、行き合わせておりませんから、私どもでないということであって、それは知事だろうということであります。

清水委員 ちょっと大事なことなので、もう一回くどいようですがお聞きいたしますが。では中村証人は、どなたかからこれを言われて、團さんにしてくださいとこういうふうに言われたと、こういうふうにお聞きしたということによろしいでしょうか。

中村証人 プロポーザルの選定委員を選ぶについては、住宅部でも何人が候補を挙げました。それと知事サイドというか、知事と言うとその知事が、本当に御本人がこう示したりするところをイメージされていけないんですけれども、そういうことであるのかどうかはともかくとして、私ども以外のところで選定したものとすり合わせの中で、委員が決定されていきました。

清水委員 それでは決まったメンバーは、住宅部サイドで出された方、知事サイド、知事というわけにはいかないと思いますので一応知事サイドという言葉を使わせていただきますけど、知事サイドで出された方、比率はどういうふうな比率だったんでしょうか。

中村証人 住宅部から出した者は一人もいなかったというふうに思います。

清水委員 ではお聞きいたしますが、全員知事サイドで選任された方がメンバーとなった。何名でありましょうか。

中村証人 6名だったと思いますけれども。

清水委員 その中で、先ほどお話をしました團紀彦氏ですか、この方が田中康夫さんの、知事ですね、後援会であるしなやかな信州をはぐくむ会に献金をなさっているということは御承知だったでしょうか。

中村証人 知りませんでした。

清水委員 今も知りませんでしょうか、いつ知ったでしょうか、知ったとすれば。

中村証人 厳密に言えば知りません。知らないというふうに言うべきかもしれません。

清水委員 それでは小田原さん、この方がメンバーに、いわゆるプロポーザルの選考委員になるわけですが、この経緯については御案内でありませんかでしょうか。

中村証人 当初決まったと言いますか、こういうふうにしようということで決められたものに、プラスアルファという言い方はいけないんですが、もう一人加えてくださいということで小田原さんが加わりました。

清水委員 それも知事の方から言ってきたということでしょうか。

中村証人 そうです。

清水委員 では同じく小田原さんが数日でメンバーからはずれますが、それはどなたからどういう話があつてなったんでしょうか。

中村証人 よく覚えておりません。

清水委員 では小田原さんがその選定委員からはずれた、一時ですけど。はずれたということは御記憶ございますか。

中村証人 よく覚えておりません。

清水委員 実はこの小田原さんは、断るようにと断ってはずれるんですが、また選定委員に復帰するんでありますけれども、御承知ないようならばそれは結構であります。

では、この中におられる稲山正弘さんという方がお見えになりますが、このプロポーザル委員のメンバーである稲山正弘さんのことについては、どのような仕事をされているか、御案内だったでしょうか。

中村証人 先ほどの話にも出てきましたように、小田原さんに関しては林務部との関係で若

干知っておりましたけれども、そのほかの皆さんについては、ほとんど名前を知らない人ばかりでありました。

清水委員 この稲山さんに関しまして、当時部長であった中村証人のところには、メールが届きませんでしたか。

中村証人 記憶にありません。

清水委員 回答をなさっているんですけども、記憶にないということならば結構であります。この方が北川原設計事務所の協力会社、協力事務所であるということは、では御存知なかったということでしょうか。

中村証人 知りませんでした。

清水委員 では話は変わりますが、第2回目のプロポーザル選定委員会、これは決定する委員会ですけども。業者を決める、設計業者を決める委員会ですが。これをなぜ東京でするようになったか、御記憶ございませんか。

中村証人 皆さんあちらに住所があるということと、体の御不自由な方がいらっしゃったりして、私どもが出かければ済むことであるので東京でというふうに考えておりましたが。

清水委員 わかりました。ちょっと話は戻りますが、永井証人にお伺いいたします。平成14年12月7日、島田県議が稲荷山養護学校を訪問し、「ゼネコンを通さずに直接発注すれば4割は安くできる」と発言されたという記録が当委員会に提出されておりますが、この発言について記憶はございますか。

永井証人 ちょっと記憶にありません。

清水委員 自律教育課の方から出された記録であります。では記憶がないということで、わかりました。このときに同じ島田県議は、「地域に合った木造施設は、100年たっても使用できるモデルのつもりでやってほしい」ともおっしゃっているんであります。稲荷山養護学校でお会いになったときにそういう話をされていますが、御記憶にございませんでしょうか。

永井証人 確か休みの日だったような気がしますが。私と学校の職員等と集まったときのお話でしょうか、ちょっとその辺がはっきりしないんですけども。今の御質問についても、ちょっと記憶に残っておりません。

清水委員 では中村証人にお伺いいたします。島田県議より、金額についていかなる話もなかったでしょうか。

中村証人 先ほど言ったその10月の半ばぐらいの話だと思うんですけども。多分島田さんから、木造だって鉄筋コンクリートに劣らず安くできるんだよという話はあったように思います。

清水委員 それは、あったというのは直接ですか、電話で話があったんですか。またそれはどこでお聞きになった、場所を教えてくださいませんか。

中村証人 先ほどの資料提供の電話がありましたけれども、それ以外はちょっと記憶にございません。

清水委員 ではこの問題につきまして、島田県議と部長、当時の中村住宅部長、中村証人の接触は、この問題についてはこの場面だけでありましょうか。

中村証人 この場面というと、ちょっとどのことであるかわからないんですけども。この時期に何回も電話があったり、メールがあったりしたように覚えております。

清水委員 具体的に覚えておられる範囲でお答えいただいて結構であります。どのような内容だったのでしょうか。

中村証人 一番はやっぱり、木造でも安くできるんだよということを何回も言われたような気がいたします。

清水委員 先ほどから中村証人は、木造でも安ければいいのではないかとおっしゃっていましたが、それは中村証人の方から島田県議におっしゃって、そのレスポンスとしてそういう話があったんでありましょうか、自発的に県議の方からおっしゃったのでありましょうか。

中村証人 記憶にございません。ちょっとどういういきさつでそうなったかについては、よく覚えておりません。

清水委員 では話をまた変えたいと思いますけれども。先ほど電話でファックスを送ってくれという話でしたが、その中には積算の中にある単価とか、構造のときの詳細の値段のこの、こういうものがいくらとか、ああいうものがいくらとか、そういったリストみたいなものも、先ほどの島田県議にファックスを送るときに送ったのでありましょうか。

中村証人 記憶にありません。

清水委員 すみません、業界、私も暗いもので申しわけありません。単価表と言うそうでありますけれども、単価表を送った御記憶はございませんでしょうか。

中村証人 ちょっとわかりません。そういうのがいいのかわかりませんが、永井証人にお聞きいただけたらというふうに思いますが。

清水委員 では、よろしく申し上げます。

永井証人 そのときに送ったのは、いわゆる営繕予算単価ということだったと思います。ただその詳細の金額については、いろいろやっぱり問題があるので、大きな単価を示したようなふうに記憶しております。

清水委員 すみません、まことにその道に暗いもので申しわけないですが、いわゆる大きな単価というのは、坪当たりいくらとかよく言いますよね。そういった意味でよろしいんですし

ようか。

永井証人 そのように記憶しております。

清水委員 43億円という数字を出すには、その坪当たりというのか、平米当たりというのか、その単価がわかれば、43億円という数字は当然出てくるというふうに解釈してよろしいんでしょうか。

永井証人 それについては、この事業については、解体工事、それから仮設工事等々含んでおりますので、それがすなわち43億円という単価の割り出しにはならないというふうに考えておりました。

清水委員 では、いわゆる坪当たりいくらと聞いたら、それがイコールで43億円とこういうふうになるわけじゃないと。ちょっとすみません、申しわけない、本当に。そういう格好でよろしいわけですね。それでよろしいですね。

永井証人 そのように答えたいと思います。

清水委員 では中村証人にお伺いいたしますけれども。その折、島田県議のファックスでいろいろデータを送ってほしいということの中に、単価表が今記憶にないという話だったんでありますが。単価に関するデータはあったというふうに解釈してよろしいでしょうか、それともそういったものもなかったということでもよろしいんでしょうか。

中村証人 そういうものに関して、私、ちょっと記憶にありません。

清水委員 先ほども言いましたように、いただいている、出していただいた資料の中には、実はRC造、RCの場合ですね、RC造の単価についてファックスをしてほしいという要求があったということになっておりますが、それでも思い出しになりませんか。

中村証人 私の記憶では、いわゆるプロポーザルのために業者に示すんですけれども。その範囲内のものを示したというふうに記憶しております。

清水委員 それは具体的に43億円という意味でありましょか。

中村証人 そうしたことだというふうに思います。

清水委員 先ほどは、ほかに話は覚えておられないと言っておりますけれども、その折県議が、後日、知事に会って話をするような話はされていませんでしたか。

中村証人 覚えておりません。

清水委員 この稲荷山養護学校の設計のことについて、ではお聞きいたしますが。設計料は増額を、1回決まったものが、プロポーザルで北川原氏に決まってから、しばらくしてから増額をされるわけでありましてけれども。平成15年春ごろでありますけれども。この増額の話が出てきた経緯は御記憶ございますでしょうか。

中村証人 あります。

清水委員 この増額につきまして、知事と話をしたり、また知事からいかなるか、指示がございましたでしょうか。

中村証人 記憶にありません。

清水委員 この増額につきまして、北川原氏を選考したプロポーザルの選考委員長の團紀彦氏に、増額の調整役を頼んだらどうかという話が出てまいりましたが、その御記憶はございませんでしょうか。

中村証人 プロポーザルということ自身が、提案も含めておりますもので、それが発展する段階で増額もあり得るというようなことを、選定委員会の委員調整の中で含まれていたように記憶しております。

清水委員 初めの取り決めでは、本来であれば基本設計については支払わない、実施設計についてのお金であるという取り決めだったというふうに県側の回答があるんでありますけれども。これについては間違いないですか。

中村証人 当然、実施設計の委託と言いますか、ことでありますので、基本的にはそういうことであります。

清水委員 しかし、いずれにしても結果的には増額されるわけでありまして。このことについては、中村証人はどのようにお考えになったのでしょうか。

中村証人 そのプロポーザルという提案を含めての作品と言いますか、そのものを選定することによって、県が従来やってきた基本設計を超えてと言いますか、違った部分での基本設計に立ち入ったの研究と言いますか、あれがございますもので、その部分については当然支払っても、支払うことがやむを得ないかなというふうなことで契約変更になったというふうに記憶しております。

清水委員 ちょっと理解しにくいんですが。基本的には基本設計は払わないという約束だった。しかしこの行きがかり上というのか、こういった場合になってしまったので仕方ないなと思ったというふうに思われたというんですが。ちょっと矛盾をいたしませんか、御自身の中ではどういうふうにお考えになったのでしょうか。

中村証人 もともと基本設計そのものが固定と考えれば、今おっしゃられたとおりなんですけれども。基本設計の中に立ち入って、やはり実施設計を組んでいく中で、基本設計に立ち入って調査したり、いろいろ研究したりするという部分があれば、それは契約の中の変更条約というんですか、それを使ってやることに関してやむを得ないことではないかというふうに考えております。

清水委員 あまりにも増額が大金だというふうに、大金というのも変ですね、金額が大きく、当初の金額に比べれば大変大きなわけでありましてけれども。これについて御疑念はございま

せんでしたか。

中村証人 そういう記憶はちょっとありません。仕方ないかなという金額だというふうに考えております。

清水委員 それでは、團委員長の東京事務所で、この設計料の値上げというか増額について、会議をした御記憶はございますか。

中村証人 今おっしゃられたような意味ではなくて、もっと何と言うんですか、本来ならプロポーザル選定委員会というのは、プロポーザルを選定してしまえば終わってしまうわけですが、ただ、たまたま稲荷山のことに関して見ますと、いくつかの詰めていない部分があって、そのために審査委員会を残すと。名前はちょっと忘れましたが、名前を変えずとこの作品と言いますか、北川原さんによるところのものがきちんとできるように監視していくということでもありますので。確かに設計料のことも含めてなんですけれども、いろいろなことを相談に行ったことはあります。

清水委員 その相談に行った会議ですけれども、その場にはどなたがお見えになったか、御記憶はございますか。

中村証人 県が私と教育次長と永井さんと松澤さんがいたかな、それと桐原さんと、向こうは何と言いますか、團さんで話をしたというふうに思います。

清水委員 永井証人もそのときにおられたということでもありますけれども。永井証人も当然この基本設計料は払ってある。しかし実施設計料を増額するという事は、基本設計にかかわる部分もあるから増額してほしいと、こういう話があったということはお聞きになっているかとは思いますが。この会議に出席されて、どのような感想をお持ちだったのでしょうか。

永井証人 実際に基本設計に相当する業務というのは、北川原さんと直接その業務に深くかわりながらその企画をやってきましたので、業務の高を見ていますと、基本設計に相当することをやっていたという感覚は、その当時持っていました。

清水委員 大変難しい尋問になろうかと思いますが、金額的には妥当だというふうに御自身は思われたのでしょうか。

永井証人 当時、類似した案件が福島県の郡山養護学校というのがありまして、その基本設計料、それから実施設計料を見ますと、かなり高額なものが組まれていて、それは最終的に日本建築学会の賞までとる作品なんですけど、その規模とか、それからいわゆる現地で改築していることとか、そういうものと比較したときに、非常に長野県の設計料はリーズナブルであるなという感想はその当時は持っていました。

清水委員 では中村証人にお伺いいたしますけれども、先ほどプロポーザルの委員会が、その役割は終わったものであるが、調整委員会という格好になるんですかね、名前だけそんな

ような名前になるかと思えますけれども。ということで残したいという話をされたということですが。どなたがそういう格好で残したい、また残そうというふうにおっしゃったのか、教えていただけますか。

中村証人 確か選定委員会の中の一委員がいろいろ条件をつけたわけです。例えば安全の問題、雪の問題とか、火だとか、何かそういうような根本にかかわることで、これでいいんだけれどもよりそれを詰めるという問題がございまして。ではそれをどうするのかという中で、確か團委員長が提案して、みんな委員の了解をとって存続したように記憶しております。

清水委員 ではプロポーザル委員会としてはではなくて、調整委員会というんですね。としては、どのぐらいの会合を回数、またはいつごろされたか御記憶ございませんか。

中村証人 それは、確か夏であったと思うんですけれども。1回正式に開いたのは記憶しております。

清水委員 当然委員でありますので、旅費等のお金もかかろうかと思いますが。予算的にはどういう措置をされたか、御記憶ございますか。

中村証人 いや、記憶にありません。

清水委員 記憶にないということで、ちょっとお聞きしますが。記憶にないということは、払った記憶がないということですか、予算手当ををしたという記憶がないということでしょうか。

中村証人 いや、既決の報酬とかそういう中で支払われたものというふうに、当然支払われたものというふうに考えておりまして。今質問されて、何だろうというふうに思っているところですけども。

清水委員 では最後にお聞きいたしますが、そのことについて、その報酬ないしは実費弁償ですかね、そういうことについて、團さんから部長にではお話があったということは過去ないということによろしいのでしょうか。

中村証人 記憶にありません。

清水委員 結構です。

小林委員長 いいですか。それでは関連をして、委員各位から補充尋問がございますか。

(「なし」という声あり)

いいですか。以上をもちまして、中村芳久証人、永井昇証人に対する尋問は終了いたしました。各証人におかれましては、大変お忙しい中を、しかも長時間お待ちいただきまして、さらにまたこうして長時間にわたる尋問に的確にお答えをいただきまして、まことにありがとうございました。心からお礼を申し上げて、退席されても結構でございます。ありがとうございました。

[各証人 退席]

それでは、本日出頭を求めました証人に対する尋問はすべて終了いたしました。

次に、記録請求についてであります。百条調査権に基づく記録の提出の要求について、要求のある委員は、はい林委員。

林委員 この前、柳田委員からこの前段の精査をした一部配られたんですけども。私どももそういうことを通じて、田中知事の証言であったか、岡部証人の証言であったか、一部紹介されてあるんですけども。10月9日午前8時52分の宮津氏から田中知事あてに送られたメールの写し、それから同じく10月9日午前10時55分、岡部氏から田中知事あてに送られたメールの写しをお願いしたいと思います。

小林委員長 重複はしていませんね。一部出ていますか。それでは重複しない部分を求めるということによろしゅうございますか。

林委員 確か高見澤委員が紹介されている部分もあるんですけども、全文でないんですよ、お願いしたいと思います。

小林委員長 わかりました。それでは、今、林委員の申し出、よろしゅうございますか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、要求がありました記録につきまして、だれに求めるということになりますか。

林委員 多分田中知事であると思います。確認してください。

小林委員長 ただいま要求のありました記録について、田中知事に対し、12月9日(金)までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。今、田中知事と言われましてんですが、ちょっと念を押してお聞きをしたいんですが。長野県知事であるのか、それとも田中康夫氏に対してということでございますか。

林委員 長野県知事田中康夫さんです。

小林委員長 わかりました。いいですね。それでは12月9日(金)までに記録の提出を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

次に、百条調査権に基づき、付託事件の調査を行うための証人出頭要求についてお諮りいたします。来る12月5日(月)午前10時に元県経営戦略局参事松林憲治さん、元県総務部長宮尾弘行さん、以上、それぞれ証人として本委員会に出頭を求めたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

宮澤副委員長 先ほど協議会の席上で、そのお二人ということでお名前が挙がりましてので、早速、委員長、副委員長の指揮のもとに、書記の方でそれぞれのところへ連絡をさせていた

いただきました。現在の段階で、宮尾さんにつきましては可能であるというお返事をいただきました。それから松林さんにつきましては、現在の段階もまだ結論をいただいております。いつもこのようなやり方をずっとやっておりますけれども、すぐお答えをいただける方といただけない方がございますが。松林さんの場合につきましては、いつも答えをすぐいただけないんですけれども。そういうことで、もし松林さんが不可能な場合、宮尾さんだけでも尋問をされるということで、これ主尋問は鈴木委員さんからだと思いますので、もう一度確認をさせていただいて手配をさせていただきたいとこんなふうに思うところでございますので、そこら辺もお含みの上、お願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

小林委員長 御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、それぞれ、先ほど申し上げました証人を本委員会への出頭を求めてまいりたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

なお、次回委員会は12月5日(月)になりますが、午前9時から協議会を開催したのち、引き続き午前10時から委員会を開催し、証人尋問を行います。

この際、何か御発言はございますか。

(「なし」という声あり)

それでは、以上をもちまして委員会を閉会いたします。大変御苦勞様でございました。ありがとうございました。

閉会時刻 午後7時55分